

# 第6次羽咋市男女共同参画行動計画（案） (2026年度～2035年度)

共に歩み輝くまちづくり

# 目 次

<b>第1章 計画の策定にあたって</b>	
1. 計画の基本的な考え方	3
(1) 計画策定の趣旨	
(2) 計画の位置付け	
(3) 計画の期間	
2. 羽咋市の現状と課題	4
(1) 羽咋市の現状	
(2) 第5次プランの検証と羽咋市の男女共同参画の課題	
<b>第2章 基本目標と施策の方向</b>	
基本理念	12
体 系 図	13
基本目標Ⅰ あらゆる分野における女性の活躍推進	14
重点課題1 政策・方針決定過程における女性の活躍推進	
重点課題2 誰もが働きやすい職場づくり・社会環境づくり	
重点課題3 地域における男女共同参画の推進	
基本目標Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現	19
重点課題4 あらゆる暴力の防止と被害者支援	
重点課題5 誰もが安心して暮らせる環境の整備	
重点課題6 生涯を通じた健康支援	
重点課題7 男女共同参画の視点に立った各種制度等の充実	
基本目標Ⅲ 男女共同参画社会の実現と多様性を尊重する意識づくり	
重点課題8 男女平等・多様性尊重に関する意識改革と理解促進	24
重点課題9 計画の推進に係る体制整備	
数値目標	26
(参考) 指標	27
<b>資 料</b>	
近年の男女共同参画の動き	
羽咋市男女が共に輝く21世紀のまちづくり条例	
羽咋市男女共同参画推進委員会委員名簿	
羽咋市男女共同参画に関する市民意識調査	

# ● 第1章 ●

## 計画の策定にあたって

---

### 1. 計画の基本的な考え方

- (1) 計画策定の趣旨
- (2) 計画の位置付け
- (3) 計画の期間

### 2. 羽咋市の現状と課題

- (1) 羽咋市の現状
- (2) 第5次プランの検証と羽咋市の男女共同参画の課題

# 1. 計画の基本的な考え方

## (1) 計画策定の趣旨

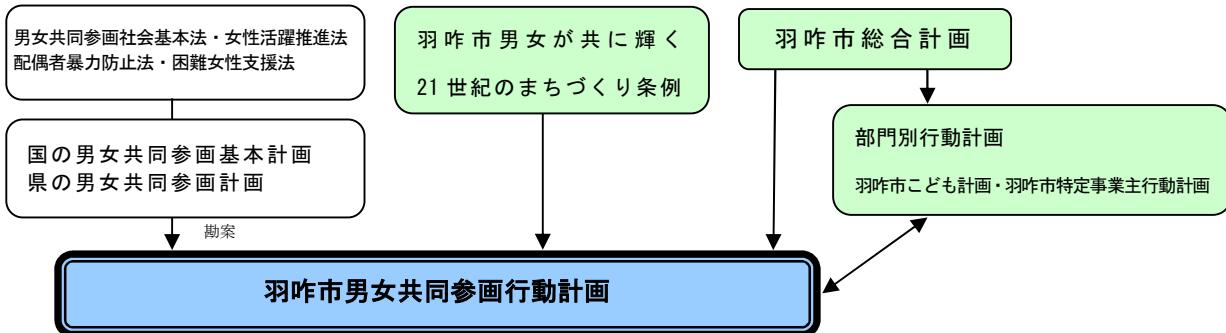
羽咋市では、平成 13 年に「羽咋市男女が共に輝く 21 世紀のまちづくり条例」を制定し、翌年に「羽咋市男女が共に輝くまちづくりプラン」を策定しました。その後、社会情勢の変化や市民意識調査の結果を反映させるために 5 年ごとに計画の見直しを行い、男女共同参画社会の実現に向け、取組を進めてきました。

国では、平成 11 年に制定された「男女共同参画社会基本法」のもと、様々な取組みが進められ、平成 27 年には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という）」、令和 5 年 6 月には「性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」、令和 6 年 4 月には「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（以下「困難女性支援法」という。）」が施行されるなど、性的マイノリティや女性が抱える多様な課題の解消に向けた新たな法整備や取組の強化が見られます。

そこで、本市では、社会情勢の変化や市民意識調査の結果を踏まえながら、国や県の動向を勘案し、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを一層推進するため、今後 10 年間の目標と施策の方向性を示す第 6 次羽咋市男女共同参画行動計画を作成しました。また、目標に向け一歩ずつ前に進むよう取り組むため、サブタイトルを「共に歩み輝くまちづくり」と定めました。

## (2) 計画の位置付け

- 本計画は、「羽咋市男女が共に輝く 21 世紀のまちづくり条例」第 8 条に定める男女共同参画社会を実現するための行動計画です。
- 本計画は、「羽咋市総合計画」を上位計画とした部門別行動計画の一つであり、男女共同参画の視点から各課の部門別行動計画と密接に連携しています。
- 本計画は「男女共同参画社会基本法」第 14 条第 3 項の規定に基づく「市町村男女共同参画計画」です。
- 本計画は、「女性活躍推進法」第 6 条第 2 項の規定に基づく「市町村推進計画」です。
- 本計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「配偶者暴力防止法」という。）第 2 条の 3 第 3 項に規定に基づく「市町村基本計画」です。
- 本計画は、「困難女性支援法」第 8 条第 3 項の規定に基づく「市町村基本計画」です。



## (3) 計画の期間

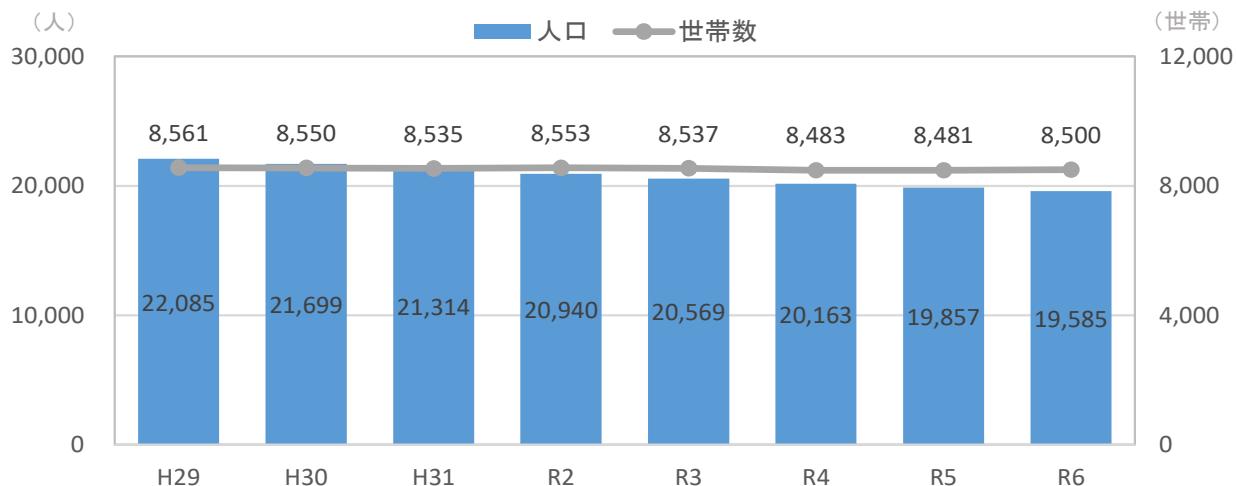
本計画の期間は、令和 8 年度（2026 年 4 月）～令和 17 年度（2036 年 3 月）の 10 年間とし、社会情勢の変化など必要に応じて見直しを行います。

## 2. 羽咋市の現状と課題

### (1) 羽咋市の現状

#### ① 人口と世帯数の推移

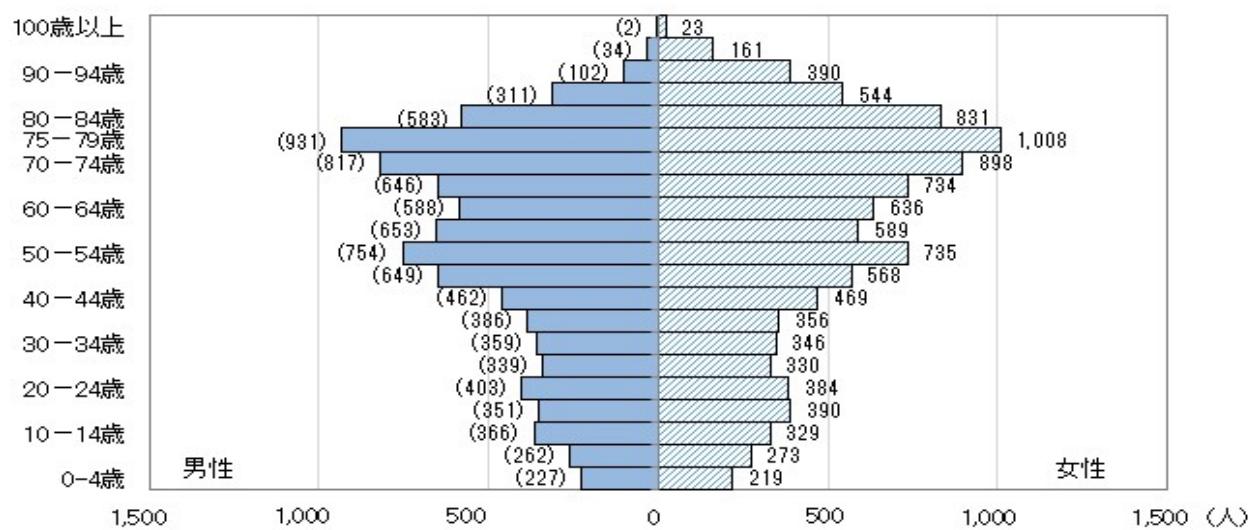
本市の人口は令和7年1月1日現在、19,585人であり、平成29年と比べて2,500人減少しています。一方、世帯数は平成29年の8,561世帯から令和6年には8,500世帯とほぼ変化はありません。



資料：住民基本台帳（各年12月31日現在）

#### ② 男女別年代別的人口構成

男女別年代別の人団構成をみると、男女とも「75～79歳」が多い一方で、「0～4歳」は男女とも少なくなっています。

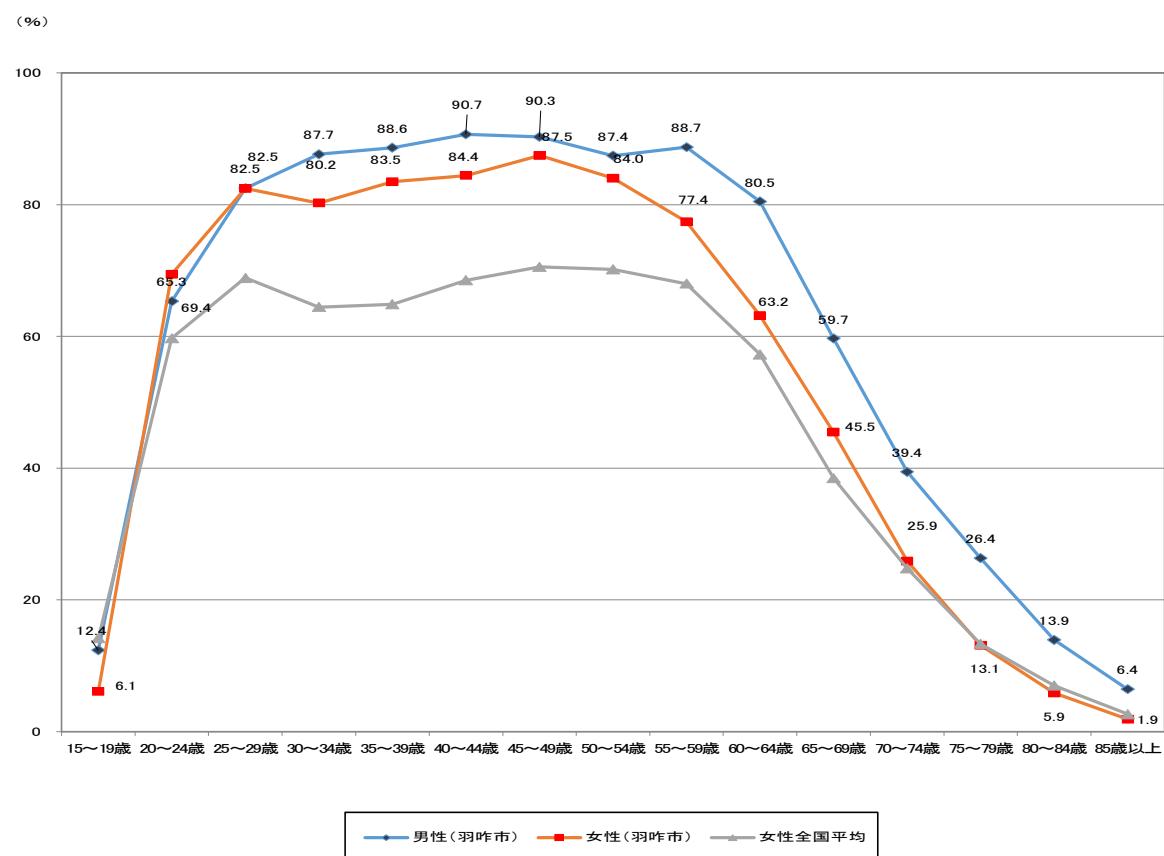


資料：住民基本台帳（令和7年3月31日現在）

### ③ 就業率

女性の就業率をみると、どの年代においてもおおむね全国平均よりも高くなっています。女性の就業率は、一般的には、働いている女性が結婚や育児で一時仕事を辞め、子育てが一段落してから再就職するという、いわゆるM字曲線を描くことが多いですが、本市では働きながら出産・子育て期を迎える女性が多い傾向がみられます。

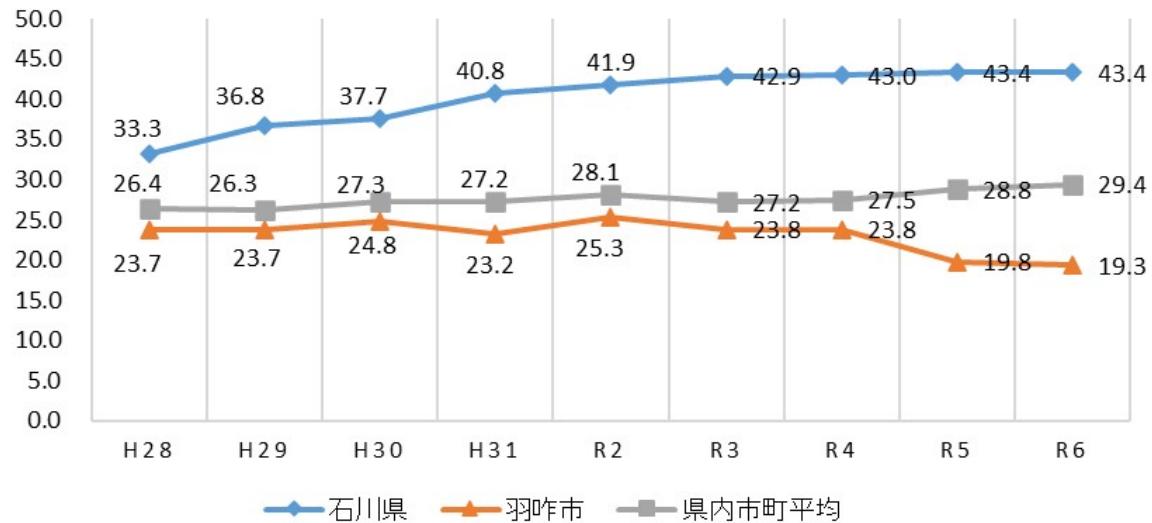
#### ■年代別就業率



出典：総務省「国勢調査」（令和2年）

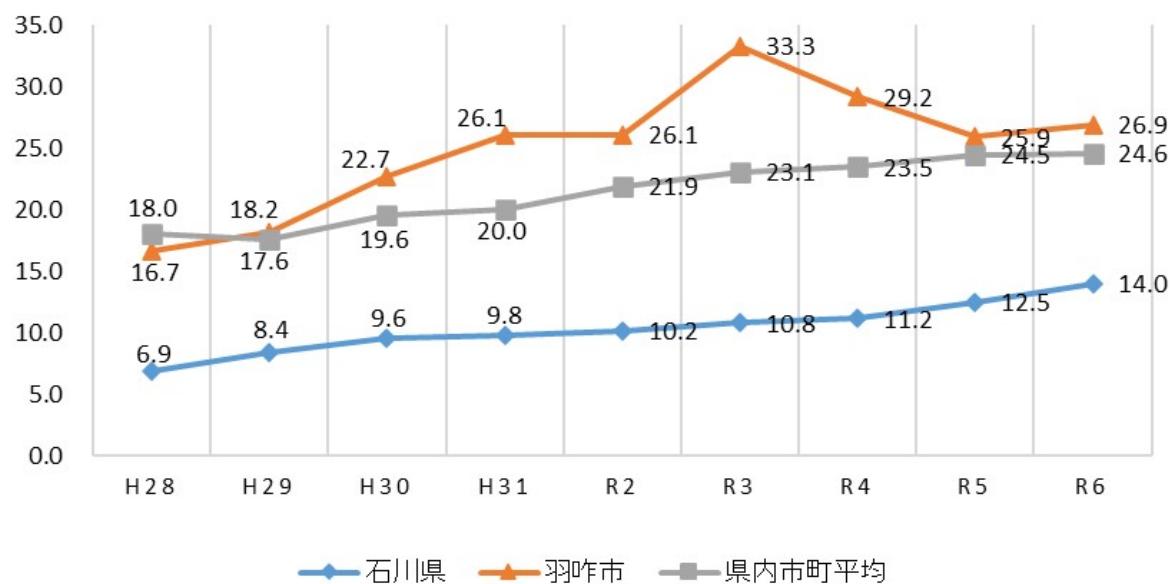
#### ④ 審議会における女性の登用状況

羽咋市の審議会等における女性委員の割合は、19.3%で、県や県内市町平均よりも低く推移しています。



#### ⑤ 自治体における女性の登用状況

羽咋市の女性管理職の割合は、26.9%で、県や県内市町平均と比較して、高い数値で推移しています。



## (2) 第5次プランの検証と羽咋市の男女共同参画の課題

### ① 第5次プラン達成度の検証

本市では、「羽咋市男女が共に輝くまちづくりプラン」に基づき、男女共同参画社会を実現するための諸施策の推進のために、具体的な数値目標を設定しています。数値目標に対する進捗状況を見ることで達成度を検証し、次の計画に反映するものです。

令和6年度までの達成状況は以下のとおりです。

	項目	策定時 (令和2年度) 実績値	令和6年度 実績値	目標値
1	審議会等における女性委員の登用率	28.7%	26.4%	40%
2	行政委員会の女性委員の登用率	15.4%	11.5%	20%
3	女性委員のいない審議会等の割合	9.8%	16.7%	0%
4	管理職にある職員に占める女性割合	26.1%	26.9%	30%
5	男性職員育児参加休暇の取得割合	0%	対象者なし 33.3% (R5)	100%
6	男性職員の育児休業(部分休業を含む)取得率	0%	対象者なし 133.3% (R5)	30%
7	職員の年次有給休暇の平均取得日数	8.9日	9.7日	12日
8	家族経営協定締結農家数	17戸	21戸	20戸
9	女性起業者数	2人	2人	10人 (R6)
10	介護、支援を必要としない高齢者の割合	80.3%	79.5%	80% (R7)
11	特定健康診査受診率	47.4%	45.9% (R5)	50.6% (R5)
12	女性がん検診受診者数			
	子宮がん検診	22.0% (R1)	21.7% (R5)	24.0% (R5)
	乳がん検診	24.2% (R1)	22.7% (R5)	28.1% (R5)
13	ファミリーサポートセンター提供会員数	55人	67人	60人
14	子育てサロン設置数	1か所	1か所	1か所
15	休日保育実施保育所数	5か所	4か所	4か所
16	放課後児童クラブ設置数	4か所	5か所	5か所

## ② 数値目標について

- 項目1、項目2及び項目3の審議会等における女性の登用、行政委員の女性委員の登用率については、目標に達しておらず、継続して啓発を行っていく必要があります。
- 項目4、6、8、10及び項目13～16については、概ね目標を達成しております。
- 項目5、7、9、11及び12については、さらなる啓発が必要です。

## ③ 羽咋市の課題について

令和6年度に市民意識調査を行った結果、年を経るごとに、家事・育児等への男性の参加や市民活動・地域活動への女性の参画が進むなど、市民の意識が少しづつ変化してきているのが分かりました。 ※市意識調査の結果は、巻末の資料に記載

しかしながら、市民意識調査の結果、男女の地位の平等感は、「男性が優遇されている」と感じている人が多く、これは、依然として残る固定的な性別役割分担意識、男女の能力や特性に関する固定的な見方や様々な社会制度・慣行が原因となっていると考えられます。

政策・方針決定過程への女性の参画状況については、数値目標を設定し取組を行ってきましたが十分に進んでいません。その原因には、固定的役割分担意識が原因となっていることもありますが、市民意識調査の結果からわかるように、前回調査と比べて意欲のある人は男女ともに減少しています。

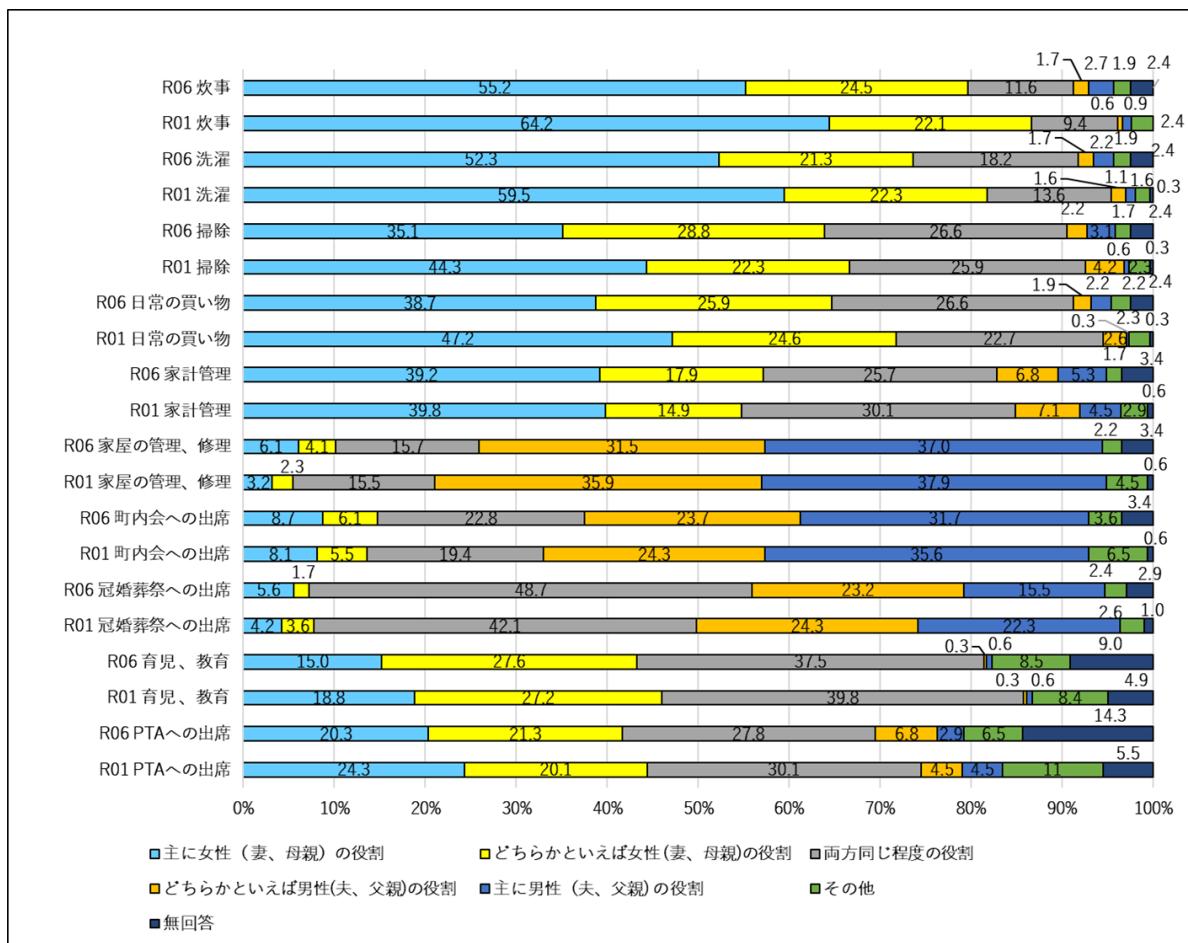
家庭における女性の家事負担は、女性の仕事と生活の両立を困難にしています。また育児・介護休業制度を取得しやすい職場環境の整備や働き方を見直していく必要があります。

男女共同参画に関わる法制度の見直しにより、私たちを取り巻く環境は整備されてきています。しかし、男女共同参画の実現には、こうした法制度の見直しだけではなく、私たち一人ひとりの意識を変えることが重要であると思われます。人の意識を変えることは容易ではありません。今後も継続して、粘り強く、さまざまな場で男女共同参画の意識づくりや支援を進めていくことが必要です。

また、機会や待遇、社会参画については、性別だけでなく、国籍や障がい、性的志向などによって違いが生じないような地域をつくっていくことが望ましく、近年は、多様性を尊重し、誰もが活躍できる社会を作るための新たな法律や制度が整備されています。こうした流れを受けて、本市においても、性別はもちろん、様々な違いを認め合い、ともに協力できる地域づくりを進めていくことが必要です。

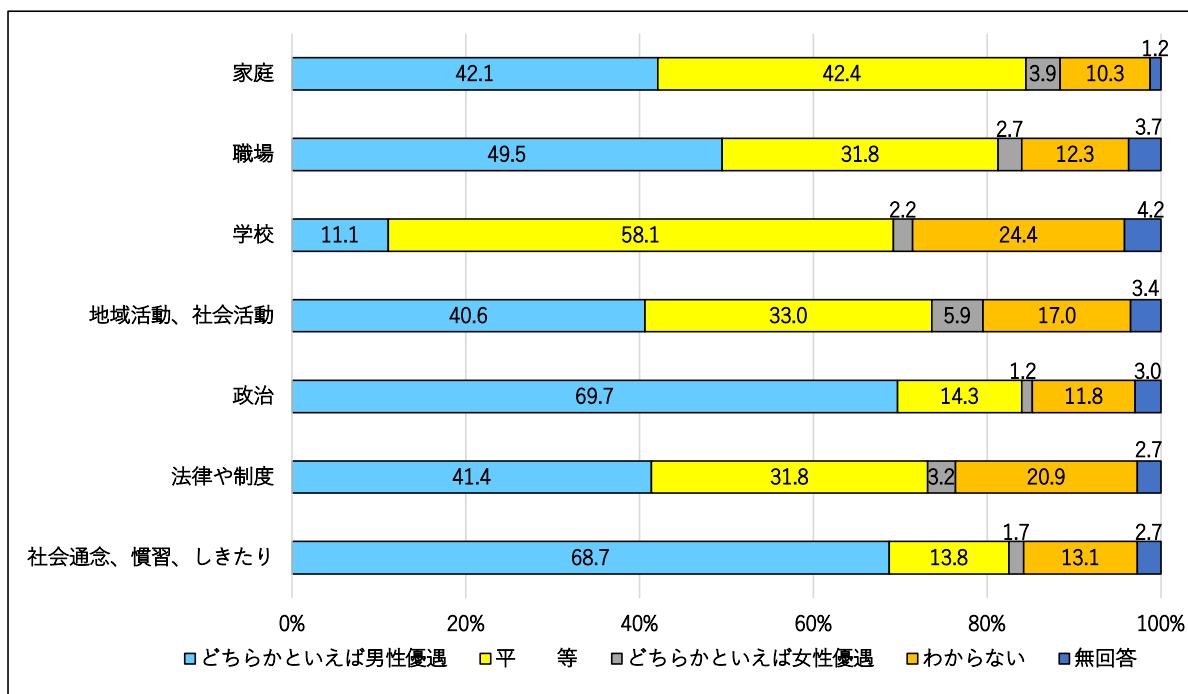
このため、府内では関係各課との連携を更に強化し、同時に多様な市民との協働を最大限に生かして、しっかりととした仕組みによってプランを実行していく必要があります。

## ■家庭生活での役割分担について



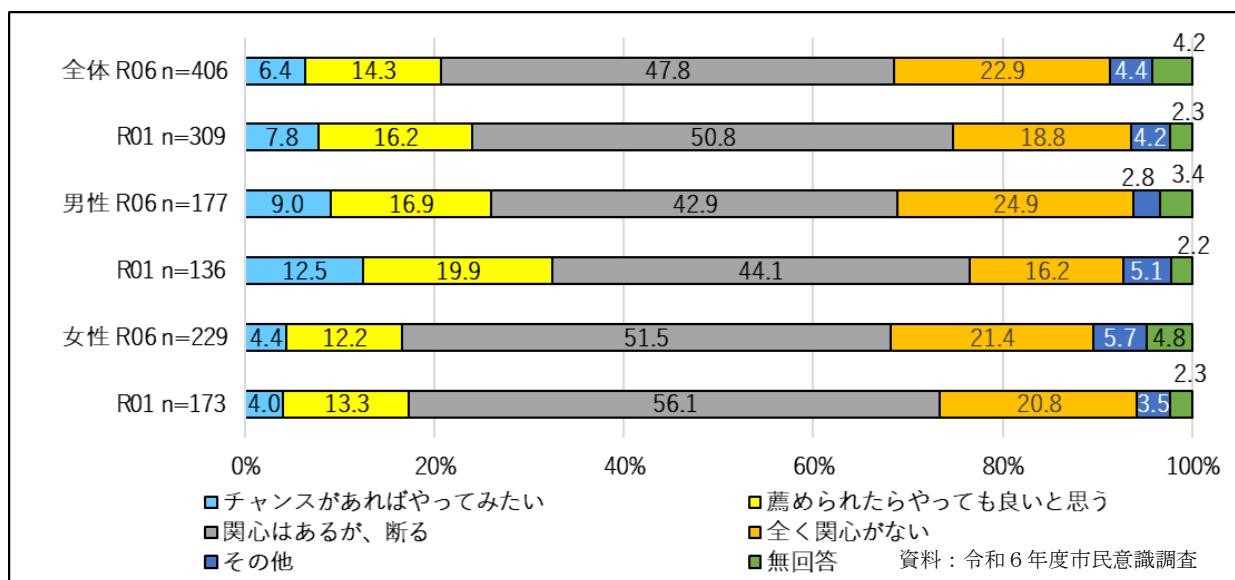
資料：令和6年度市民意識調査

## ■男女の地位の平等感について



資料：令和6年度市民意識調査

■委員会・審議会等委員について



## ● 第2章 ● 基本目標と施策の方向

---

基本理念

体系図

基本目標

基本目標Ⅰ あらゆる分野における女性の活躍推進

基本目標Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現

基本目標Ⅲ 男女共同参画社会の実現と多様性を尊重する意識づくり

数値目標

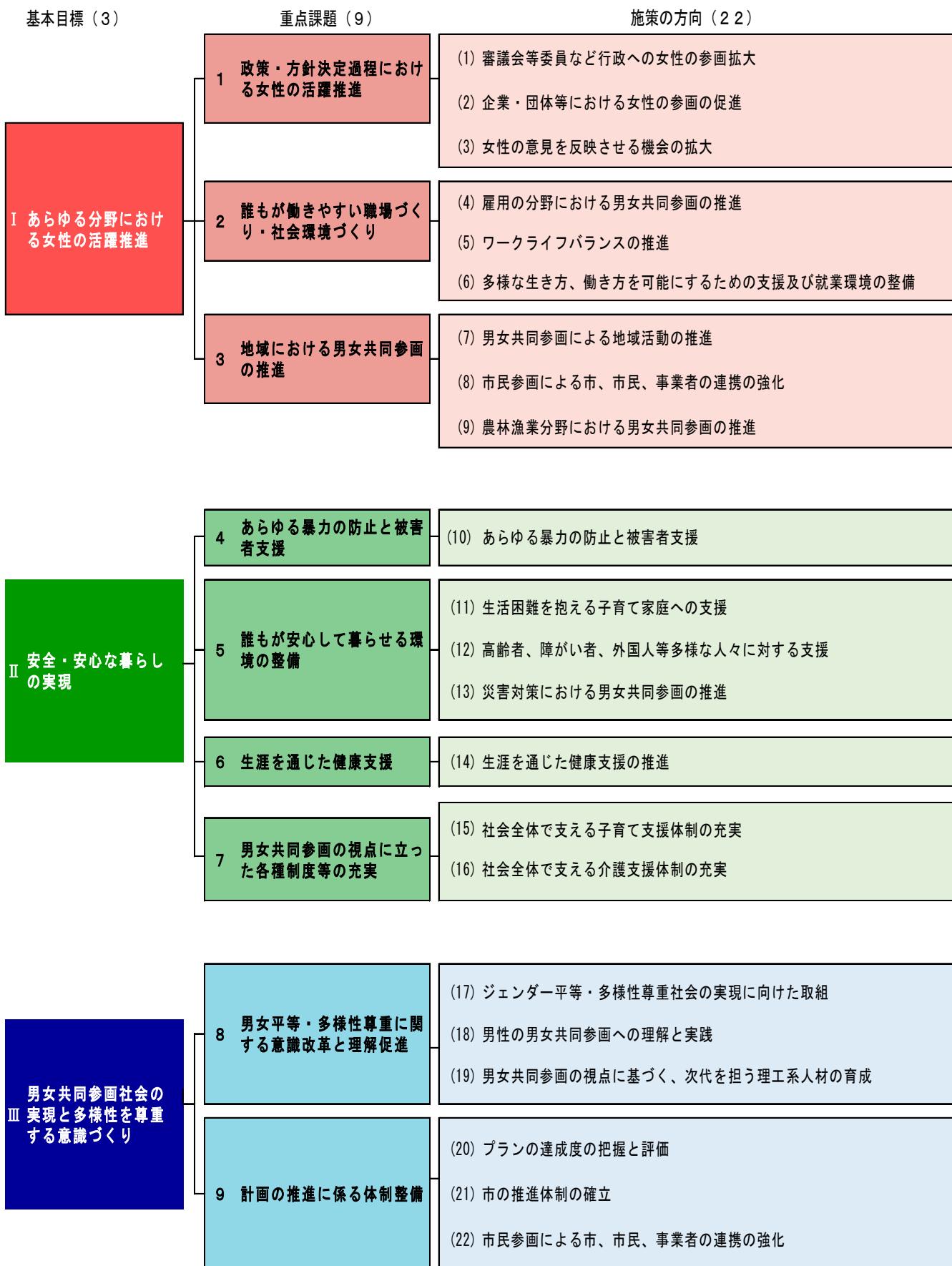
(参考) 指標

## 基本理念

### ＊＊「羽咋市男女が共に輝く21世紀のまちづくり条例」第3条 基本理念 ＊＊

- ①一人ひとりがその能力を充分に發揮でき、固定的な性別役割分担でなく多様な生き方が選択できる活力ある社会であること。
- ②男女が、相互の理解と協力のもと、家庭、地域、職場、学校その他のあらゆる活動の場において平等に責任を分かち合う活力ある社会であること。
- ③あらゆる分野における政策、方針決定の場に男女の個人としての能力が尊重され、それとともに、営利、非営利を問わず新しい事業や活動が活発におこされ、男女が共に参画する活力ある社会であること。
- ④性別による差別や、ドメスティック・バイオレンスなどの暴力がない、すべての人の人権を尊重する活力ある社会であること。

# 体系図



# 基本目標Ⅰ あらゆる分野における女性の活躍推進

## 重点課題1 政策・方針決定過程における女性の活躍推進

男女共同参画社会を実現するためには、女性があらゆる分野において対等に参画できる社会にする必要があります。政策・方針決定過程に男女が共に参画し、女性の活躍が進むことは、多様性が尊重される社会の実現のためには必要なことです。

しかし、現状は、本市の審議会等における女性委員の割合を令和8年度までに40%以上とする目標を設定し取り組んできましたが、令和6年度では26.4%、また、行政委員会の女性委員登用率は、目標値が20%のところ、令和6年度は11.5%、女性委員のいない審議会等の割合は、目標を0%のところ、令和6年度は16.7%といずれも目標を達成していません。

この背景には、家庭内での育児や介護の負担が女性に集中しやすいこと、固定的な性別役割分担意識が根強く残っていることなど、様々な要因が複合的に絡み合っていることが、市民意識調査結果からもみられます。

このことを踏まえ、今後さらに、県や市はもとより、企業や各種団体、地域等においても、分野に応じた適切な積極的改善措置（ポジティブアクション）を具体化し、方針の立案・決定過程への女性の参画を積極的に進めていく必要があります。

また、各地・各方面で活躍したいと考えている人材や、活躍している人材に関する情報を収集整理し、関係者へ積極的に提供することが必要です。また、男女が幅広く市政に参加できるように、委員の公募や審議会等の会議の情報提供など開かれたまちづくりを進めていきます。

### 【施策の方向】

#### 施策(1) 審議会等委員など行政への女性の参画拡大

具体的施策	概 要	担当課
審議会等への男女のバランスの適正化	審議会等に占める女性の割合については50%を目指にし、委員の公募や会議の情報提供等により女性の市政への参画を促進するとともに、女性が男性と共に参画できる場の確保に努めます。	全 課
女性職員の役職への登用	市は、女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画により、意欲と能力のある女性職員の人材育成や、管理職登用に努めます。	総 務 課

#### 施策(2) 企業・団体等における女性の参画の促進

具体的施策	概 要	担当課
企業等の方針決定段階での女性参画への働きかけ	女性活躍推進法に基づく事業主行動計画の策定等、国が推進する女性の活躍に関する取組の情報提供を行い、方針決定過程への参画が図られるよう啓発を行います。また、企業や各種団体等においても同様に、女性の参画が進むよう働きかけます。	総 務 課 商工観光課

### 施策(3) 女性の意見を反映させる機会の拡大

具体的施策	概要	担当課
社会的、政治的問題に関する情報提供	社会的、政治的問題に関する取り組みへの意識啓発や、研修を実施します。	総務課
女性の政治参画に関する情報提供	女性の政治参画に関する情報の収集・提供を行います。	総務課

#### 【用語の解説】

##### 「ポジティブアクション」

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう（男女共同参画社会基本法第2条第2号）。

また、同法第8条は、国の責務として、国が、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する旨、規定している。

男女間において形式的な機会の平等が確保されていても、社会的・経済的な格差が現実に存在する場合には、実質的な機会の平等を担保するために積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の導入が必要となる。

##### 「固定的な性別役割分担意識」

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」「男子は理系・女子は文系」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。

## 重点課題2 誰もが働きやすい職場づくり・社会環境づくり

就業は生活の経済的基盤を形成するものであるとともに、全ての人が自らの個性と能力を十分に發揮し、生きがいを感じられる社会を実現する観点からも極めて重要な意味があります。

国において、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法や女性活躍推進法の改正など法律や制度の整備が着実に進められ、社会全体での女性活躍を推進する動きが拡大しています。

しかし、市民意識調査では、依然として家事・育児・介護等の多くを女性が担っている実態があり、女性が就労にあたりそれらが障害と感じたり、昇進昇格に否定的に感じる人の割合が多くなっています。

また、テレワークやフレックスタイム制の導入、短時間勤務制度の拡充など多様な働き方を推進し、男女ともに育児や介護に参加しやすい環境の整備やワーク・ライフ・バランスの充実を図るとともに、企業等における労働時間の削減や有給休暇の取得促進、育児・介護休業等の取得を進め、男性の育児や家事へ主体的に参画していくような取組を推進する必要があります。

また、研修制度の充実や管理職への女性登用目標設定など、女性がキャリアを継続・向上できるような支援も必要です。

これらの対応策を通じて、全ての人が働き続けることを諦めない社会、育児や介護に積極的に関われる社会を実現し、希望に応じて多様な働き方を選択できるような環境の整備を行っていきます。

### 【施策の方向】

#### 施策(4) 雇用の分野における男女共同参画の推進

具体的施策	概要	担当課
労働や雇用に関する法令等の周知	男女雇用機会均等法や女性活躍推進法など関係する法令や制度が定着するための啓発を行っていきます。	総務課 商工観光課
企業に対する平等な雇用の機会と待遇確保についての働きかけ	国が推進する、職場における性別にとらわれない雇用機会と待遇確保について、事実上生じている男女間の格差の解消、女性の能力発揮を促すための積極的改善措置の導入等、就業環境の整備に向けた企業等における積極的な取組を促進するための啓発を行います。	総務課 商工観光課

## 施策(5) ワークライフバランスの推進

具体的施策	概 要	担当課
企業等に対するワークライフバランスの推進の働きかけ	育児・介護休業について、企業等をはじめ労働者及び一般市民に周知・啓発を進めるとともに、男性が家庭・地域等へ参画しやすい職場環境が実現されるよう、企業等に対する意識啓発を図ります。	総務課 健康福祉課 地域包括ケア推進室 こども課 商工観光課
個人に対するワークライフバランス推進の働きかけ	働き方を見直し、ワークライフバランスについて理解を深められるよう、情報提供等により啓発を図ります。	総務課 農林水産課 商工観光課

## 施策(6) 多様な生き方、働き方を可能にするための支援及び就業環境の整備

具体的施策	概 要	担当課
様々な就業形態に対する情報提供と支援	雇用によらない働き方や、再就職、起業を目指す女性に対して情報提供及び支援制度の充実を図ります。	総務課 商工観光課
新たな就業形態に対する環境の整備	多様な生き方、働き方の実現に向けた、テレワーク等の新たな就業形態における環境の整備を行うとともに、サテライトオフィスの誘致に取り組みます。	総務課 まちづくり課 商工観光課
女性の能力発揮のための支援	女性のキャリア形成のための学び直しや個人や女性団体、グループといった女性の人材に関するネットワークづくりを支援します。	まちづくり課 商工観光課 生涯学習課

### 【用語の解説】

#### 「ワーク・ライフ・バランス」

仕事と生活の調和。老若男女だれもが、「仕事」「家庭生活」「地域活動」「個人の自己啓発」など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態のこと。

### 重点課題3 地域における男女共同参画の推進

地域は、人々にとって最も身近な暮らしの場です。本格的な人口減少社会が到来した中で、活力ある地域社会を実現するためには、一人ひとりが夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成が不可欠です。魅力的な地域をつくることは、持続可能な地域社会を発展させることにつながります。

#### 【施策の方向】

##### 施策(7) 男女共同参画による地域活動の推進

具体的施策	概 要	担当課
固定的な性別役割分担意識に対する町会等への意識改革の働きかけ	町会や地域公民館、P T A活動などの地域活動において、ある性別や年齢に固定化することがないよう、住民主体の活動に、様々な属性の地域の担い手が積極的に参画できるよう働きかけます。	総務課 生涯学習課
男女共同参画の視点に沿った地域活動団体への支援	年齢、性別等の属性を問わず、地域の生活課題の解決のために誰もが主体的に参画できる取組を支援するとともに、N P O団体やボランティア活動など公共的分野を担って活動する団体等の支援を行います。	生涯学習課 市民活動支援センター

##### 施策(8) 市民参画による市、市民、事業者の連携の強化

具体的施策	概 要	担当課
地域活動における女性リーダーの育成	地域における女性の活動の活性化と女性リーダーを増やすための機運の醸成や女性人材の育成を図る。	総務課 生涯学習課

##### 施策(9) 農林漁業分野における男女共同参画の推進

具体的施策	概 要	担当課
農林水産業における女性参画の推進	農家や農業団体、漁業団体などに対し、男女共同参画の意識の普及などを行い、女性の参画拡大にむけた情報提供を行う。	農林水産課

## 基本目標Ⅱ 安全・安心なまちづくりの実現

### 重点課題4 あらゆる暴力の防止と被害者支援

性犯罪・性暴力や、配偶者等からの暴力、セクシュアルハラスメント等の暴力は、重大な人権侵害であり、決して許される行為ではありません。

市民意識調査では、パートナー等による暴力について相談する機関があると知っていると答えた人の割合は40%に満たず、暴力を受けても誰にも相談できない状況にならないよう、相談機関の存在を周知していかなければなりません。

こうした状況を踏まえ、多様な被害者に対する必要な支援の充実を図るとともに、あらゆる暴力（身体的、精神的、性的なものなど）の根絶に向けて強力に取り組む必要があります。

若い世代に対しては、暴力を許さない意識を形成、確立するため、学校と連携して予防啓発を行うとともに、一人ひとりを大切にする教育や人権に関する教育の推進を図ることが必要です。

#### 【施策の方向】

##### 施策(10) あらゆる暴力の防止と被害者支援

具体的施策	概 要	担当課
暴力を容認しない社会への啓発活動の実施	多様な広報媒体を通じて、暴力の当事者とならないための教育、暴力を容認しない社会環境の整備に向けた啓発を行います。	生涯学習課
市民や企業に対するハラスメントの防止のための啓発	セクシュアルハラスメント、パワーハラスメントなどは人権侵害であり、防止するための啓発を行います。	総務課 市民窓口課 生涯学習課
被害者への支援体制の充実	被害者支援のための相談窓口の周知及び支援体制の充実を図ります。	市民窓口課 健康福祉課 地域包括ケア推進室 こども課 生涯学習課
若年層に向けた性暴力に対する教育の推進	子ども、若年層であっても性暴力を認識し、被害にあつた場合は被害を認識し、訴えることのできるよう低年齢からの教育と、暴力の根絶に向けた対策を推進します。	こども課 学校教育課 生涯学習課
情報の選択や活用に対する教育の推進	インターネットの情報やSNSなど、メディアの情報の正しい選択と活用をするための自己判断能力を育成します。	学校教育課 生涯学習課
暴力の加害者にならないための意識啓発	暴力の加害者にならないように、全ての世代に対し、暴力を未然に防止するための情報提供や、意識啓発を行います。	健康福祉課 地域包括ケア推進室 こども課 生涯学習課
虐待の早期発見と相談体制の充実	児童・障がい者・高齢者虐待を早期に発見するとともに、見守り支援及び相談体制の充実を図ります。	健康福祉課 地域包括ケア推進室 こども課

## 重点課題5 誰もが安心して暮らせる環境の整備

女性は、経済社会における男女が置かれた状況の違い等を背景として、貧困等生活上の困難に陥りやすい傾向にあります。とりわけ女性の貧困は、全ての年代の女性に生じ得ることに留意する必要があります。

このような貧困等生活上の困難に対する多様な支援を行うとともに、支援が届きやすくなるよう改善に努めることが必要で、また、貧困等を防止するための取組も重要です。

そして、ひとり親家庭の実情に応じた就職支援など自立のための支援の充実や、ひとり親家庭の母子や父子が安心して暮らすことができるよう生活環境の整備を図る必要があります。

また、経済的な困難を抱える子育て家庭において、経済状況等により子どもの就学機会に差が生じないよう支援を図ることも重要です。

さらに、人口減少・少子高齢化が進行する中で、豊かで活力ある社会としていくためには、高齢期の男女をその他の世代と共に社会を支える重要な一員として捉え、社会参加や充実した生き方ができるよう支援していくことが必要です。

また、性的指向・性自認に関すること、障がいがあること、外国人やルーツが外国であることを理由とした社会的困難を抱えている場合、更に複合的な困難を抱えることがあるため、様々な属性の人々についての正しい理解を広め、社会全体で多様性を尊重する環境づくりを進めることができます。

大規模災害の発生は、全ての人の生活を脅かすと同時に、男女に異なる影響をもたらし、女性や脆弱な状況にある人々がより深刻な影響を受けます。このような非常時には、平常時における固定的な性別役割分担意識を反映して、増大する家事・育児・介護等の家庭責任が女性・女児に集中しがちであるなど、ジェンダーに起因する諸課題が一層顕在化します。平常時からあらゆる施策の中に、男女共同参画の視点を含めることが重要であるとともに、非常時において、女性に負担が集中したり、困難が深刻化したりしないような配慮が求められます。

防災・復興における男女共同参画の推進は、災害時に性別や年齢、障害の有無などの違いによって被害の生じ方が異なるという現実を踏まえ、すべての市民の安全と自立を確保する上で不可欠です。全市民が安全・安心に暮らせる災害対応体制を構築していくことも重要です。

### 【施策の方向】

#### 施策(11) 生活困難を抱える子育て家庭への支援

具体的施策	概要	担当課
ひとり親家庭に対する支援の実施	ひとり親家庭や経済困難を抱える子育て家庭等に対して、経済的支援のほか、就労面や学習面での支援を行います。	こども課

### 施策(12) 高齢者、障がい者、外国人等多様な人々に対する支援

具体的施策	概 要	担当課
住み慣れた地域で生活を続けるためのサービスの提供	障がいの有無や、年齢に関わらず住み慣れた地域で自立した日常生活を営み、自分らしく生きがいを持って暮らすことができるよう、きめ細やかなサービス及び機会を提供します。	健康福祉課 地域包括ケア推進室 地域整備課
配慮が必要な人への地域ぐるみの取組に対する支援	高齢者や障がい者、外国人やひとり親世帯といった様々な困難を抱える人たちが安心して暮らせるような地域づくりを進めます。	地域包括ケア推進室 こども課 生涯学習課

### 施策(13) 災害対策における男女共同参画の推進

具体的施策	概 要	担当課
防災活動での女性の参画の推進	災害時における避難所運営をはじめ諸問題の解決に向け、男女共同参画の視点を取り入れた防災計画づくりなどの防災対策に取り組みます。また、防災組織への女性の参画を促進します。	生活安全課

## 重点課題6 生涯を通じた健康支援

男女が互いの身体的性差を十分に理解し、人権を尊重し、思いやりを持つことは、男女共同参画社会の形成の前提となります。

女性の心身は、年代によって大きく変化するという特性があり、「性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）」の視点が重要です。

心身の健康は、暴力や貧困などの社会的要因に影響を受ける側面もあり、背景となる社会課題の解決と、的確な保健・医療の提供が必要です。

こうしたことから、生涯を通じた健康支援の充実を図り、すべての市民が、年齢やライフステージに応じた適切な支援の推進を図る必要があります。

### 【施策の方向】

#### 施策(14) 生涯を通じた健康支援の推進

具体的施策	概 要	担当課
健康支援体制の充実	健康診断や健康教室、生涯スポーツの奨励など、生涯を通じた男女の健康支援体制の充実を図ります。	健康福祉課 生涯学習課 スポーツ推進室
女性に対する切れ目のない支援の推進	妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援の充実を図ります。	こども課
年代に応じた健康支援の取組の推進	思春期の児童・生徒が性に関する正しい知識を得るために教育の充実を図るほか、更年期や老年期など年代ごとにおける健康支援の取組を推進します。	健康福祉課 学校教育課

### 【用語の解説】

「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）」

リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）とは、平成6年（1994年）の国際人口開発会議の「行動計画」及び平成7年（1995年）の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。

また、リプロダクティブ・ライツ（性と生殖に関する権利）は、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされている。

なお、妊娠中絶については、「望まない妊娠の防止は常に最優先課題とし、妊娠中絶の必要性をなくすためにあらゆる努力がなされなければならない。」とされている。

## 重点課題7 男女共同参画の視点に立った各種制度等の充実

市民意識調査では、多くの人が「女性が働き続ける上で障害となっているもの」については、「家事、育児、介護との両立」と答えています。また「男女が共に仕事と家庭を両立していくために必要なもの」については、「固定的役割分担意識の見直し」、「男女とも育児・介護休業制度を利用しやすい職場環境づくり」と多くの人が答えています。仕事と生活の両立を支援するために、固定的役割分担意識見直しのほか、就業環境の整備や多様なライフスタイルに対応した子育て・介護支援を一層充実していく必要があります。

### 【施策の方向】

#### 施策(15) 社会全体で支える子育て支援体制の充実

具体的施策	概要	担当課
子育て支援に関する制度の充実	多様な暮らし方や働き方に対応するため、保育サービス及び放課後児童クラブの充実を図ります。	こども課
子育て支援体制の充実	家庭の子育てを支援するため、情報提供や相談の場などの交流の場やネットワークづくりを推進します。	こども課

#### 施策(16) 社会全体で支える介護支援体制の充実

具体的施策	概要	担当課
介護に関する制度の充実	多様な暮らし方や働き方に対応するため、介護サービスの充実を図ります。	地域包括ケア推進室
介護者支援と地域における支え合いの推進	介護者を支援するため、情報提供や相談の場などの交流の場やネットワークづくりを推進します。	地域包括ケア推進室
	高齢者が安心して地域で暮らすための地域資源や担い手の発掘に努め、地域における支え合い活動を推進します。	

## 基本目標Ⅲ 男女共同参画社会の実現と多様性を尊重する意識づくり

### 重点課題8 男女平等・多様性尊重に関する意識改革と理解促進

市民意識調査では、「男は仕事、女は家庭」という考えに同感する人が3%、同感しない人が55.7%と、5年前調査と比較し「同感する」と答えた人の割合は減少、「同感しない」と答えた人の割合は増加し、固定的役割分担意識は弱くなっていますが、固定的な性別役割分担意識や、性別・性的指向・人権などに基づく無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）は、女性と男性いずれにも存在しています。これらを解消するため、男性、女性双方の意識改革と理解の促進を図る必要があります。そして、一人ひとりがお互いを尊重しながら多様な選択ができ、自分らしく生きることができるよう、学校や家庭、地域における教育・学習の充実に取り組むことが重要です。

#### 【施策の方向】

##### 施策(17) ジェンダー平等・多様性尊重社会の実現に向けた取組

具体的施策	概要	担当課
教育や保育現場における取組の推進	子ども達の発達段階に応じ、個々の違いを認め、自分の人権を守り、他を思いやり、他の人の人権を守ろうとする意識・意欲・態度を育みます。	こども課 学校教育課
家庭における取組の推進	大人たちが性別による固定的な役割分担意識に気づき、男女共同参画の視点に立った家庭生活、家庭教育、地域学習が行われるよう、各家庭で取り組める内容の事業を実施します。	生涯学習課
分かりやすい広報・啓発の推進	分かりやすい広報を行い、社会制度や慣行の見直しに向けた啓発を行います。	総務課 秘書課
性的マイノリティ（LGBTQ）への理解促進	性的マイノリティに対する差別・偏見の解消に向け、正しい知識と理解を深める啓発を行います。	総務課

##### 施策(18) 男性の男女共同参画への理解と実践

具体的施策	概要	担当課
既存のライフスタイル見直しへの啓発	既存の男性のライフスタイルの見直しと、男女共同参画の理解に向けた意識啓発を促進します。	総務課
男性への学習機会の提供	男性の家事・育児介護等の家庭生活や地域への参画を促進するための啓発及び好事例の発掘・情報提供を行います。	こども課 生涯学習課

##### 施策(19) 男女共同参画の視点に基づく、次代を担う理工系人材の育成

具体的施策	概要	担当課
科学技術分野の教育に関する情報提供の促進	学校や社会教育施設等との連携を図り、性別にとらわれない科学分野に対する興味を持つ機会を増し、進路選択の幅を広げるための情報や体験を提供します。	学校教育課 生涯学習課

## 重点課題9 計画の推進に係る体制整備

男女共同参画社会の実現に向けた取組を一段と加速するため、広範かつ多岐にわたる取組を官民が連携して推進するとともに、あらゆる分野において男女共同参画の視点を確保し施策に反映することが重要です。

また、「男女共同参画行動計画」を総合的に推進するためには、羽咋市総合計画を基本とし、各課で策定した行動計画と連携、共同して推進することが必要です。

男女共同参画に関する施策を推進するにあたっては、市の推進体制の充実や適切な進行管理を行うとともに、国、県、他市町との連携を深め、市民や事業者の理解と協力を得て取り組む必要があります。

### 【施策の方向】

#### 施策(20) プランの達成度の把握と評価

具体的施策	概要	担当課
プランの進行管理	男女共同参画プランに掲げる具体的施策の実施状況及び数値目標等を定期的に確認・評価、公表することによって進行管理を行います。	総務課
意識調査の実施	男女共同参画に関する意識調査を実施し、分析を行い、その結果を男女共同参画施策に反映させます。	総務課
男女共同参画に関する調査研究	男女共同参画に関する各種資料、情報の収集を行うとともに、調査研究に努めます。	総務課

#### 施策(21) 市の推進体制の確立

具体的施策	概要	担当課
府内関係機関との連携	男女共同参画を総合的に推進するため、羽咋市総合計画を基本とし、各課で策定した部門別行動計画と連携し、共同して推進します。	総務課 関係各課
日々の業務におけるプランの実践への啓発	男女共同参画の視点に立った行政を推進するため、職員に「男女共同参画行動計画」の趣旨内容等の周知を図り、日々の業務における意識啓発を図ります。	総務課
他機関との連携	国、県、他市町と相互に情報を共有し、協調・連携して推進します。	関係各課

#### 施策(22) 市民参画による市、市民、事業者の連携の強化

具体的施策	概要	担当課
市民等に対する活動の支援	市民、事業者、各種団体等に対して情報提供等を行い、市民等が主体的に男女共同参画社会の実現を目指すための活動が展開できるよう支援を行います。	総務課
男女共同参画推進委員会との連携の強化	羽咋市男女共同参画推進委員会と連携して、普及活動や意見・苦情等の情報収集を行い、市民と行政によるプランの推進体制を強化します。	総務課

## ■ 数値目標

体系の番号	項目	令和7年度 目標	令和6年度 実績	令和17年度 目標	備考
I -1-(1)	審議会等における女性委員の登用率	40%	26.4%	50%	総合計画 法令、条例、要綱等により設置した審議会、委員会
I -1-(1)	行政委員会の女性委員の登用率	20%	11.5%	20%	教育委員会・選挙管理委員会・農業委員会・監査委員・固定資産評価審査委員会
I -1-(1)	女性委員のいない審議会等の割合	0%	16.7%	0%	法令、条例、要綱等により設置した審議会、委員会
I -1-(1)	管理職にある職員に占める女性割合	30%	26.9%	※ 1	特定事業主行動計画
I -3-(9)	家族経営協定締結農家数	20戸	21戸	21戸	家族経営協定：農業経営を担っている家族が、農業経営や労働報酬、休日、労働時間等就業条件を話し合い、文書で取り決めること。
I -2-(4)	女性起業者数	10人 (R6)	17人 (R2～R6)	29人 (R8～R17)	総合計画
II -5-(13)	女性防災士の人数	-	88人	150人	延べ人数
II -6-(14)	特定健康診査受診率 がん検診受診率 胃がん検診 肺がん検診 大腸がん検診 子宮頸がん検診 乳がん検診	60% 17.3% 7.3% 12% 16% 24% 26%	45.9% (R5) 15.4% (R5) 7% 11% 15% 22% 23%	60% (R15) 30% (R15) 10% 23% 25% 40% 50%	特定健康診査等実施計画 石川県生活習慣病検診等管理指導協議会における課題検討結果報告
II -7-(16)	要介護(要支援)認定率	32%	32.7%	31%	いきいきプラン21 高齢者福祉計画・介護保険事業計画
III -7-(15)	ファミリーサポートセンター 提供会員数	60人	67人	70人	ファミリーサポートセンター：子育ての手助けをしてほしい人と子育ての手伝いをしたい人が会員となり子育ての相互援助を行う会員組織
III -8-(18)	男性職員育児参加休暇の取得割合	100%	33.3% (R5) ※2	※ 1	特定事業主行動計画
III -8-(18)	男性職員の育児休業(部分休業を含む)取得率	10%	133.3% (R5) ※2	※ 1	特定事業主行動計画
III -8-(18)	職員の年次有給休暇の平均取得日数	12日	9.7日	※ 1	特定事業主行動計画

※1 特定事業主行動計画の目標値を引用しているため、計画改定後記載

※2 R6該当者いないため前年度実績

## (参考) 男女共同参画指標

番号	項目	R6	R1	H26
1	男女にはそれぞれの役割があるので、そのように育てるべきと感じている人の比率 *	11.1%	14.9%	26.7%
	家庭で男女の地位が平等と感じている人の比率 *	42.4%	37.5%	34.8%
2	家庭で男女の地位が平等と感じている人の比率 (男性) *	53.7%	44.1%	44.3%
	家庭で男女の地位が平等と感じている人の比率 (女性) *	33.6%	32.4%	27.9%
	職場で男女の地位が平等と感じている人の比率 *	31.8%	32.0%	27.4%
3	職場で男女の地位が平等と感じている人の比率 (男性) *	36.7%	41.9%	32.4%
	職場で男女の地位が平等と感じている人の比率 (女性) *	27.9%	24.3%	23.8%
4	地域活動・社会活動で男女の地位が平等と感じている人の比率 *	33.0%	42.4%	32.6%
5	法律や制度で男女の地位は平等と感じている人の比率 *	31.8%	35.0%	25.7%
6	社会通念・慣習・しきたりで男女の地位が平等と感じている人の比率 *	13.8%	18.8%	12.6%
7	「男は仕事、女は家庭」という考え方について同感しない人の比率 *	55.7%	53.1%	43.6%
8	子育てに家族や周囲から協力を得られていると感じている人の比率 *	72.5%	69.4%	79.4%
9	女性の能力が正当に評価されていないと思う人の比率 *	38.5%	36.6%	36.8%
10	夫や恋人から暴力を受けている女性被害者の割合 *	14.5%	14.5%	12.7%
11	「男女共同参画」について知っている人の比率*	62.3%	61.8%	60.7%
12	市における監督職（主査級以上）の女性職員の比率 ***	38.3%	34.9%	33.1%
13	小中学校管理職（校長・教頭）の女性比率 ***	21.4%	37.5%	25.0%
14	市議会議員の女性比率(各年度3月31日現在)	0.0%	7.1%	7.1%
15	小中学校PTA会長の女性比率***	42.9%	0.0%	0% (H27)
16	女性役員を登用している町会の比率 **	27.2%	26.4%	30.9%
17	出生数（年間）（各年12月31日現在）	78人	114人	149人
18	18歳未満の子がいる共働きの世帯数の割合（直近の国勢調査）	81.7% (R2)	79.7% (H27)	-
19	放課後児童クラブ稼働率 ***	82.9%	69.2%	-

\* 男女共同参画に関する市民意識調査

\*\* 町会アンケート（各年4月調査）

\*\*\* 各年4月1日現在

# 資 料

---

## 男女共同参画の推進に関する年表

世 界	国	石 川 県	羽 咲 市	
平成13年 (2001年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>内閣府に「男女共同参画会議」及び「男女共同参画局」設置</li> <li>「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「いしかわ男女共同参画プラン2001」策定</li> <li>「石川県男女共同参画推進条例」施行</li> </ul>	「男女が共に輝く21世紀のまちづくり条例」施行	
平成14年 (2002年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>女性相談支援センター設置</li> <li>石川県男女共同参画審議会設置</li> </ul>	「男女が共に輝くまちづくりプラン」策定	
平成15年 (2003年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>女子差別撤廃条約履行状況報告審議(第4,5回)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「次世代育成支援対策推進法」施行</li> <li>女性青少年課「男女共同参画推進室」を「男女共同参画課」に改編</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「男女共同参画指標」策定</li> <li>「男女共同参画推進事業 教委→市長部局へ」</li> </ul>	
平成16年 (2004年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>改正「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行</li> <li>「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」策定</li> </ul>	「男女共同参画に関する市民意識調査」実施	
平成17年 (2005年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>第49回国連婦人の地位委員会「北京プラス10」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画基本計画(第2次)策定</li> <li>改正「育児休業等に関する法律」施行(仕事と子育ての両立支援)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「男女共同参画に関する県民意識調査」実施</li> <li>「配偶者からの暴力の防止及び被害者保護に関する基本計画」策定</li> </ul>	「次世代育成支援行動計画」策定
平成18年 (2006年)			<ul style="list-style-type: none"> <li>「男女が共に輝くまちづくりプラン」(第2次)策定</li> <li>「男女共同参画に関する市民意識調査」実施</li> </ul>	
平成19年 (2007年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>改正「男女雇用機会均等法」施行</li> <li>改正「労働基準法」施行</li> <li>「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章及び仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「いしかわ男女共同参画プラン2001」改定</li> </ul>	「男女共同参画推進事業 市長部局→教委へ」
平成20年 (2008年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>改正「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行</li> <li>「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針」改定</li> </ul>		「男女共同参画推進事業 教委→市長部局へ」
平成21年 (2009年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>女子差別撤廃条約履行状況報告審議(第6回)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画会議諮問「男女共同参画に関する施策の基本的な方向について」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画推進応援団の設置</li> </ul>	「男女共同参画に関する市民意識調査」実施
平成22年 (2010年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>第54回国連婦人の地位委員会「北京+15」記念会合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>改正「育児・介護休業法」施行</li> <li>男女共同参画基本計画(第3次)策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「男女共同参画に関する県民意識調査」実施</li> </ul>	「男女が共に輝くまちづくりプラン」(第3次)策定
平成23年 (2011年)	UN Women正式発足	<ul style="list-style-type: none"> <li>内閣府男女共同参画局推進課に「暴力対策推進室」を新設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「いしかわ男女共同参画プラン2011」策定</li> <li>「企業における男女共同参画に関する取組状況実態調査」実施</li> </ul>	「男女共同参画推進事業 市長部局→教委へ」
平成24年 (2012年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画～働くなでっこ大作戦～決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「いしかわ男女共同参画推進宣言 企業認定制度を創設、シンボルマークを決定</li> </ul>	
平成25年 (2013年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>若者・女性活躍推進フォーラムの開催、提言</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「いしかわバーブルリボンキャンペーン2013」を実施</li> </ul>	「いしかわバーブルリボンツリー」を庁内に設置し啓発
平成26年 (2014年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>第58回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>改正「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」施行(1月)</li> <li>「日本再興戦略」改訂2014に「女性が輝く社会の実現」(6月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「輝く女性応援会議in石川」開催(9月)</li> </ul>	「男女共同参画に関する市民意識調査」実施

## 男女共同参画の推進に関する年表

	世 界	国	石 川 県	羽 咲 市
平成27年 (2015年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第59回国連婦人の地位委員会「北京+20」</li> <li>・SDGsが国連総会で採択され、目標5として「ジェンダー平等を実現しよう」を掲げる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画基本計画(第4次)策定</li> <li>・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(H27.9月成立)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「男女共同参画に関する県民意識調査」実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「男女が共に輝くまちづくりプラン」(第4次)策定</li> </ul>
平成28年 (2016年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女子差別撤廃条約実施状況報告審議(第7.8回)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」完全施行(H28.4月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「配偶者暴力防止及び被害者保護等に関する基本計画」改定</li> <li>・「いしかわ男女共同参画プラン2011」改定</li> </ul>	
平成29年 (2017年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・改正「育児・介護休業法」施行(1月)</li> <li>・改正「育児・介護休業法」施行(10月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「パープルサポートいしかわ」(いしかわ性暴力被害者支援センター)設置(H29.10月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「いしかわ男女共同参画推進宣言企業」認定制度の啓発活動(市内企業の訪問)</li> </ul>
平成30年 (2018年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」施行(5月)</li> <li>・働き方改革関連法 平成30年6月成立</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いしかわ男女共同参画推進宣言企業認定制度に「女性活躍加速化クラス」を創設</li> </ul>	
平成31年 (2019年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・W20回日本開催(第5回 WAW!と同時開催)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「女性活躍加速のための重点方針 2019」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「いしかわパープルリボンキャンペーン2019」の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「男女共同参画に関する市民意識調査」実施</li> </ul>
令和2年 (2020年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国連「北京+25」記念会合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画基本計画(第5次)策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業に活かせ女性力」女性人材育成プログラムの実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いしかわパープルリボンツリーを庁内に設置し啓発</li> </ul>
令和3年 (2021年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・改正「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」施行(6月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いしかわ男女共同参画プラン2021策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いしかわパープルリボンツリーを庁内に設置し啓発</li> <li>・「男女が共に輝くまちづくりプラン」(第5次)策定</li> </ul>
令和4年 (2022年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・改正「育児・介護休業法」施行</li> <li>・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」施行</li> <li>・「女性デジタル人材育成プラン」策定</li> <li>・「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」公布</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「輝く女性の活躍を加速する男性リーダーの会地域シンポジウム」開催</li> <li>・「国際女性会議 WAW!2022」石川サテライト会場開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画関連図書企画展</li> <li>・「もやっと体験」の募集、掲示</li> <li>・いしかわパープルリボンツリーを庁内に設置し啓発</li> </ul>
令和5年 (2023年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」策定</li> <li>・「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針」決定</li> <li>・改正「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に化す法律」公布</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「男女共同参画課」を「女性活躍・県民協働課」に改組</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画関連図書企画展</li> <li>・いしかわパープルリボンツリーを庁内ほか公共施設に設置し啓発</li> </ul>
令和6年 (2024年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・改正「育児・介護休業法」施行(4.5月)</li> <li>・「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」施行(4月)</li> <li>・改正「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」施行(4月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「石川県困難な問題を抱える女性への支援及びDV被害者の保護等に関する基本計画」策定(3月)</li> <li>・「女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」施行(4月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画推進事業教委→市長部局へ</li> <li>・男女共同参画関連図書企画展</li> <li>・いしかわパープルリボンツリーを庁内ほか公共施設に設置し啓発</li> <li>・「男女共同参画に関する市民意識調査」実施</li> </ul>

# ○羽咋市男女が共に輝く21世紀のまちづくり条例

平成13年3月27日条例第3号

## 羽咋市男女が共に輝く21世紀のまちづくり条例

### 前文

我が国では戦後、日本国憲法に男女平等の理念がうたわれて以来、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ進められてきた。平成11年6月には、男女共同参画社会基本法が施行され、女性も男性もすべての個人が、互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を充分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置づけている。

これらの背景には、社会制度や慣行において性別による差別や固定的な性別役割分担が残っており、男女間の経済的格差も大きく、女性の人権が充分尊重されているとは言い難い状況がある。そして、そのことが地域によっては、結婚難、少子化、高齢化、人口減少、地域経済の停滞に拍車をかける要因のひとつとなっている。

本市で行った意識調査や地区公民館でのまちづくり会議などからは、家庭、地域、職場、学校、人権などにおいて問題が提起され、平成12年7月に発足した羽咋市男女が共に輝くまちづくり推進懇話会において、幅広い市民の多様な意見を集約した意見書がとりまとめられたところである。

21世紀を迎えた今、真に豊かで活力あるまちづくりを進めるためには、男女の対等なパートナーシップを実現することが必要である。本市は、この意見書を踏まえ、それを担うにふさわしいひとつまちづくりを目指し、ここに羽咋市男女が共に輝く21世紀のまちづくり条例を制定する。

### (目的)

**第1条** この条例は、男女が共に輝くまちづくりの形成に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、施策の基本的な事項を定めることによって、市民一人ひとりの個性が光り輝き、豊かで活力ある21世紀の羽咋市の実現を目指すことを目的とする。

### (定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会 男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 事業者等 市内において公的機関、民間を問わず、又は営利、非営利を問わず事業を行う個人及び法人その他の団体をいう。
- (4) ジェンダー 男女別に期待される役割やイメージなどの社会的、文化的に作られた性差のことをいう。
- (5) セクシャル・ハラスメント 市民生活のあらゆる場において他の者を不快にさせる性的な言動をいう。
- (6) ドメスティック・バイオレンス 夫や恋人などの親密な関係にあるパートナーからの暴力をいう。
- (7) エンパワーメント 内にもっていて抑圧されていた力をひきだし、あらゆる分野で自分ことは自分で決め、行動できるよう力をつけ、発揮することをいう。

(基本理念)

**第3条** 男女が共に輝くまちづくりの基本理念は、次のとおりとする。

- (1) 一人ひとりがその能力を充分に発揮でき、固固定的な性別役割分担でなく多様な生き方が選択できる活力ある社会であること。
- (2) 男女が、相互の理解と協力のもと、家庭、地域、職場、学校その他のあらゆる活動の場において平等に責任を分かち合う活力ある社会であること。
- (3) あらゆる分野における政策、方針決定の場に男女の個人としての能力が尊重され、それとともに、営利、非営利を問わず新しい事業や活動が活発におこされ、男女が共に参画する活力ある社会であること。
- (4) 性別による差別や、ドメスティック・バイオレンスなどの暴力がない、すべての人の人権を尊重する活力ある社会であること。

(実現すべき姿)

**第4条** 市、市民及び事業者等は、次の各号に掲げる事項を男女が共に輝くまちづくりにあたっての実現すべき姿とし、この達成に努めるものとする。

(1) 家庭において実現すべき姿

- ア 家族のすべてが、「男らしさ」「女らしさ」という固定観念にとらわれず、相互の個性と「その人らしさ」を尊重しあう良好なパートナーシップを築くこと。
- イ 「男は仕事」「女は家庭」といった性別役割分担の意識がなくなり、家事、育児、介護などは、家族みんなが関わり、喜びも責任も共に分かち合い、家族のつながりが深まること。
- ウ 家族それぞれが多様な生き方を選択でき、それをみんなが認め合う充実した家庭生活が営まれること。

(2) 地域において実現すべき姿

- ア 男性も女性も対等に地域活動やまちづくりに参画することにより、連帯感や満足感が得られるとともに、豊かで住みよい地域づくりに貢献できること。
- イ 家族の理解と協力のもとで男女が共にボランティアやN P O（民間非営利組織）などに積極的に参加し、その中から多くの女性リーダーが育つこと。
- ウ 古い慣習やしきたりにとらわれず、人権が尊重され、差別のない心豊かな地域社会がつくられること。

(3) 職場において実現すべき姿

- ア 育児休業や介護休業を男女とも積極的に取得し、仕事と家庭がゆとりをもって両立できること。
- イ 採用、配置、賃金、昇進などの男女格差が解消されることにより、個人の能力、個性、意欲などが充分に発揮される、生き生きとした職場になること。
- ウ 管理職の男女比が均衡し、行政における政策決定や、農業、商業などのあらゆる産業分野における経営方針決定に男女の共同参画が進んでいくこと。
- エ 営利、非営利を問わず、積極的な起業が男女によって行われ、豊かで活力あるまちづくりが着実に進むこと。

(4) 学校において実現すべき姿

- ア 「男の子らしく」「女の子らしく」ではなく、個性と能力を尊重する教育が進むこと。
- イ 人権教育が進み、人を思いやる心が育つこと。
- ウ 進学や就職などでは、ジェンダーにとらわれない個人の能力や適性を考慮した進路指導が行われること。

#### (5) 人権擁護において実現すべき姿

- ア ドメスティック・バイオレンスを含む女性に対するあらゆる形態の暴力を防止し被害者を安全に保護すること。
- イ だれもが性別を理由とする差別を受けないこと。

(市の責務)

**第5条** 市は、男女共同参画社会の実現に向けた総合的な施策を策定し、これを計画的に実施しなければならない。

2 市は、男女共同参画に関する施策の策定及び実施にあたっては、男女が共に輝くまちづくりの共同のパートナーとして市民の意見が尊重されるようにしなければならない。

(市民の責務)

**第6条** 市民は、男女共同参画について理解を深め、相互に協力し、あらゆる分野において、自ら進んで男女共同参画社会の形成に努力しなければならない。

2 市民は、男女が共に輝くまちづくりの共同のパートナーとして市が実施する男女共同参画に関する施策に積極的に協力するものとする。

(事業者等の責務)

**第7条** 事業者等は、その事業活動に関し、男女共同参画社会の実現に努めなければならない。

2 事業者等は、男女が共に輝くまちづくりの共同のパートナーとして男女共同参画に関する市の施策に積極的に協力するものとする。

(行動計画の策定等)

**第8条** 市は、男女共同参画社会の実現のため、具体的な施策体系としての羽咋市男女が共に輝くまちづくり行動計画（以下「行動計画」という。）を策定するものとする。

2 市は、行動計画を策定又は変更するときは、男女が共に輝くまちづくりの共同のパートナーとして、市民の意見を尊重するものとする。

(相談所の設置)

**第9条** 市は、ドメスティック・バイオレンスを含むあらゆる暴力やセクシャル・ハラスメントの防止及び被害者の保護のために相談所を設置するものとする。

2 市は、前項の目的を達成するため、市内外の行政機関や民間団体と積極的に連携するものとする。

(男女共同参画促進の支援)

**第10条** 市は、男女が共に輝くまちづくりの共同のパートナーとして、女性のエンパワーメントを目指す事業や積極的改善措置等、市民や事業者等が行う男女共同参画社会の実現に向けた取組に対し、積極的な支援を行うものとする。

(実施状況の年次報告)

**第11条** 市は、毎年の施策の実施状況及び成果を市民に公表しなければならない。

(推進委員会)

**第12条** 市は、男女が共に輝くまちづくりを推進するため、羽咋市男女共同参画推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

- 2 推進委員会は、男女が共に輝くまちづくりに関し、市長の諮問に応じ、調査、審議し、答申するものとする。
- 3 推進委員会は、男女が共に輝くまちづくりに関し、市長に隨時建議するものとする。
- 4 推進委員は、委員20名以内をもって組織する。
- 5 推進委員は、市民、各種団体の代表者、学識経験者等から市長が委嘱する。
- 6 推進委員は、男女が共に輝くまちづくりに関し、意見、苦情等の情報収集、普及活動等を行う。
- 7 推進委員の男女の一方の委員の数は、委員総数の10分の4未満であってはならない。
- 8 推進委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、推進委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(その他)

**第13条** この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

**第13期 羽咋市男女共同参画推進委員会委員名簿(R7.4.1～R9.3.31)**

氏 名	所属団体
上 杉 直 人 (会長)	羽咋市町会長連合会
中 屋 信 枝 (副会長)	児童福祉分野関係者
金 居 督 之	学識経験者
菊 地 環	学識経験者
松 本 美 希 子	羽咋市校長会
坂 室 英 仁	羽咋市商工会
勝 井 真 紀	羽咋市PTA連合会
上 田 寛	羽咋青年会議所
番 匠 未 樹	羽咋市青年団協議会
釜 井 し づ え	公募
中 村 晴 樹	公募
吉 野 輝 子	公募

(敬称略)

# 令和6年度 男女共同参画に関する市民意識調査結果の概要

## I 調査概要

### 1. 目的

男女共同参画に対する市民の意識や実態を把握し、本市の男女共同参画の進捗状況を計るとともに、今後の施策展開の基礎資料とする。

### 2 調査対象

羽咋市在住の満18歳以上の男女 800人 無作為抽出法による

### 3. 調査方法

郵送又はインターネットによる 令和6年11月11日 発送  
令和6年12月16日 最終回収締め切り

### 4. 回収結果

回収率 51.8% 有効回答率 51.6%

		発送数	回収数	回収率 (%)
全 数		800	414	51.8
集計除外			1	
有効回答数			413	51.6
男女別	男 性	394	177	44.9
	女 性	406	229	56.4
	回答しない		5	
	無回答		2	
年齢別	18歳～20歳代	92	23	25.0
	30歳代	92	32	34.8
	40歳代	140	64	45.7
	50歳代	155	76	49.0
	60歳代	156	102	65.4
	70歳代以上	165	109	66.1
	無回答		1	

- 選択肢を1つ選ぶ設問に対し複数回答しているもの及び指定した回答数より多く回答しているものは、無回答の扱いとした。
- 結果数値(%)は、小数点第2位を四捨五入してあるので、合計が100%にならない場合がある。

## II 調査結果の要約

### 1. 回収率と回答者の属性について

回収率は、前回の調査を9.9%上まわり、調査に対する市民意識が高い結果となった。  
(R6 51.8% R2 41.9% H26 53.9% H21年 63.6% H18年 51.4% H16年 58.8%)

回収率を性別に見ると、前回の調査と同様に、女性の方が男性より高い傾向があり（男性43.1% 女性55.7% 12.6%差）、年齢割合は、60歳以上が全体の約5割を占めている。男女の合計の集計結果には、女性と60歳代以上の意見が強く反映されている可能性がある。

また、前回調査と比較すると男女ともに、「男は仕事、女は家庭」という考え方について「同感する」と答えた割合がほぼ半減している。特に18歳から20歳代の若い世代が男女ともに「同感する」人がいなかつた。

全体的に、男女とも若い世代の男女共同参画社会への理解が増してきている傾向がある結果となった。

### 2. 結婚と家庭について（問7～問10）

結婚については、前回調査と同じく男性の方が女性より「結婚はするものである」と考える傾向が強いが、前回よりも男女ともにその割合が下がってきた。年齢別に見ると、男性で年齢が高くなるほど「結婚はするものである」と考える人の割合が前回同様高い傾向がみられる。

「男は仕事、女は家庭」という考え方については、前回調査では53.1%の人が「同感しない」と答え「同感する」と答えた人の8.2倍に対し、今回調査では55.7%の人が「同感しない」と答え「同感する」と答えた人の18.6倍となり、調査を行うごとに固定的役割分担意識が低くなっている。性別で見ると、前回調査で「同感する」と答えた人の割合は、男性が8.1%、女性が5.2%であったのに対し、今回調査では男性が3.4%、女性が2.6%と大きく変わってきており、性別役割分担意識は弱くなっている。

日々の家事等については、「主に女性（妻、母親）の役割」と答えた人の割合は、女性が男性を上回り、「両方同じ程度の割合」と答えた人の割合は、項目毎に男女間に差が見られる。このことから、今回調査でも男女間で平等の捉え方が異なることがうかがえる。

子どもの教育やしつけについては、「女の子は女の子らしく、男の子は男の子らしく育てる」に賛成する人は前回調査では約6割いたが、今回は5割近くに減少していることから、性別に関係なく、自由に育てる方向に進んでいることがうかがえる。

また、「女の子も自分の考えを持ち、経済的に自立できる職業人としての教育が必要」「男の子も炊事、掃除、洗濯など、生活に必要な技術を身につけさせる」については、前回調査とあまり変化はなく、性別にとらわれず、男女とも自立できる教育が必要であると感じている。

### 3. 就労について（問11～問15）

女性が働き続ける上で、障害となっているものとして、「家事、育児、介護との両立が難しい」と答えた人は83.5%と前回とほぼ変わらず多く、女性が仕事を続けることや昇

進・昇格には、日常の家事等が大きく影響していることがうかがえる。仕事と家庭を両立していくためには、「男女とも育児、介護休業制度を取得しやすい職場環境づくり」「男女の固定的役割分担意識を見直すこと」「保育施設や保育時間の延長など保育サービスの充実」「パートタイマーの給与・労働時間の改善」と考える人が今回調査でも多い結果となった。

働く場では、全ての項目において、平等であると感じている人が前回調査より増加し、「昇進・昇格」「仕事の内容」「教育や研修」「セクハラ」においては、前回調査では女性に不平等感が強かつたが、少しずつ弱まっている。

昇進・昇格については、男性では35.5%、女性では54.3%の人が「(昇進・昇格)したくない」と回答し、男女ともに前回より増えている。

昇進・昇格したくない理由として、男性では「健康や体力に自信がもてないから」、女性では「家庭と両立できないから」の理由が一番多い。男女が共に仕事と家庭を両立していくには、健康で、男女が共に家庭での役割を担い、子育て、介護の時期でも、仕事を継続できるよう、子育てや介護の負担を軽減するサービスの充実や制度を利用しやすい職場環境づくりが必要であることがわかる。

#### 4. パートナーに対する暴力について（問16～問17）

「暴力を受けたことがある」と答えた人の割合は、前回調査とあまり変化ない。依然として、男性よりも女性の方が「暴力を受けたことがある」と答えた人が多い。「暴力をふったことがある」と答えた人の割合は、前回より男性は減少し、女性の回答者はいなかつた。相談機関があることを「知っている」と答えた人の割合は37.9%で、前回より認知度が低くなった。

#### 5. 方針決定過程への参画について（問18～問19）

市の政策方針決定に女性の意見を反映させるために必要なこととして、「行政機関全体として、女性の意見や考えについてもっと敏感になる」が最も多く、「行政の中の管理職に女性を増やす」「女性一人ひとりが行政の政策にもっと関心を持つようにする」「自治会や地域の諸団体の長や役員に女性を増やす」と答えた人の割合が前回より増加している。

しかし、女性では、委員会・審議会等の委員を薦められた場合、「関心はあるが断る」と答えた人が5割と多く、「全く関心がない」と答えた人は前回よりも0.6%増加した。

#### 6. 介護について（問20）

介護が必要となった時、誰に介護をしてもらいたいか聞いたところ、「介護施設」と答えた人が最も多く、次いで「配偶者」、3番目に前回調査では「娘」と回答した人が多かつたが、今回調査では「ホームヘルパー」となった。

性別に見ると、男性の方が「配偶者」を希望する人が多く、女性の「配偶者」を希望する人の3.3倍になっている。

「娘」を希望する人は9.4%、「嫁」を希望する人は1.3%であるのに対して、「息子」を希望する人は1.6%、「婿」を希望する人は0%であることから、今回調査でも女性が介護する側として期待されていることがうかがえる。

## 7. 男女の地位について（問21）

男女の地位が「平等である」と感じている人は、前回と同じで、男女とも「学校」が最も多く、次いで前回調査では「地域活動・社会活動」が多かったが、今回調査では「家庭」と回答した人が多かった。

前回と比較すると、「家庭」「政治」で、「平等」と感じている人は増加し、特に「家庭」では4.9%増加している。

「男性が優遇されている」と感じている人は、特に「政治」「社会通念・慣習、しきたり」では約7割の人が、「職場」では5割の人が「男性が優遇されている」と感じている。

また、すべての分野で「男性が優遇されている」と感じている人は、「女性が優遇されている」と感じている人よりも多い。

「平等」と答えた人の割合は、前回調査より男性が「家庭」で9.6%、「政治」では0.7%増え、少しずつ考え方があわってきたといえる。

## 8. 学校教育について（問22）

前回調査同様、学校における男女平等教育については、「男女とも経済的自立ができるようにする教育」「男女の人権の尊重についての教育」に力をいれると良いと答える人が多く、また、「男女とも自分で家事ができるようにする教育」「男女とも経済的自立ができるようになる教育」に力をいれると良いと答えた割合が、今回調査では女性が男性を上回った。

## 9. 子育てについて（問23～問24）

一番下の子どもが小学生以下の人について回答をみると、前回では69.4%の人が、今回は72.5%の人で3.1%増加し、子育てに家族や周囲から協力を得られていると感じている。

## 10. 社会活動について（問25～問26）

前回調査では関心のある分野として「子育て」とあげた人が最も多く、次いで「高齢者」「環境」「町会、婦人会、老人会など」の順となっている。今回は「高齢者」「環境」「子育て」「文化」「スポーツ」の順となり、「文化」「スポーツ」に関心のある人が増えている。特に女性で「文化」と答えた人は22.7%と前回より6.5%増加、「スポーツ」と答えた人は17.9%と前回より4.6%増加している。社会活動を盛んにするには、「同じ思いをもった人たちのネットワークづくり」「現在活動している地域の市民活動等の紹介」「自分を生かす方法を学ぶ学習機会の提供」となり、前回調査と同じく多かった。

用語の認知度と関心度については、今回調査でも認知度に比べ、関心度は低くなっている。今回調査で「性的マイノリティ（LGBTQ等）」を追加したが、認知度は70.7%、関心度は22.9%となった。

## 11. 行政について（問27～問28）

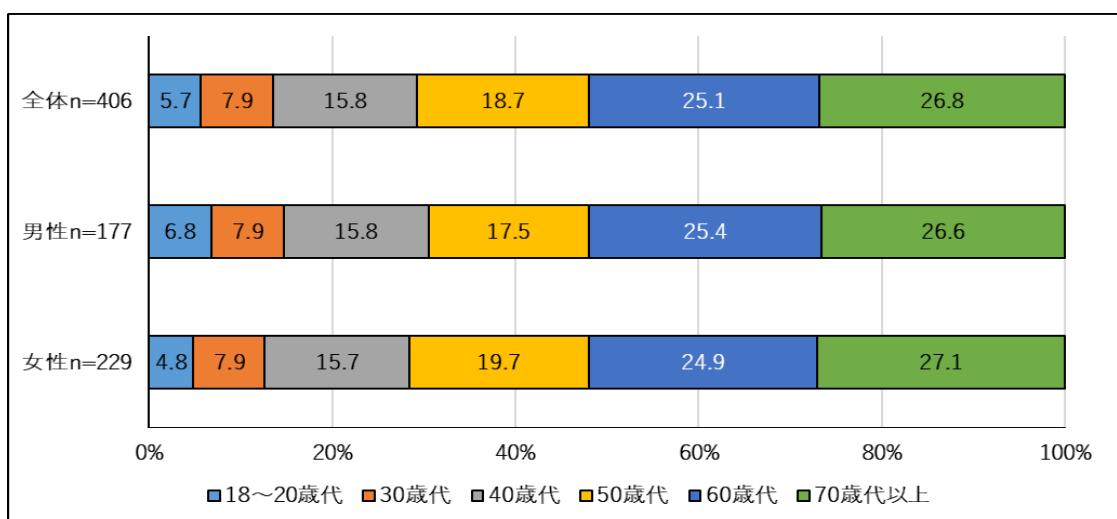
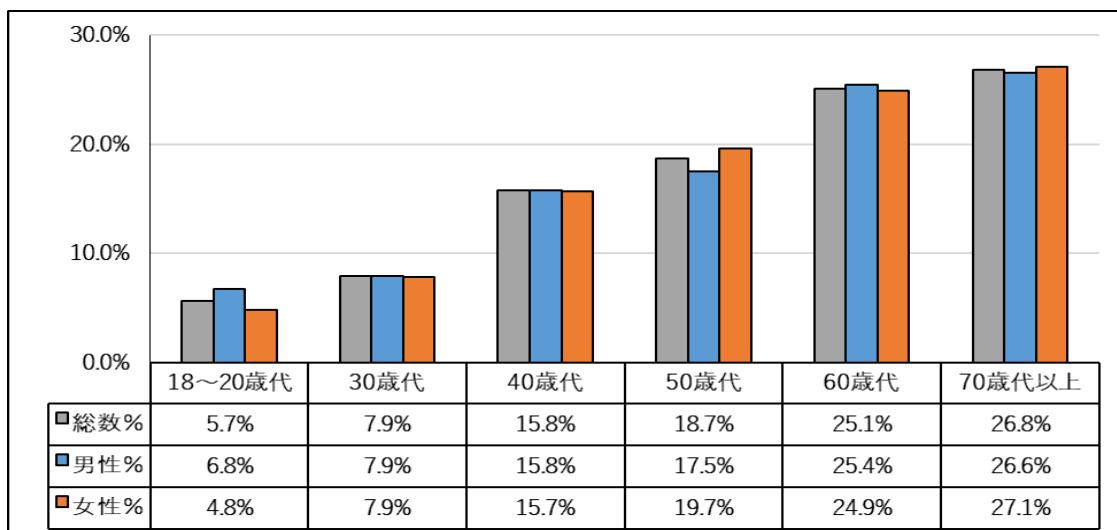
行政に対しては、前回調査が「多様な生活に合った子育てを支援すること」「高齢者や病人の介護を支援すること」「職場において女性が不利益になる扱いをなくすこと」「男性がもっと家事・育児にかかわるよう促すこと」であったが、今回の調査でも「高齢者や病人

の介護を支援すること」「多様な生活に合った子育てを支援すること」「男性がもっと家事・育児にかかわるよう促すこと」「女性の役割を制限するような社会の慣習や制度をなくすこと」が上位を占める等、様々な支援を求めている。

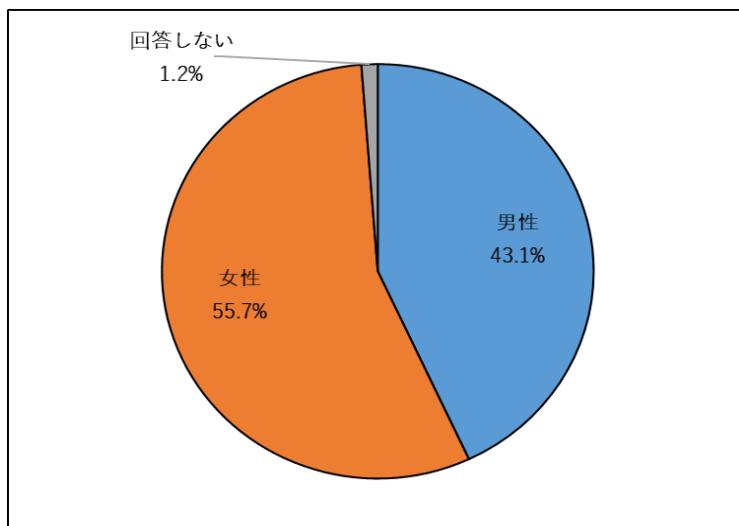
### III 調査結果

#### 1. 回答者の属性

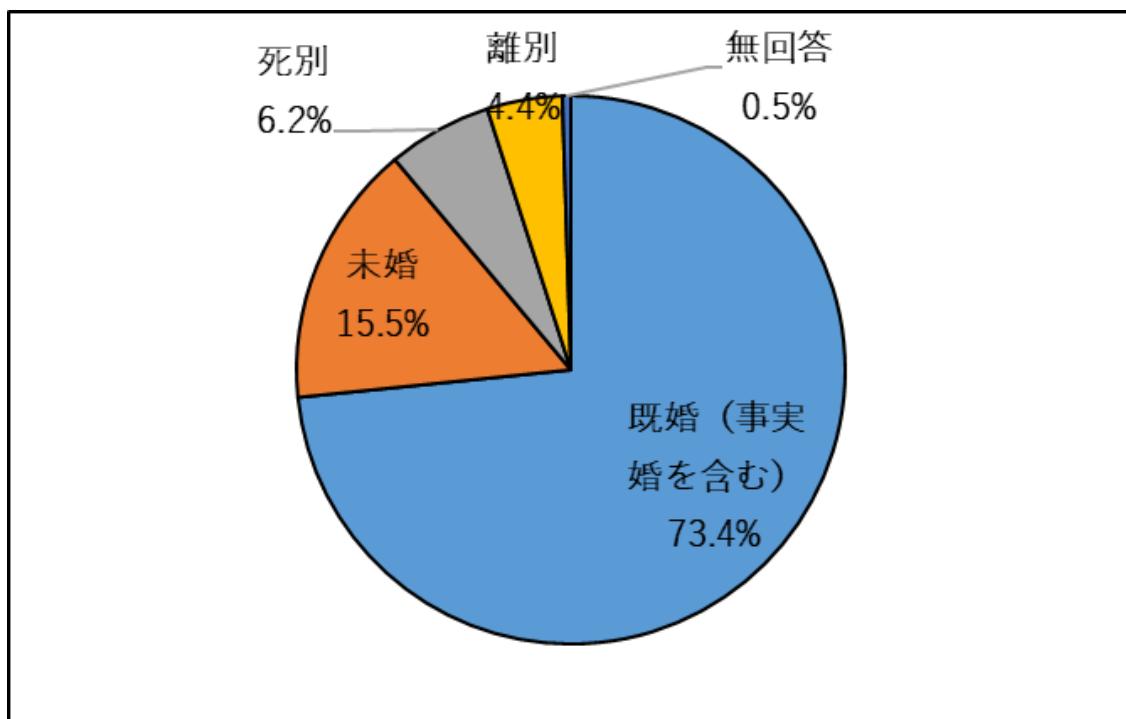
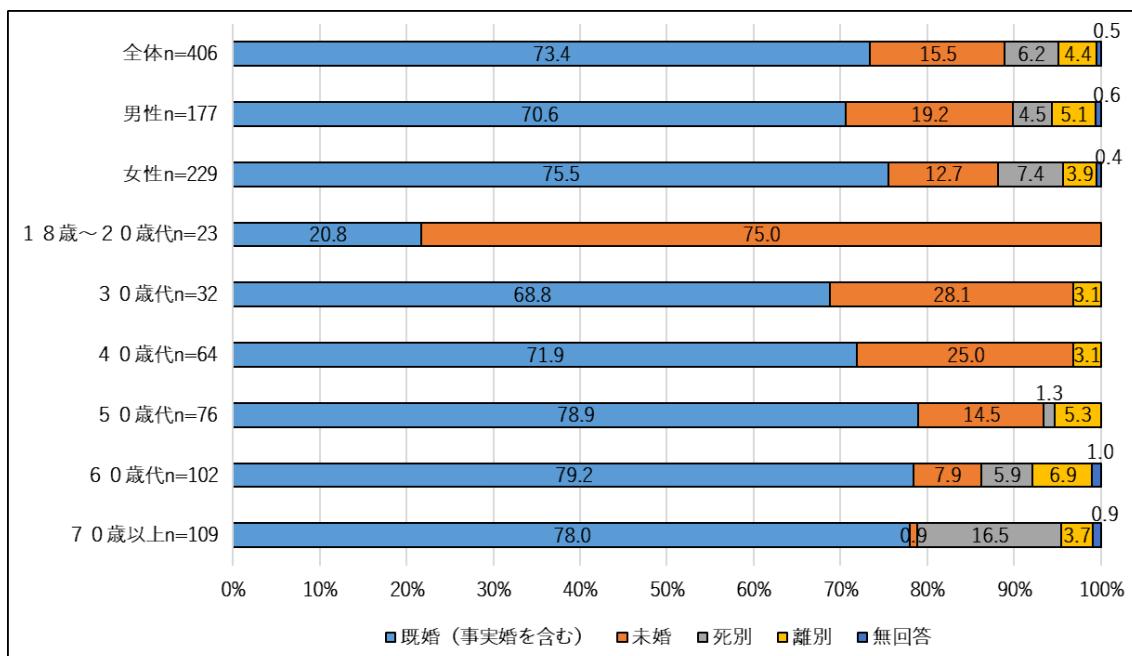
##### 年齢について



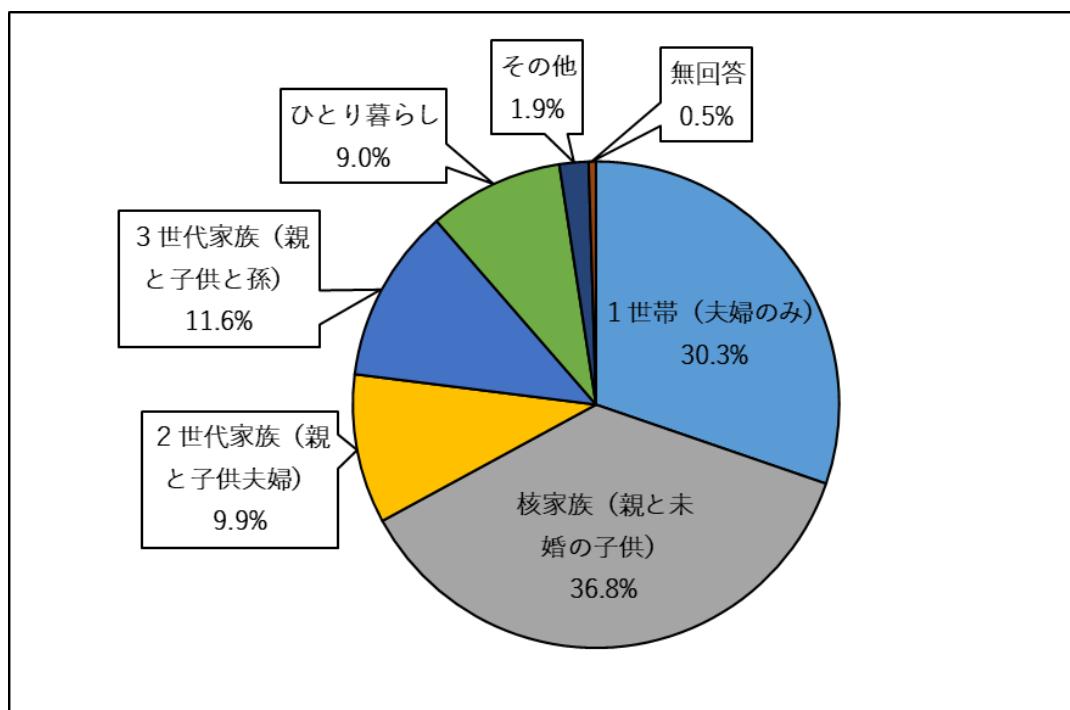
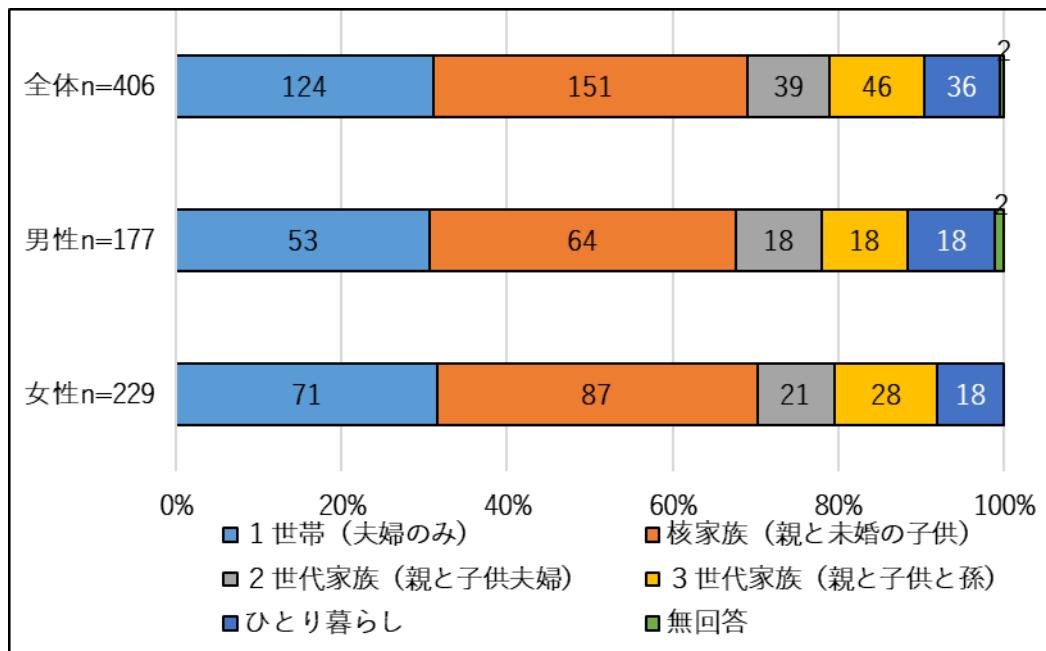
##### 性別について



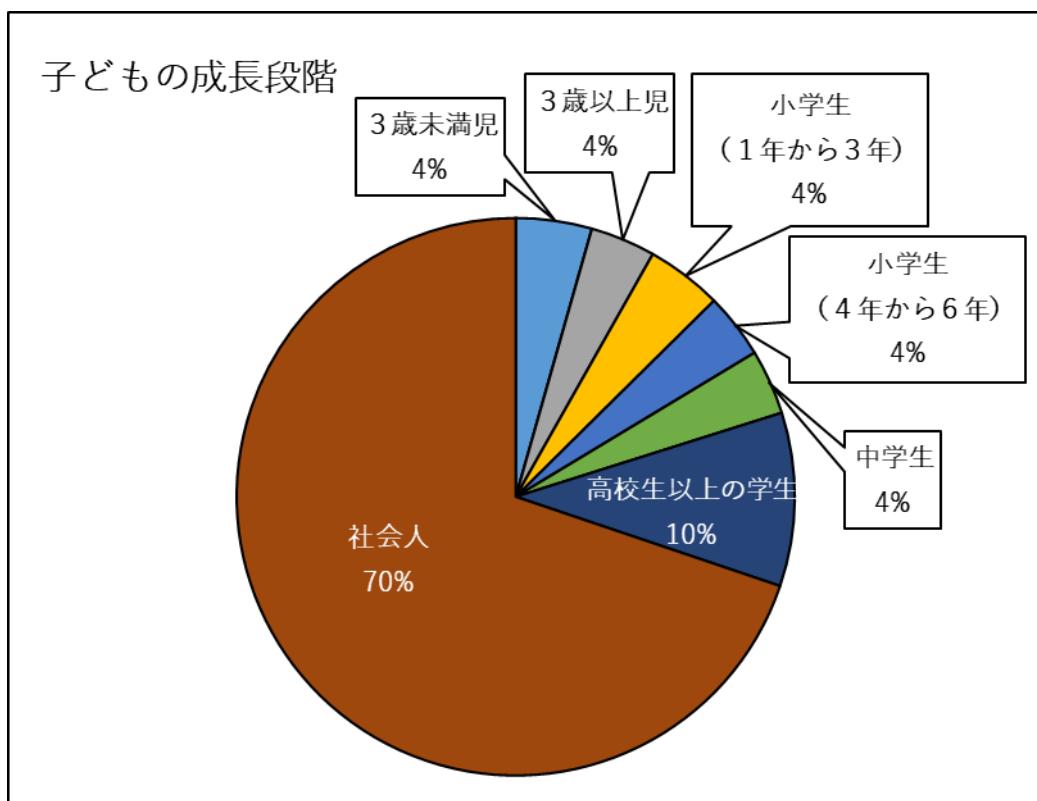
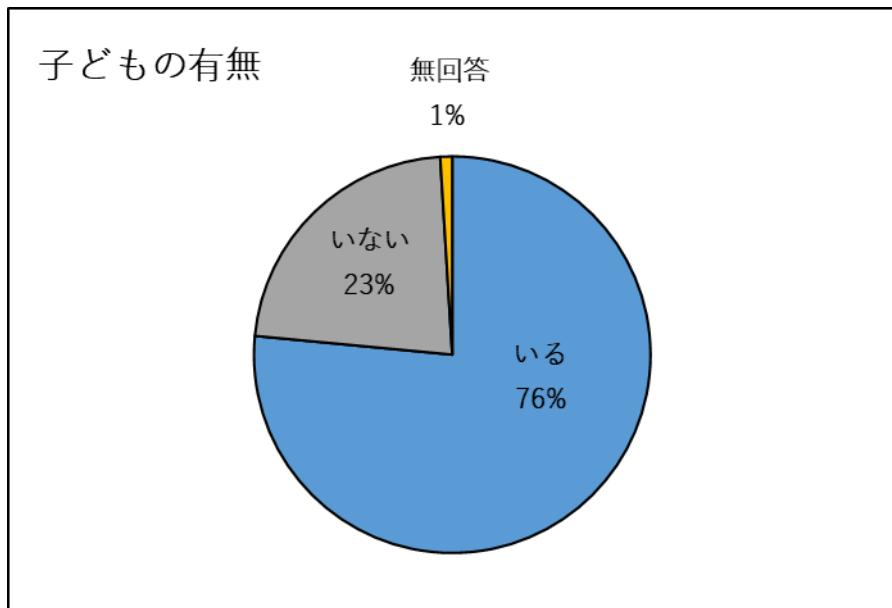
## 婚姻の有無について



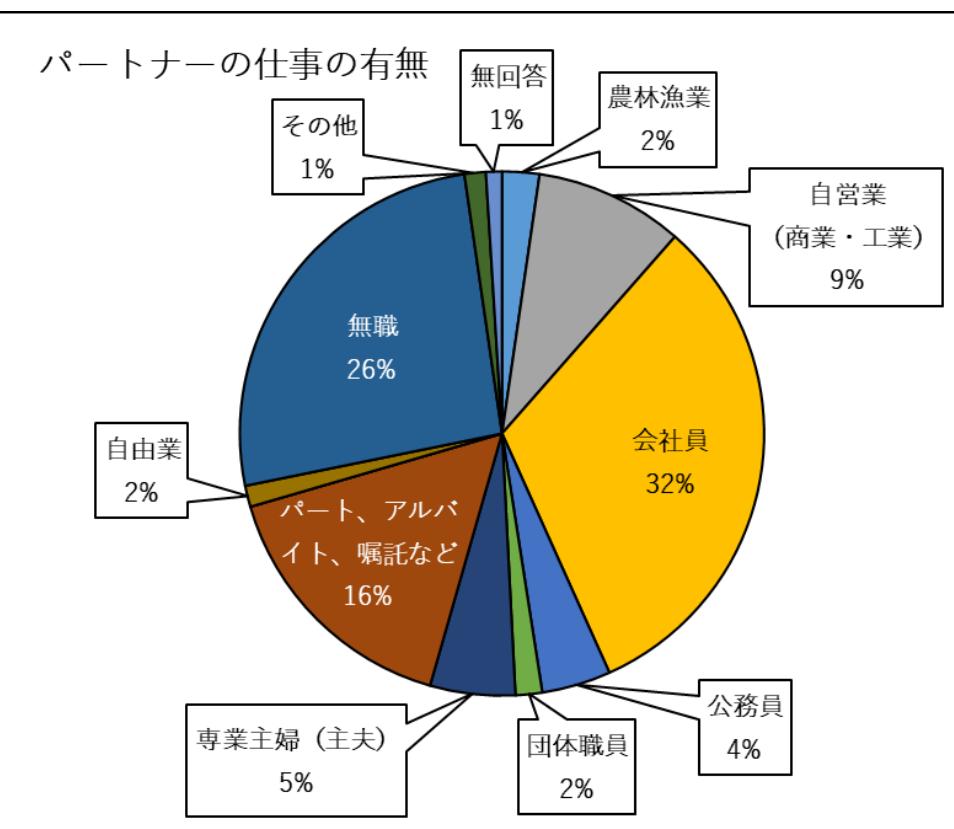
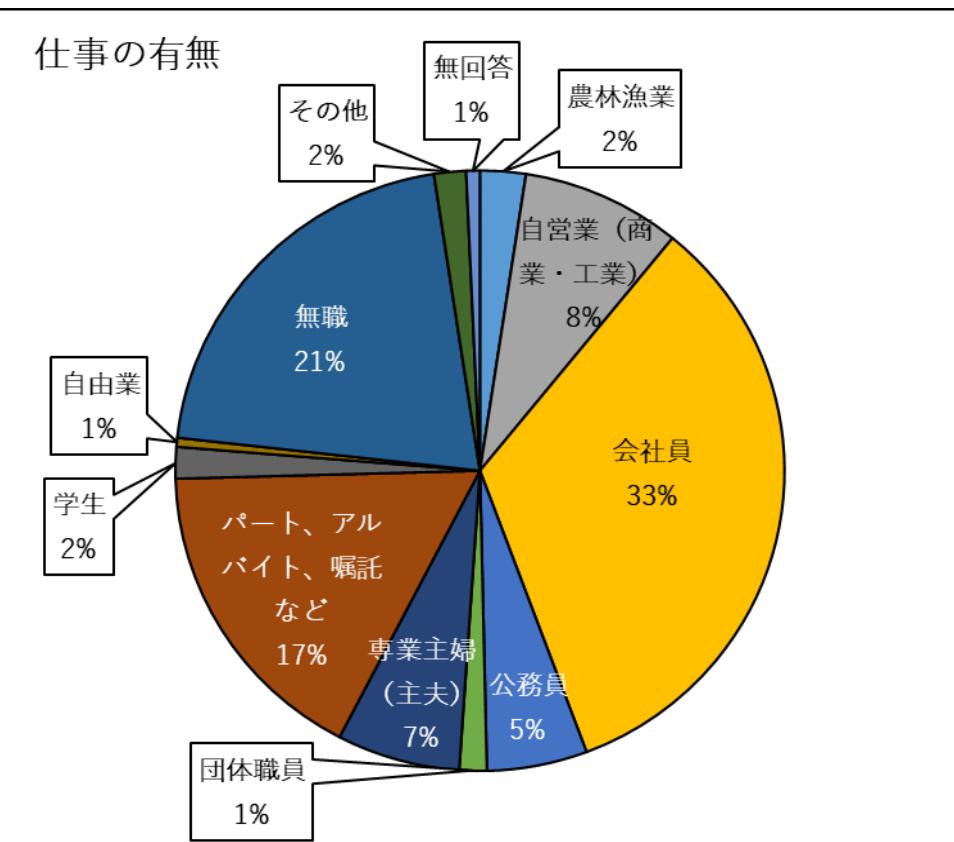
## 家族構成について



## 子どもの有無と成長段階について

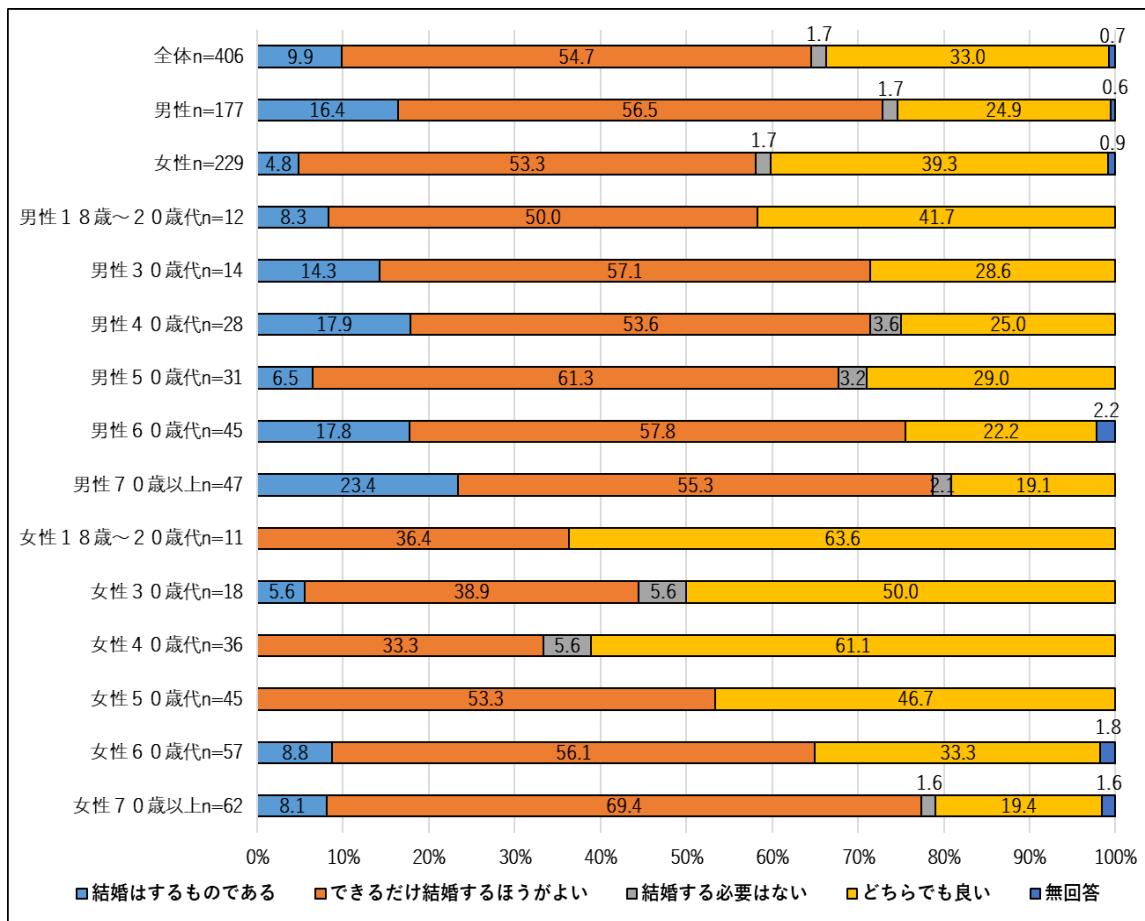
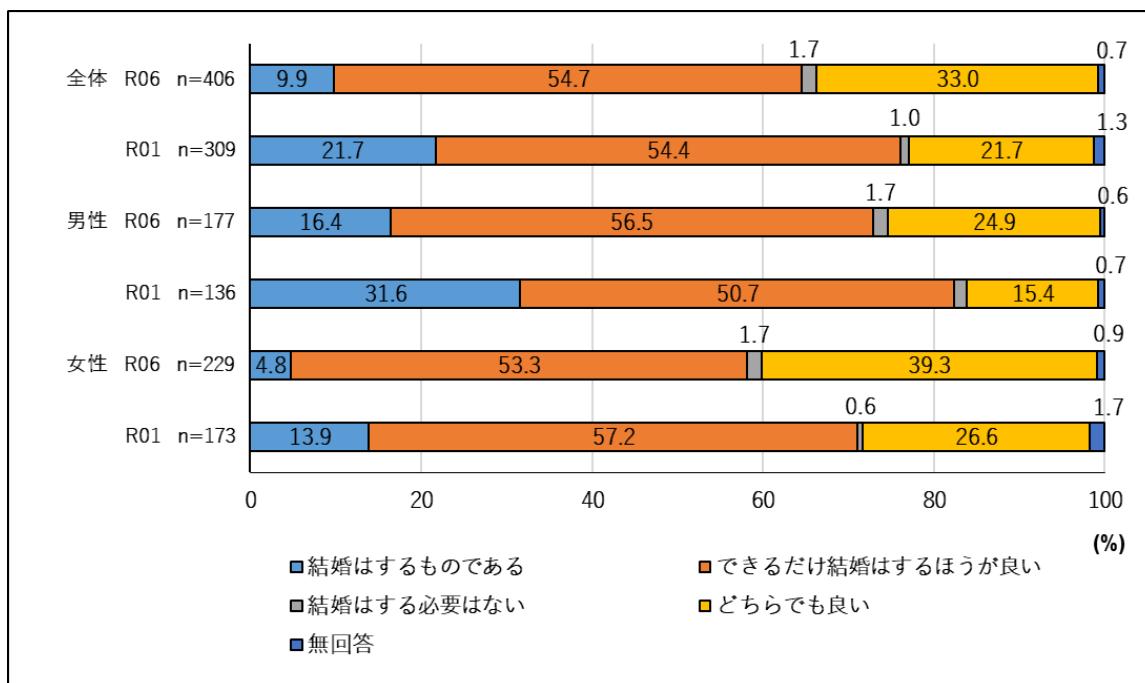


## 職業について



## 2. 結婚と家庭について

問7 あなたは、結婚についてどのように考えますか。次の中からあなたのお考えに近いものを1つだけ選んで、該当する番号に○をつけてください。



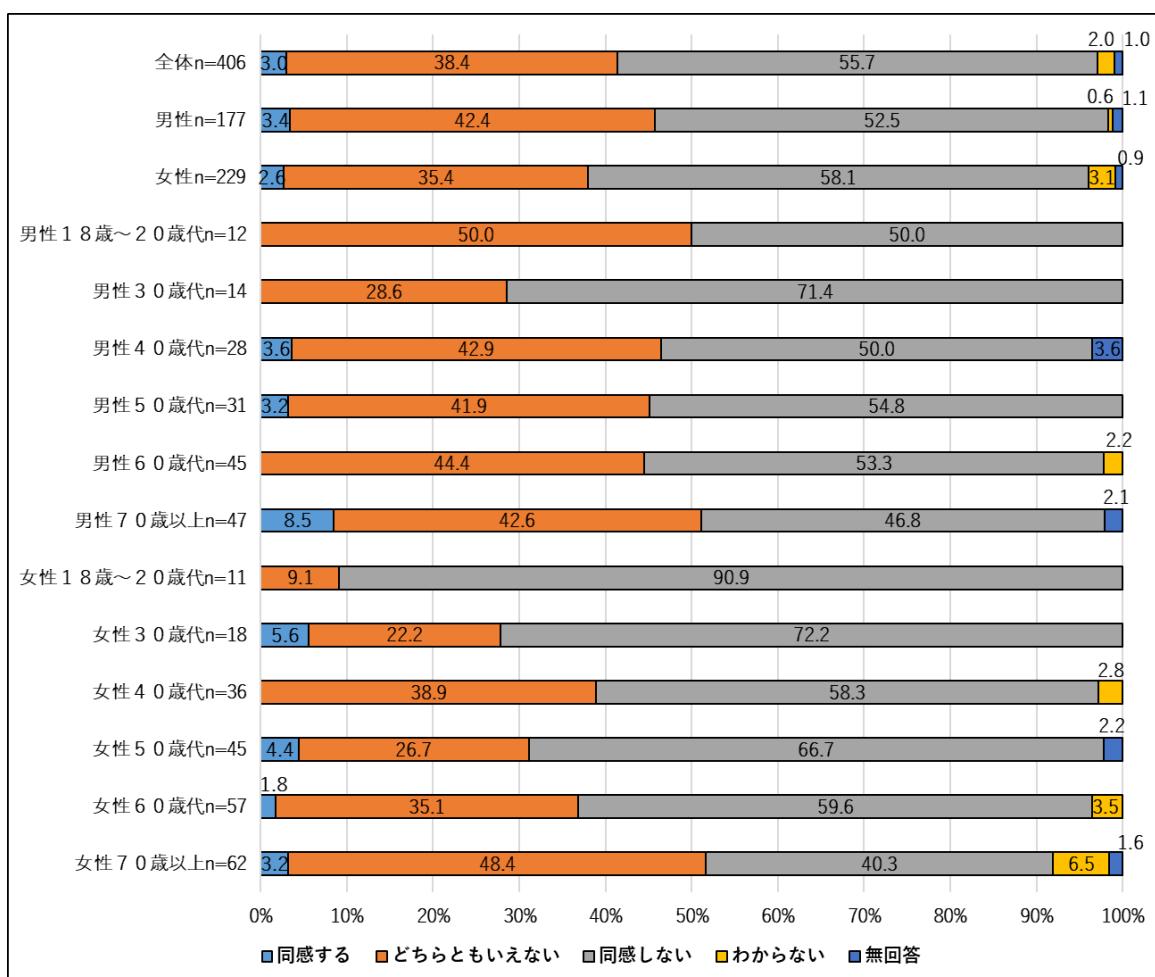
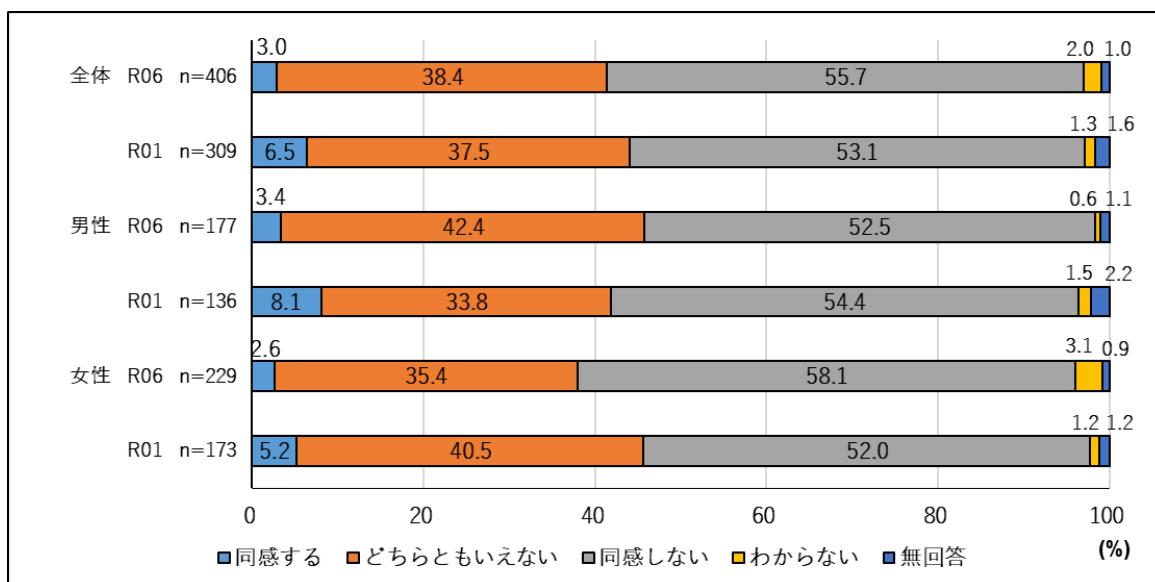
「結婚はするものである」と答えた人の割合は9. 9%、「できるだけ結婚はするほうが良い」は54. 7%、「結婚はする必要がない」は1. 7%、「どちらでも良い」は33. 0%となっている。

前回と比較すると、「結婚はするものである」と「できるだけ結婚はするほうが良い」を合わせた割合64. 6%は11. 5%低下し、調査を行うごとに低下している。

性別に見ると、「結婚はするものである」と答えた男性の割合は16. 4%、女性は4. 8%で、11. 6%男性が女性を上回っている。

年齢別に見ると、「結婚はするものである」と答えた人の割合は、年齢が高くなるにつれて、前回調査と同じくその割合は高くなる傾向が見られるが、18歳～20歳代、40歳代及び50歳代の女性はいない。前回調査でも、40歳代女性の割合3. 3%は極端に低かった。

問8 あなたは、「男は仕事、女は家庭」という考え方についてどう思いますか。  
あなたの考え方にお考えに近いものを1つだけ選んで、該当する番号に○をつけてください。



「同感する」と答えた人の割合は3.0%、「同感しない」と答えた人の割合は55.7%、「どちらともいえない」と答えた人の割合は38.4%となっている。前回と比較すると、「同感する」と答えた人の割合は3.5%低下し、「同感しない」と答えた人の割合は2.6%上昇している。

性別の前回調査との比較で見ると、「同感する」と答えた人の割合は、男性8.1%から3.4%、女性5.2%から2.6%で、男女ともに考え方が大きく変わっている。「同感しない」と答えた人の割合は、男性54.4%から52.5%、女性52.0%から58.1%となっている。

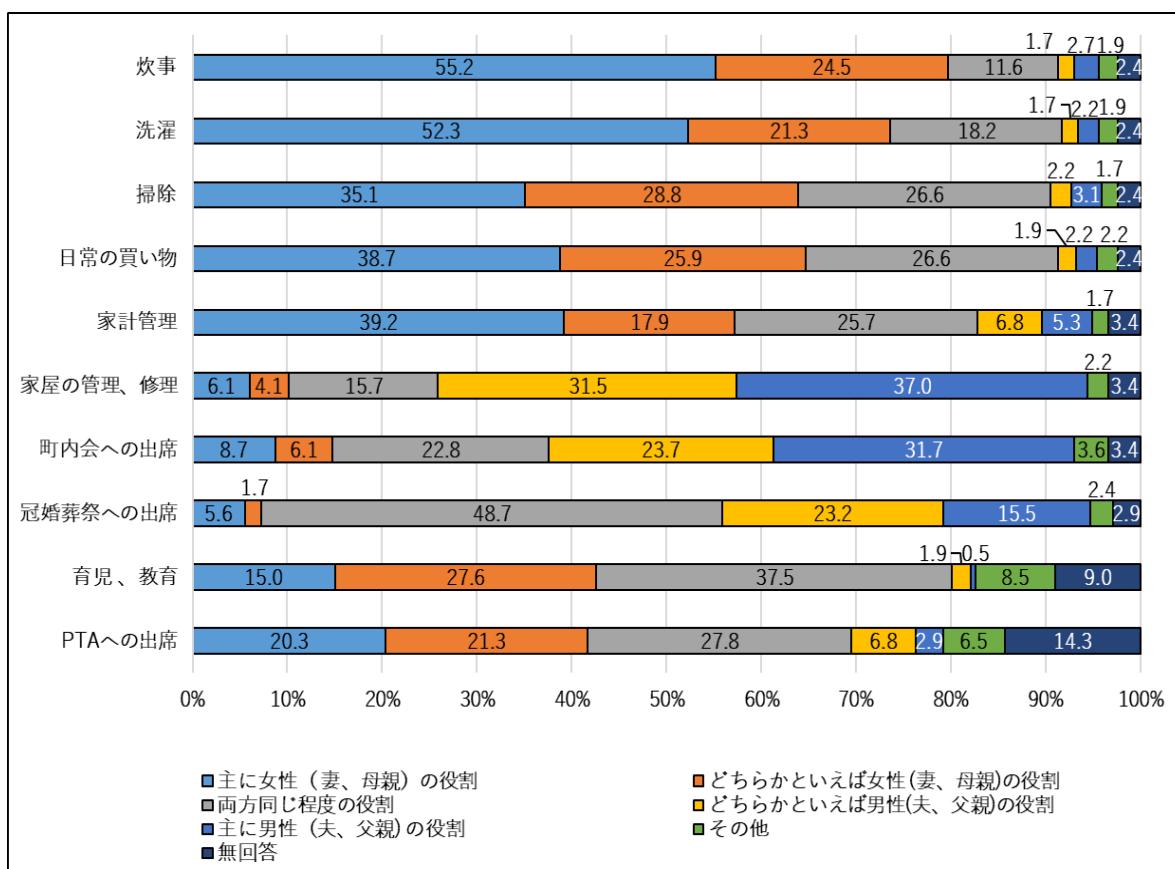
年齢別に見ると、男性では18歳～20歳代30歳代及び60歳代、女性では18歳～20歳代と40歳代が「同感する」と答えた人がいない。

問9 あなたのご家庭では、次のような日常的な事柄はどなたの役割ですか。  
あてはまるものを項目ごとに1つずつ選んで、該当する番号に○をつけてください。

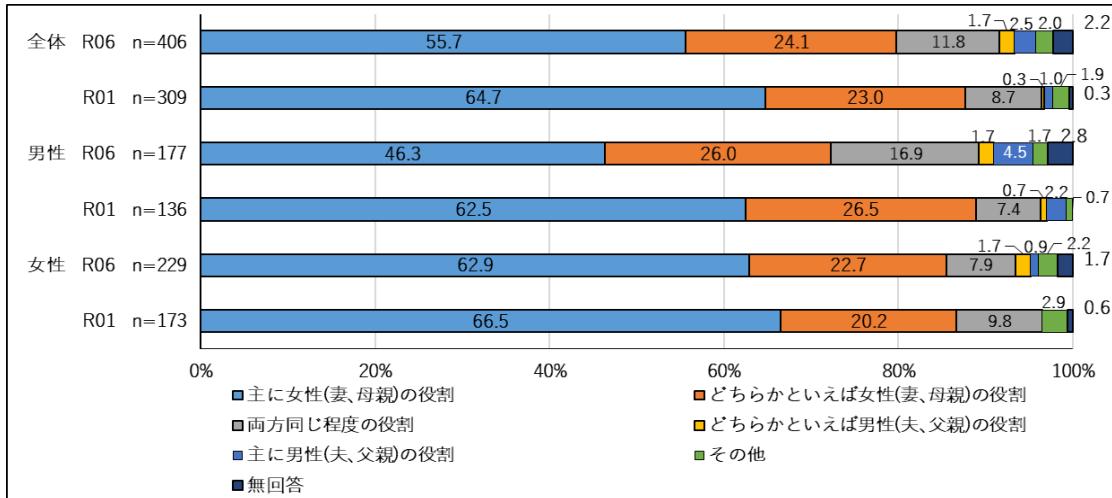
「主に女性（妻、母親）の役割」「どちらかといえば女性（妻、母親）の役割」と答えた人の割合は、①「炊事」（79.7%）、②「洗濯」（73.6%）、③「日常の買い物」（64.6%）と前回調査と同じ順となっている。

「主に男性（夫、父親）の役割」「どちらかといえば男性（夫、父親）の役割」と答えた人の割合は、①「家屋の管理・修理」（68.5%）、②「町内会への出席」（55.4%）、③「冠婚葬祭への出席」（38.7%）とこれも前回調査と同じ順となっている。

「両方同じ程度の役割」と答えた人の割合は、①「冠婚葬祭への出席」（48.7%）、②「育児・教育」（37.5%）、③「PTAへの出席」（27.8%）の順となり、これも前回調査と同じ順となっている。



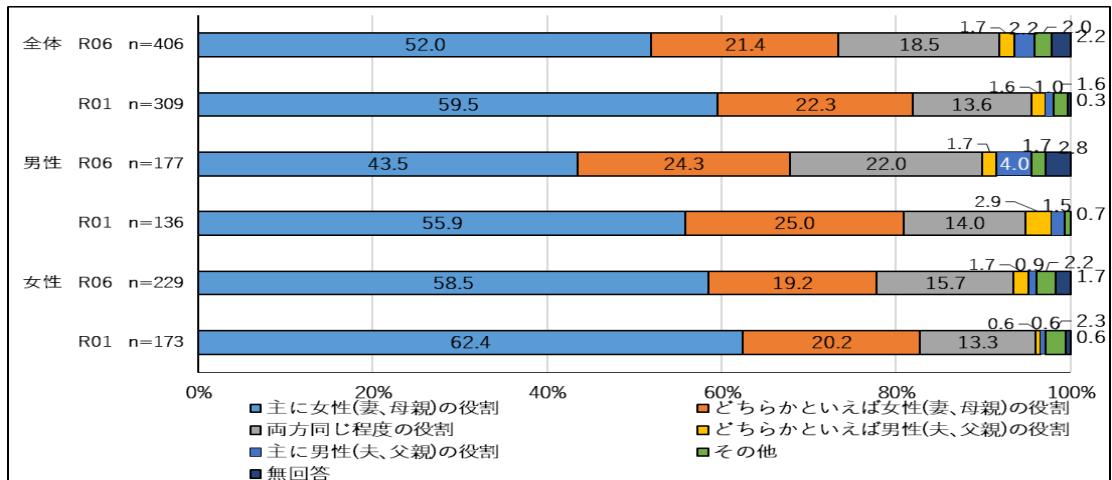
## ア 炊事



「主に女性（妻、母親）の役割」「どちらかといえば女性（妻、母親）の役割」と答えた人の割合は79.8%、「主に男性（夫、父親）の役割」「どちらかといえば男性（夫、父親）の役割」と答えた人の割合は4.2%、「両方同じ程度の割合」と答えた人の割合は11.8%となっている。前回と比較すると、「主に女性（妻、母親）の役割」と「どちらかといえば女性（妻、母親）の役割」を合わせた割合は、7.9%減少し、「両方同じ程度の割合」「主に男性（夫、父親）の役割」「どちらかといえば男性（夫、父親）の役割」と答えた人の割合は、6%増加している。

性別に見ると、「主に女性（妻、母親）の役割」と答えた人の割合は、男性62.5%から46.3%、女性66.5%から62.9%となっている。

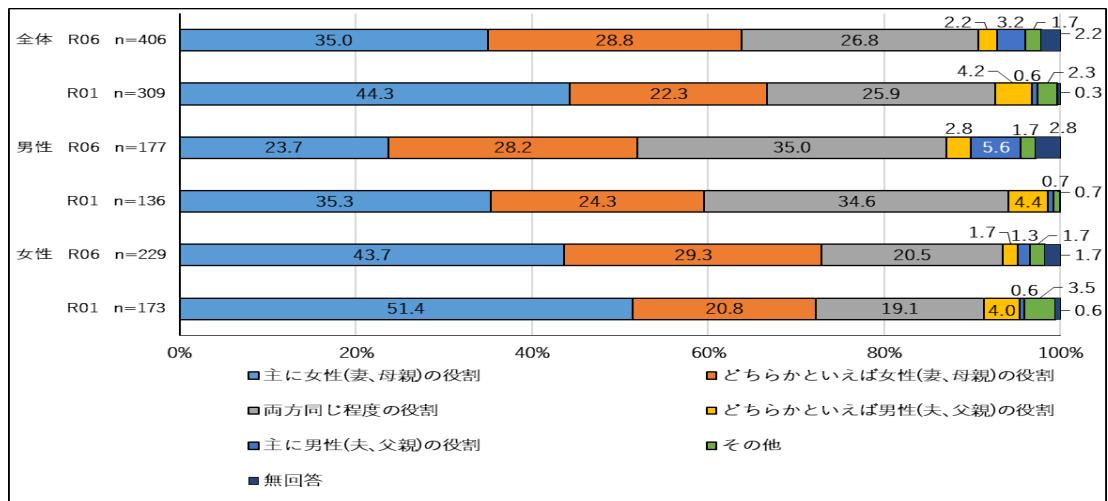
## イ 洗濯



「主に女性（妻、母親）の役割」「どちらかといえば女性（妻、母親）の役割」と答えた人の割合は73.4%、「主に男性（夫、父親）の役割」「どちらかといえば男性（夫、父親）の役割」と答えた人の割合は3.9%、「両方同じ程度の割合」と答えた人の割合は18.5%となっている。前回と比較すると、「主に女性（妻、母親）の役割」と「どちらかといえば女性（妻、母親）の役割」を合わせた割合は8.4%低下し、「両方同じ程度の割合」と答えた人の割合は4.9%上昇している。「主に男性（夫、父親）の役割」「どちらかといえば男性（夫、父親）の役割」と答えた人の割合は、1.3%増加している。

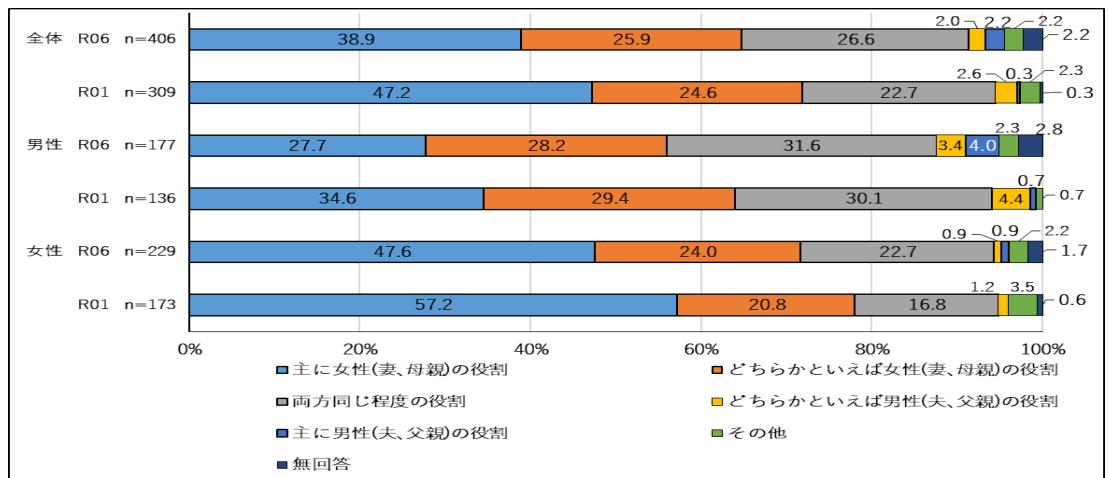
性別に見ると、「主に女性（妻、母親）の役割」と答えた人の割合は、男性55.9%から43.5%、女性62.4%から58.5%、「両方同じ程度の割合」が男女ともに増えてきている。

## ウ 掃除



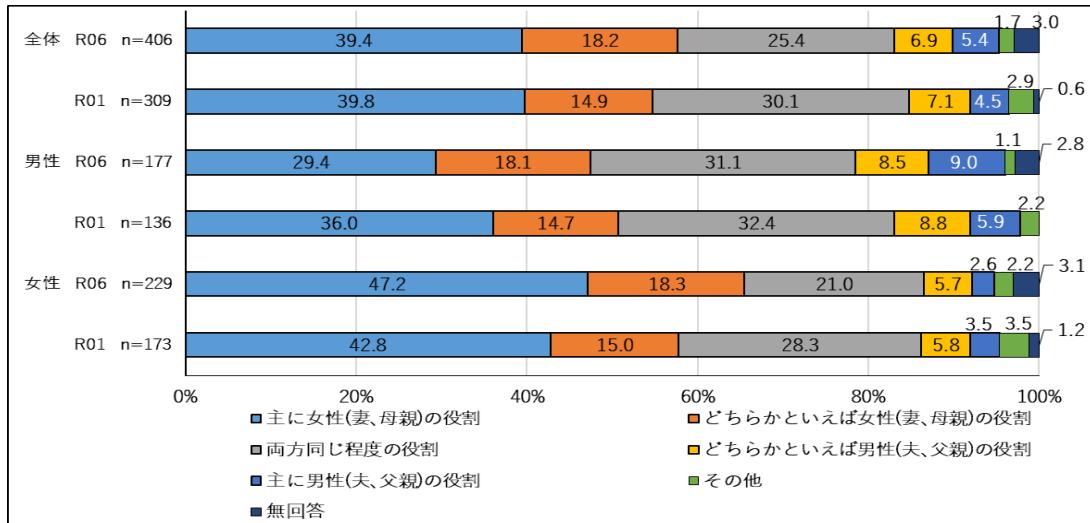
「主に女性（妻、母親）の役割」「どちらかといえば女性（妻、母親）の役割」と答えた人の割合は63.8%、「主に男性（夫、父親）の役割」「どちらかといえば男性（夫、父親）の役割」と答えた人の割合は5.4%、「両方同じ程度の割合」と答えた人の割合は26.8%となっている。性別で前回と比較して見ると、「主に女性（妻、母親）の役割」と答えた人の割合は、男性35.3%から23.7%と11.6%、女性51.4%から43.7%と7.7%減少している。男女ともに「両方同じ程度の割合」と答えた人の割合は増加している。

## エ 日常の買い物



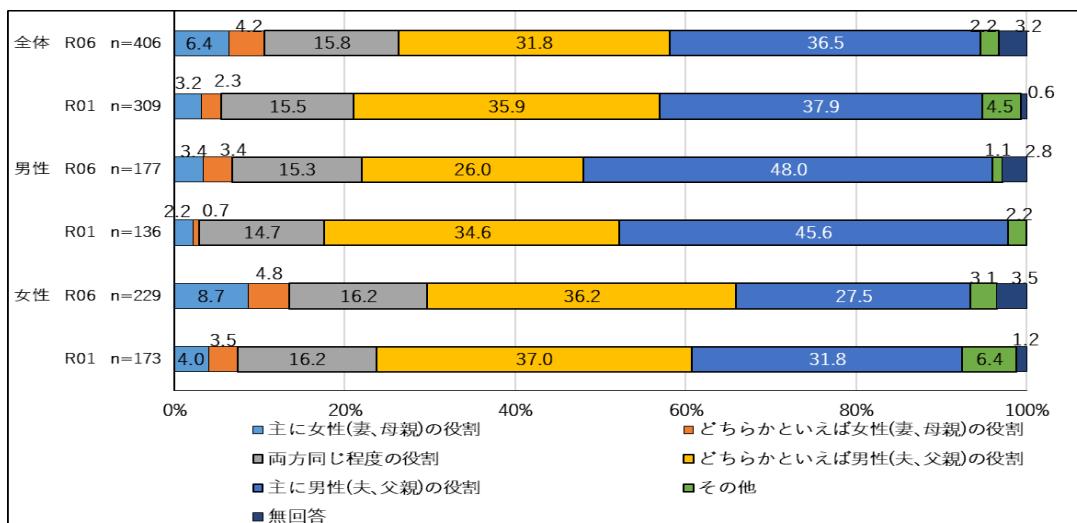
「主に女性（妻、母親）の役割」「どちらかといえば女性（妻、母親）の役割」と答えた人の割合は64.8%、「主に男性（夫、父親）の役割」「どちらかといえば男性（夫、父親）の役割」と答えた人の割合は4.2%、「両方同じ程度の割合」と答えた人の割合は26.6%となっている。性別で前回と比較して見ると、「主に女性（妻、母親）の役割」と答えた人の割合は、男性34.6%から27.7%、女性57.2%から47.6%と減少し、「両方同じ程度の割合」が男女とも増えてきている。

## 才 家計管理



「主に女性（妻、母親）の役割」「どちらかといえば女性（妻、母親）の役割」と答えた人の割合は57.6%、「主に男性（夫、父親）の役割」「どちらかといえば男性（夫、父親）の役割」と答えた人の割合は12.3%、「両方同じ程度の割合」と答えた人の割合は25.4%となっている。性別で前回と比較して見ると、「主に女性（妻、母親）の役割」と答えた人の割合は、男性36.0%から29.4%、女性42.8%から47.2%となっている。

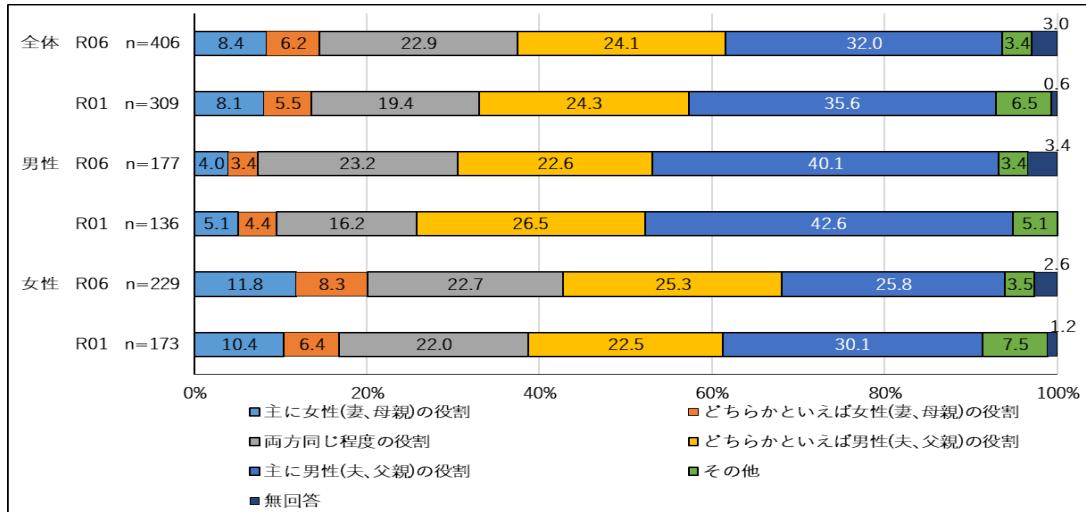
## 力 家屋の管理、修理



「主に女性（妻、母親）の役割」「どちらかといえば女性（妻、母親）の役割」と答えた人の割合は10.6%、「主に男性（夫、父親）の役割」「どちらかといえば男性（夫、父親）の役割」と答えた人の割合は68.3%、「両方同じ程度の割合」と答えた人の割合は15.8%となっている。前回と比較すると、「主に男性（夫、父親）の役割」「どちらかといえば男性（夫、父親）の役割」と答えた人の割合は5.5%減少している。

性別に見ると、「主に男性（夫、父親）の役割」と答えた人の割合は、男性45.6%から48.0%と増加し、女性は31.8%から27.5%で減少している。

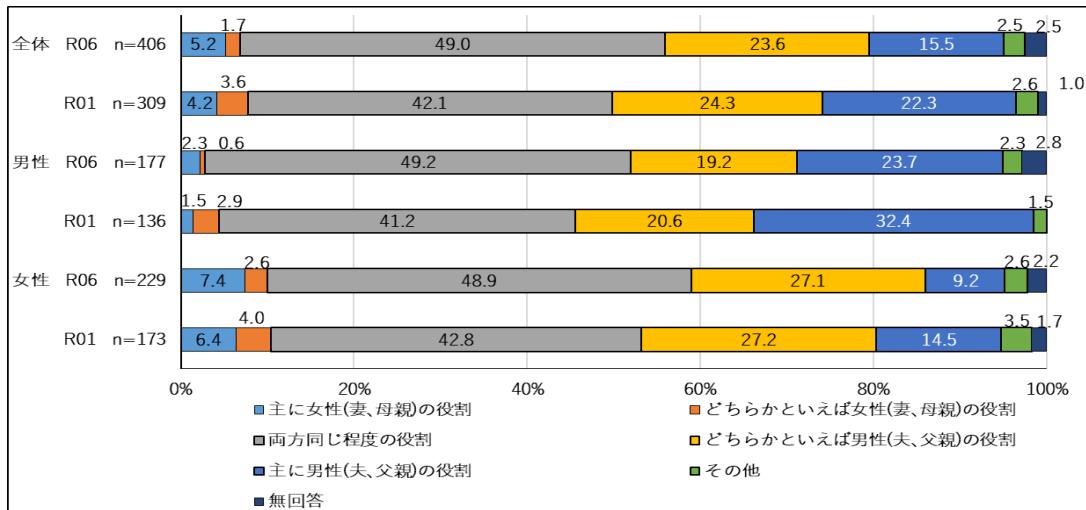
## キ 町内会への出席



「主に女性（妻、母親）の役割」「どちらかといえば女性（妻、母親）の役割」と答えた人の割合は14.6%、「主に男性（夫、父親）の役割」「どちらかといえば男性（夫、父親）の役割」と答えた人の割合は56.2%、「両方同じ程度の割合」と答えた人の割合は22.9%となっている。前回と比較すると、「主に男性（夫、父親）の役割」「どちらかといえば男性（夫、父親）の役割」と答えた人の割合は3.8%減少している。

性別に見ると、「主に男性（夫、父親）の役割」「どちらかといえば男性（夫、父親）の役割」と答えた人の割合は男性69.1%から62.7%、女性52.6%から51.1%となっている。

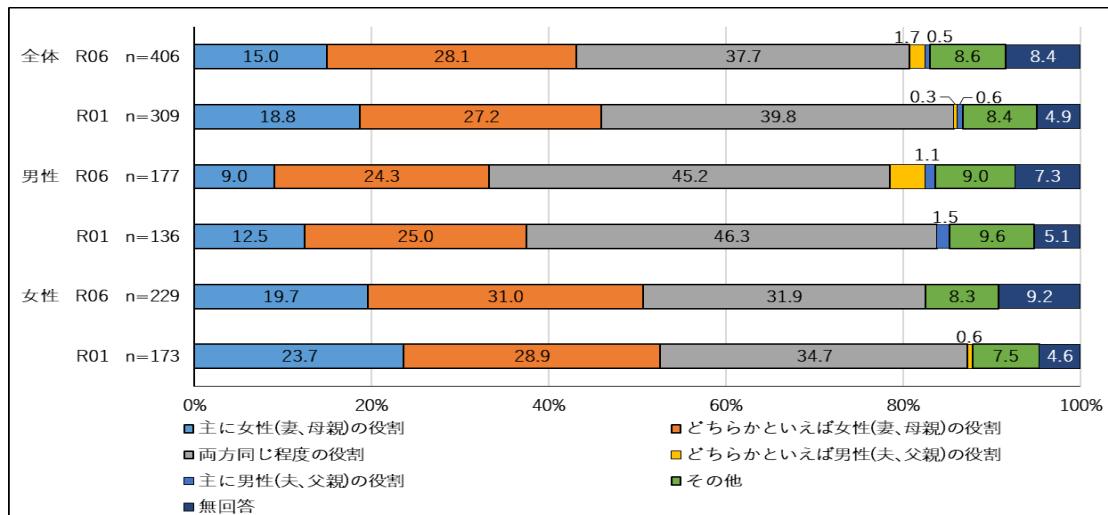
## ク 冠婚葬祭への出席



「主に女性（妻、母親）の役割」「どちらかといえば女性（妻、母親）の役割」と答えた人の割合は6.9%、「主に男性（夫、父親）の役割」「どちらかといえば男性（夫、父親）の役割」と答えた人の割合は39.1%、「両方同じ程度の割合」と答えた人の割合は49.0%となっている。前回と比較すると、「主に男性（夫、父親）の役割」「どちらかといえば男性（夫、父親）の役割」と答えた人の割合は7.5%減少している。

性別に見ると、「主に男性（夫、父親）の役割」「どちらかといえば男性（夫、父親）の役割」と答えた人の割合は、男性53.0%から42.9%、女性41.7%から36.3%となっている。

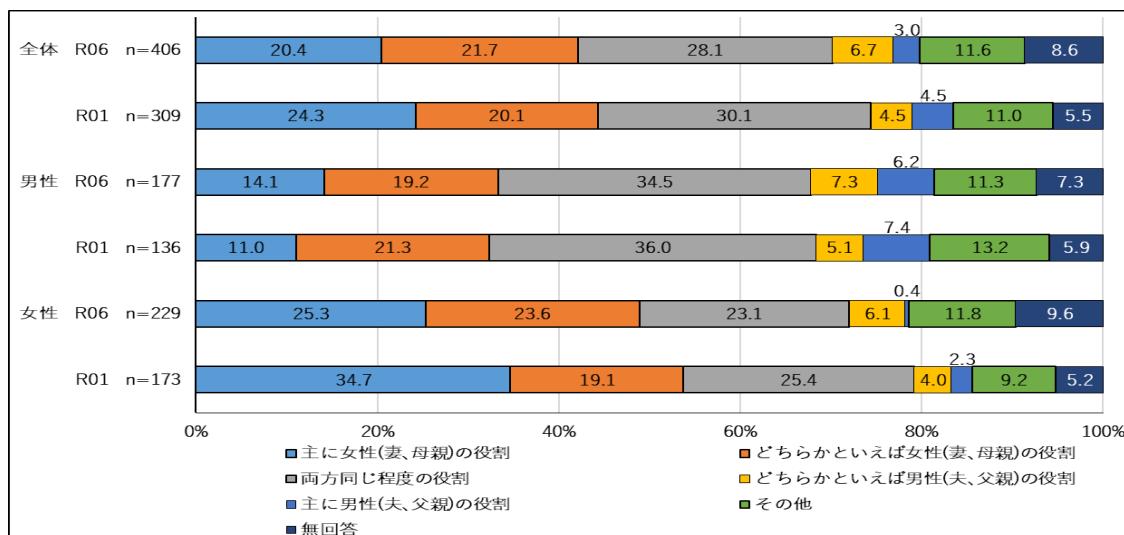
## ケ 育児、教育



「主に女性（妻、母親）の役割」「どちらかといえば女性（妻、母親）の役割」と答えた人の割合は43.1%、「主に男性（夫、父親）の役割」「どちらかといえば男性（夫、父親）の役割」と答えた人の割合は2.2%、「両方同じ程度の割合」と答えた人の割合は37.7%となっている。前回と比較すると、「主に女性（妻、母親）の役割」と答えた人の割合は、2.9%減少している。

性別に見ると、「両方同じ程度の役割」と答えた人の割合は、男性46.3%から45.2%、女性34.7%から31.9%に減少している。

## コ P T Aへの出席

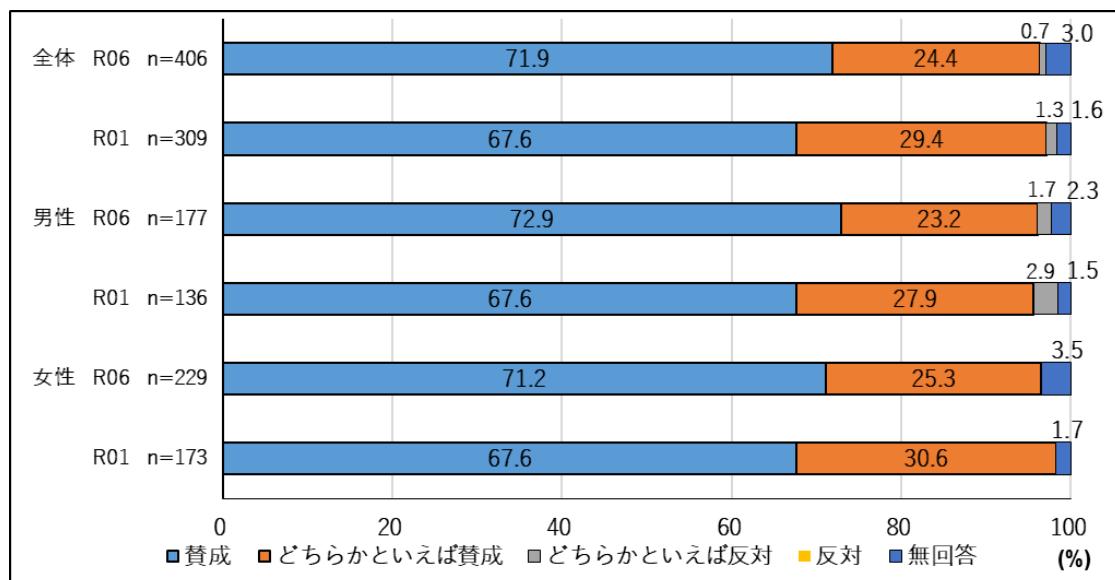


「主に女性（妻、母親）の役割」「どちらかといえば女性（妻、母親）の役割」と答えた人の割合は42.1%、「主に男性（夫、父親）の役割」「どちらかといえば男性（夫、父親）の役割」と答えた人の割合は9.7%、「両方同じ程度の割合」と答えた人の割合は28.1%となっている。前回と比較すると、「主に女性（妻、母親）の役割」、「どちらかといえば女性（妻、母親）の役割」と答えた人の割合は2.3%減少している。

性別に見ると、「主に女性（妻、母親）の役割」「どちらかといえば女性（妻、母親）の役割」と答えた人の割合は、男性32.3%から33.3%、女性は53.8%から48.9%となっている。

問10 子どものしつけや教育について、どのようにお考えですか。それぞれあてはまるものを項目ごとに1つずつ選んで、該当する番号に○をつけてください。

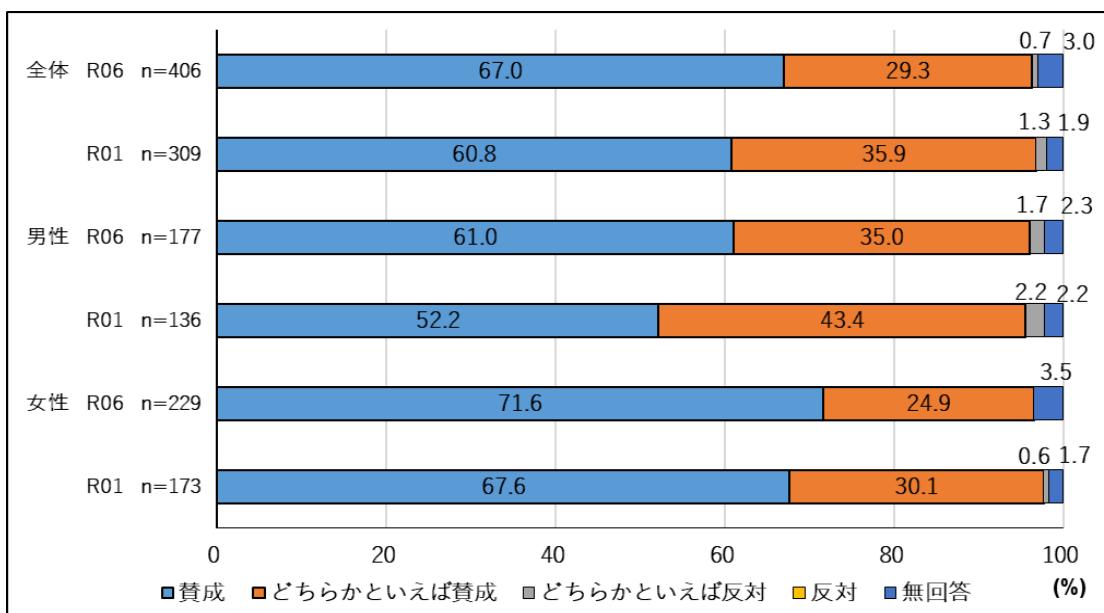
ア 女の子も自分の考え方を持ち、経済的に自立できる職業人としての教育が必要



「賛成」とする人の割合は96.3%（「賛成」71.9%+「どちらかといえば賛成」24.4%）、「反対」とする人の割合は0.7%（「反対」0.0%+「どちらかといえば反対」0.7%）となっている。前回と比較すると、「賛成」とする人の割合と、「反対」とする人の割合は若干減少している。

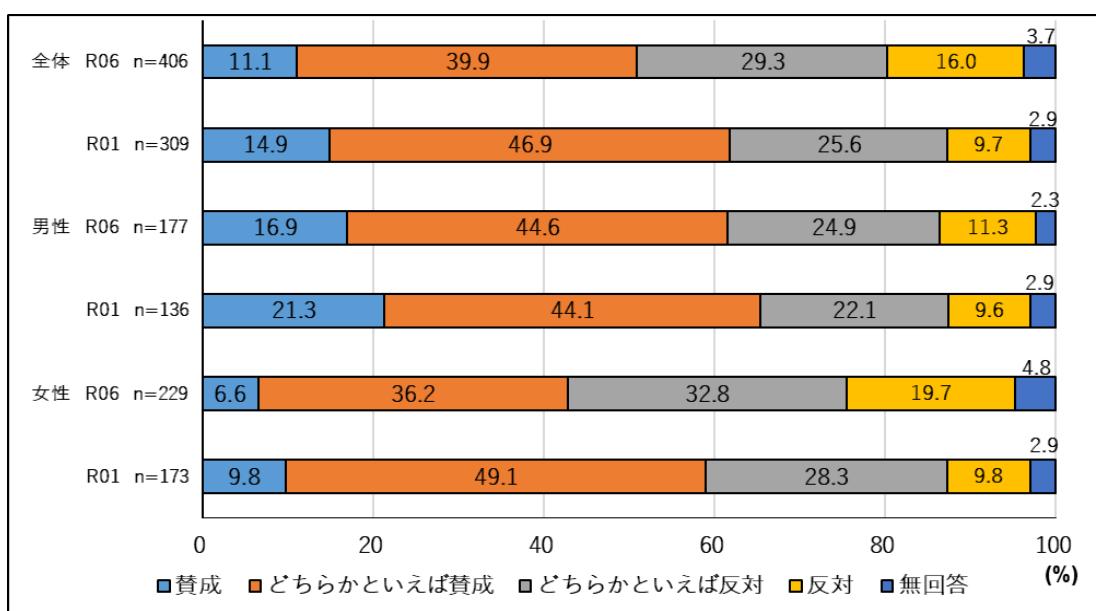
性別に見ると、「賛成」とする人の割合は、男性95.5%から96.1%に増加し、女性98.2%から96.5%に減少し、無回答が増加している。

## イ 男の子も炊事、掃除、洗濯など、生活に必要な技術を身につけさせる



「賛成」とする人の割合は96.3%（「賛成」67.0%+「どちらかといえば賛成」29.3%）、「反対」とする人の割合は0.7%（「反対」0.0%+「どちらかといえば反対」0.7%）となっている。前回と比較すると、「賛成」とする人の割合はあまり変わりはない。性別に見ると、「賛成」とする人の割合は、男性で95.6%から96.0%に増加、女性で97.7%から96.5%に減少している。

## ウ 男女にはそれぞれの役割があるので、女の子は女の子らしく、男の子は男の子らしく育てる

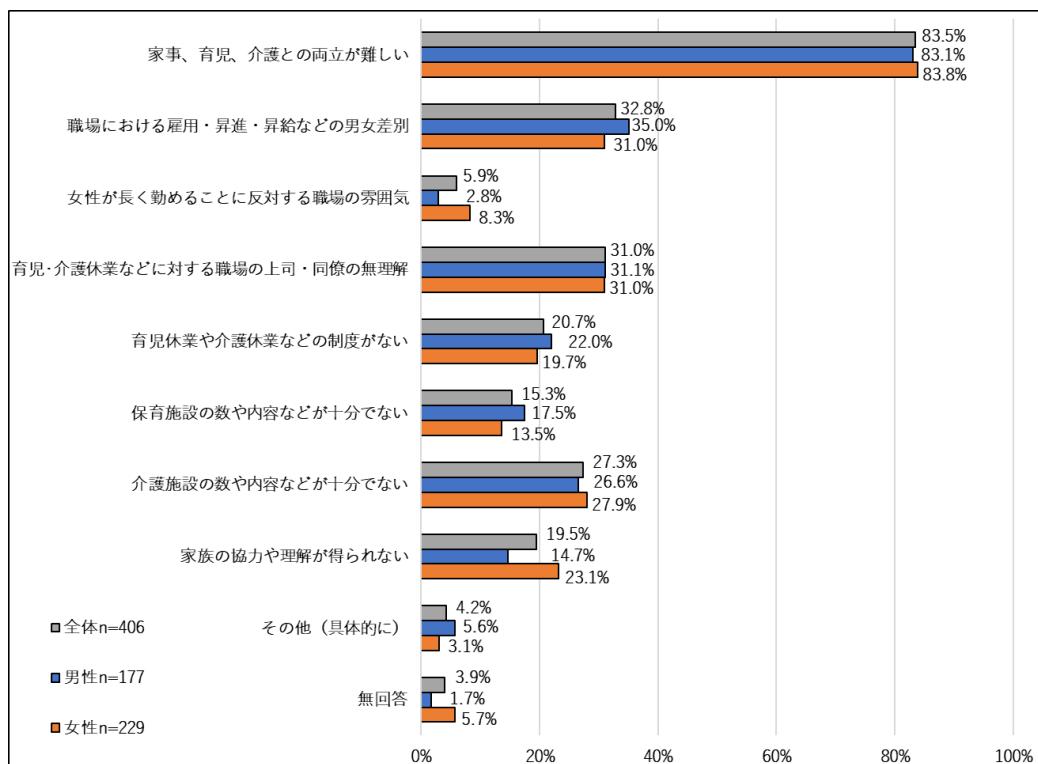


「賛成」とする人の割合は51.0%（「賛成」11.1%+「どちらかといえば賛成」39.9%）、「反対」とする人の割合は45.3%（「反対」16.0%+「どちらかといえば反対」29.3%）となっている。前回と比較すると、「賛成」とする人の割合は、減少し、「反対」とする人の割合は増加している。性別に見ると、「賛成」とする人の割合は、男性で65.4%から61.5%、女性で58.9%から42.8%と男女とも減少している。

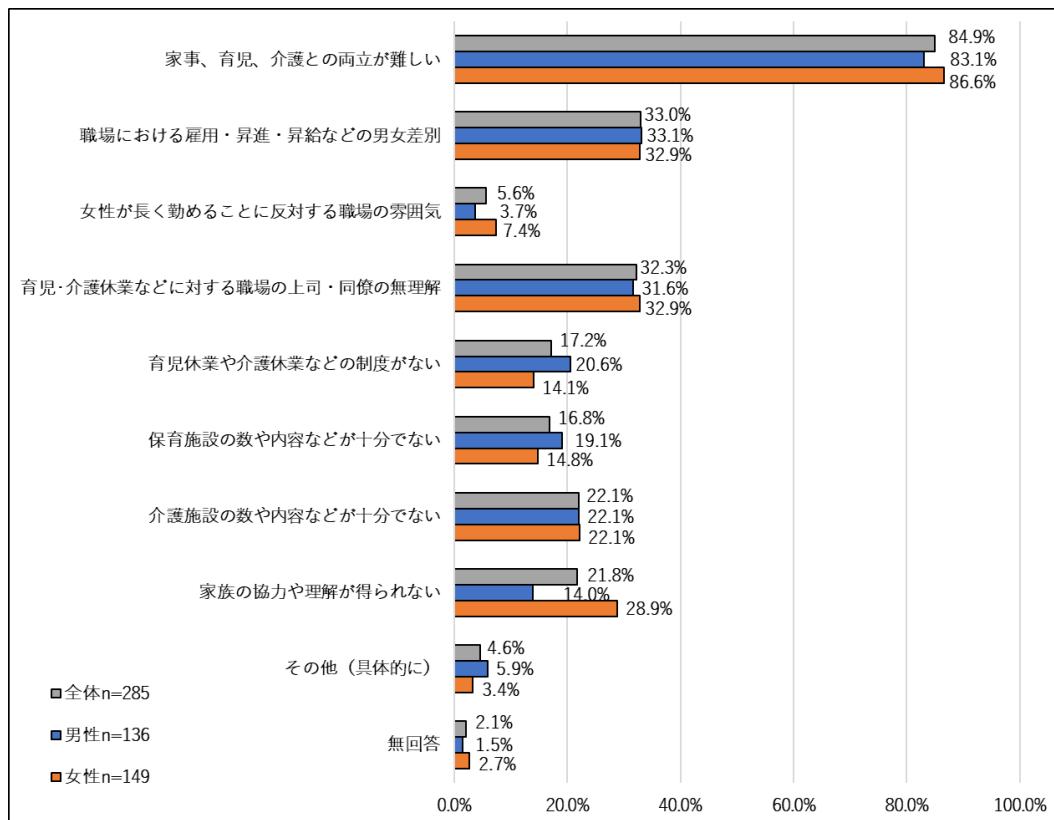
### 3. 就労について

問11 あなたは、女性が働き続ける上で、障害となっているものは何だと思いますか。次の中から3つまで選んで、該当する番号に○をつけてください。(複数回答)

#### 全 体



#### 就業者



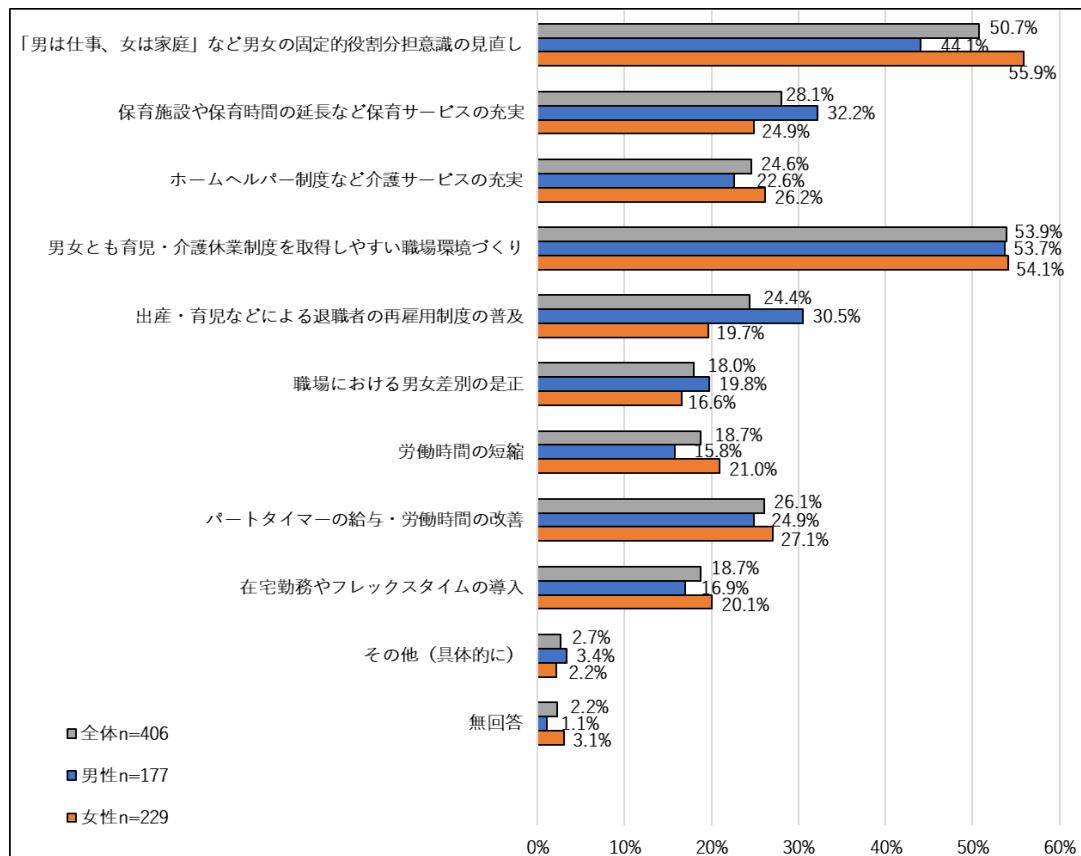
女性が働き続ける上で、障害となっているものとして、全体と男性では、「家事、育児、介護との両立が難しい」と答えた人の割合（全体83.5%、男性83.1%）が最も高く、次いで、「職場における雇用・昇進・昇給などの男女差別」（全体32.8%、男性35.0%）、「育児・介護休業などに対する職場の上司・同僚の無理解」（全体31.0%、男性31.1%）で前回調査と比較し、2番目と3番目の項目が変わっている。

女性では、「家事、育児、介護との両立が難しい」（83.8%）が最も高く、次に、「育児・介護休業などに対する職場の上司・同僚の無理解」と「職場における雇用・昇進・昇給などの男女差別」（31.0%）となっている。

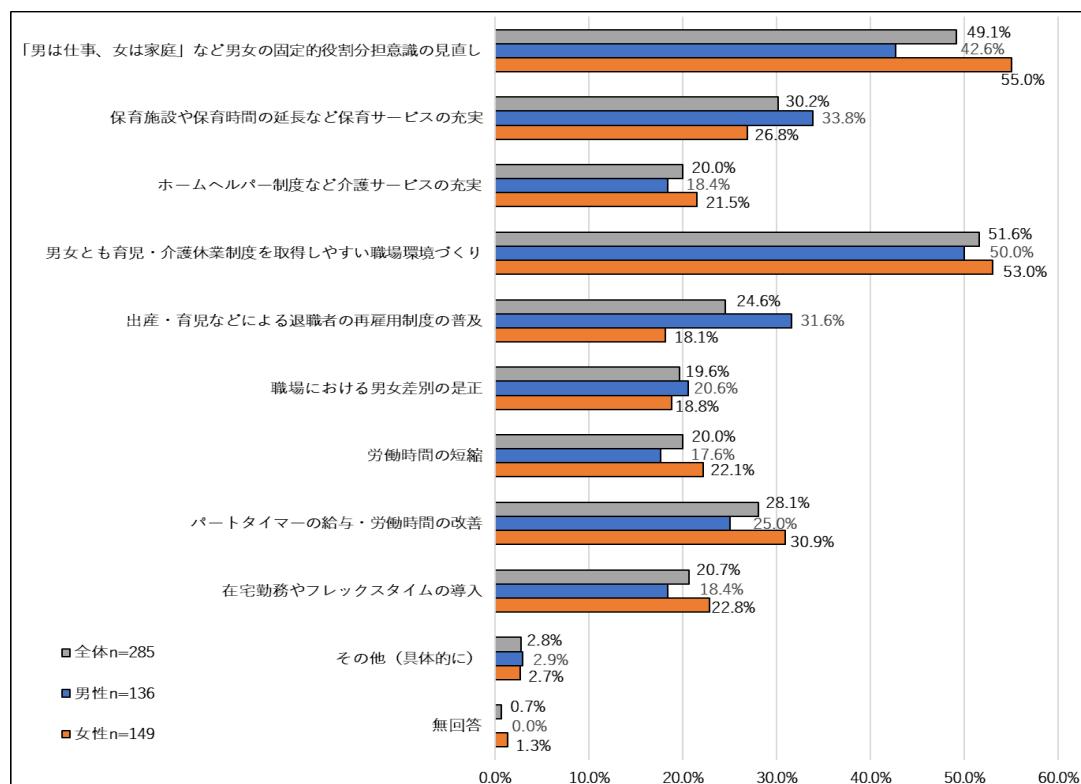
男性では、女性に比べて、「職場における雇用・昇進・昇給などの男女差別」「育児休業や介護休業などの制度がない」「保育施設の数や内容などが十分でない」をあげる人が多い。女性では、男性に比べて、「家事、育児、介護との両立が難しい」「家族の協力や理解が得られない」「女性が長く勤めることに反対する職場の雰囲気」をあげる人が多く、就業者でも、「家事、育児、介護との両立が難しい」「育児・介護休業などに対する職場の上司・同僚の無理解」「職場における雇用・昇進・昇給などの男女差別」をあげる人が多い。

問12 あなたは、男女が共に仕事と家庭を両立していくためには、何が必要だと思いますか。次の中から3つまで選んで、該当する番号に○をつけてください。(複数回答)

## 全 体



## 就業者



男女が共に仕事と家庭を両立していくために必要なものとして、前回調査では「男女の固定的役割分担意識の見直し」が最も高かったが、今回調査では「男女とも育児・介護休業制度を取得しやすい職場環境づくり」(53.9%)が最も高く、次いで「男女の固定的役割分担意識の見直し」と答えた人の割合(50.7%)、その次が「保育施設や保育時間の延長など保育サービスの充実」(28.1%)となった。

男性では前回調査同様、「男女とも育児・介護休業制度を取得しやすい職場環境づくり」の割合が高くなっている。

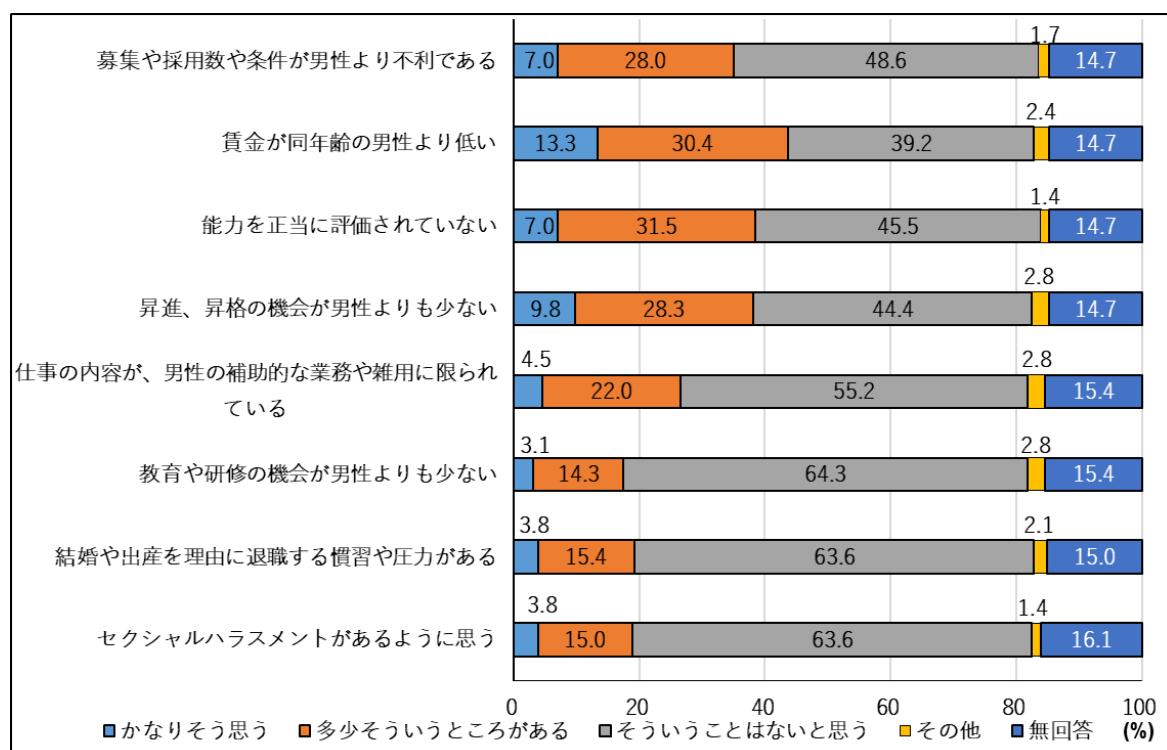
就業者の前回調査同様、男性で「男女とも育児・介護休業制度を取得しやすい職場環境づくり」と答えた人の割合が高かったが、今回調査では男女間の差はそれほど大きくはないが、「男は仕事、女は家庭」など男女の固定的役割分担意識の見直しは男女間の差が大きく、女性では「パートタイマーの給与・労働時間の改善」「労働時間の短縮」と答えた人の割合が今回調査でも、男女間の差が大きくなっていた。

問13 あなたの職場の女性の待遇及び環境について、近いと思うものを項目ごとに1つずつ選んで、該当する番号に○をつけてください。

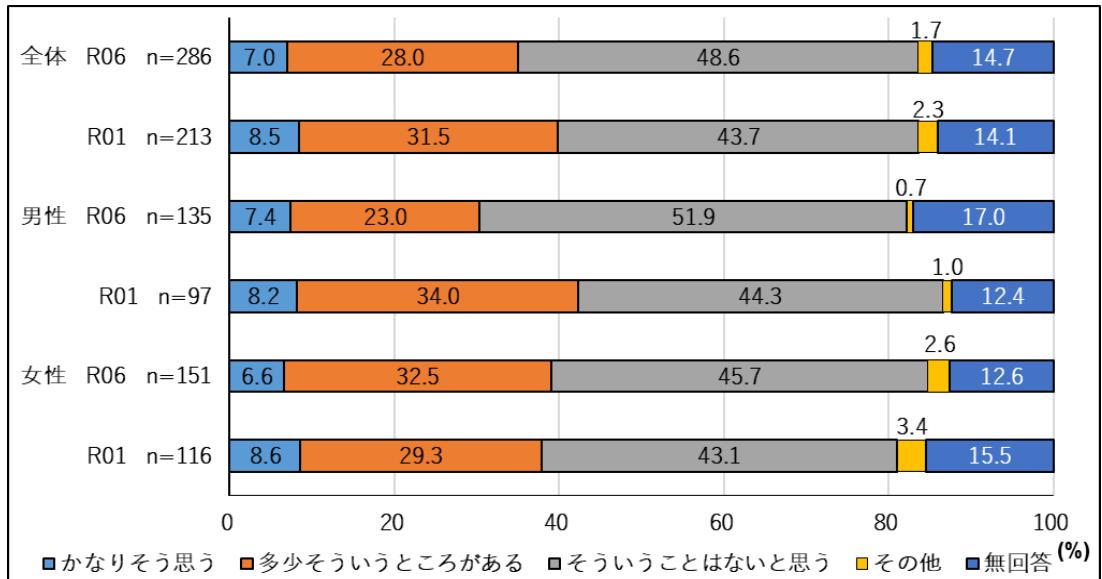
職場の女性の待遇や環境が男性より不利であるかどうかについて、「かなりそう思う」「多少そういうところがある」と答えた人の割合は、今回調査では①「賃金が同年齢の男性より低い」(43.7%)、②「能力を正当に評価されていない」(38.5%)、③「昇進・昇格の機会が男性より少ない」(38.1%)、の順となった。

「そういうことはないと思う」と答えた人の割合は①「教育や研修の機会が男性より少ない」②「セクシャルハラスメントがあるように思う」「結婚や出産を理由に退職する慣習や圧力がある」③「仕事の内容が、男性の補助的な業務や雑用に限られている」の順となっている。

全項目において「そういうことはないと思う」と答えた人の割合が増えている。



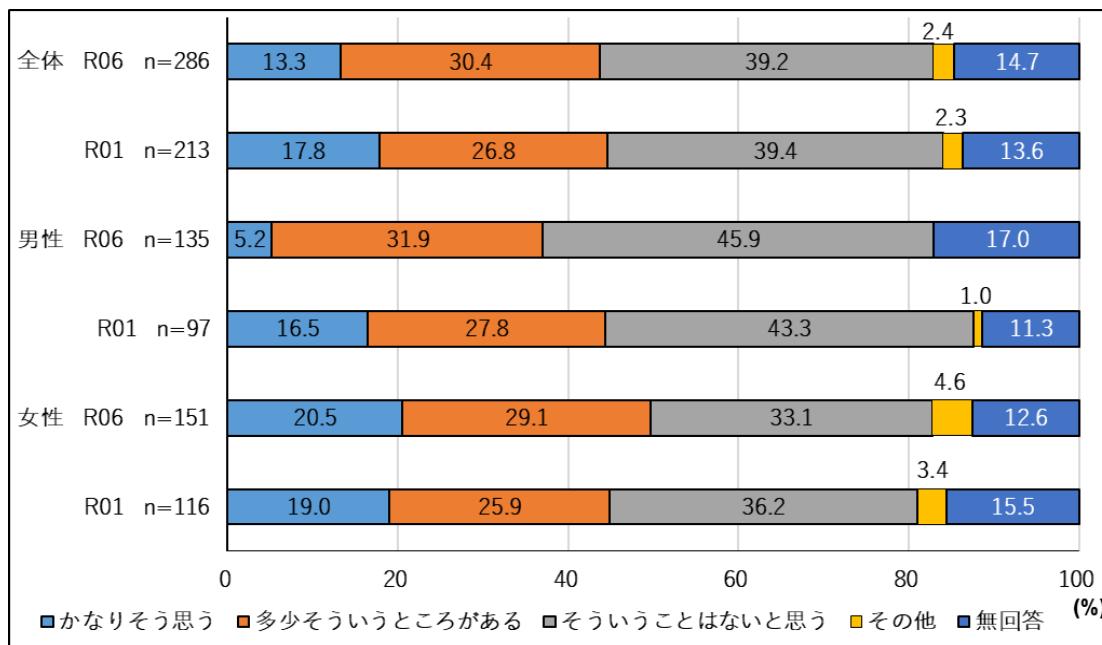
## ア 募集や採用数や条件が男性より不利である



「かなりそう思う」「多少そういうところがある」と答えた人の割合は40.0%から35.0%、「そういうことはないと思う」と答えた人の割合は43.7%から48.6%となった。前回と比較すると、「かなりそう思う」「多少そういうところがある」と答えた人の割合は、5.0%低下し、調査を行うごとに低くなっている。

性別に見ると、「かなりそう思う」「多少そういうところがある」と答えた人の割合は、男性42.2%から30.4%、女性37.9%から39.1%となった。

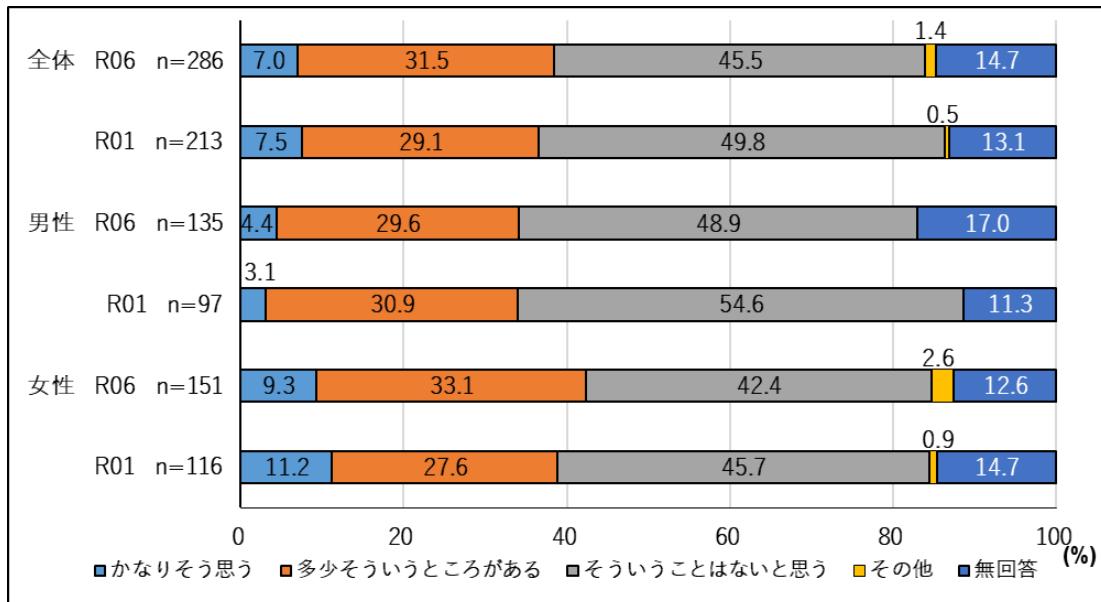
## イ 賃金が同年齢の男性より低い



「かなりそう思う」「多少そういうところがある」と答えた人の割合は44.6%から43.7%、「そういうことはないと思う」と答えた人の割合は39.4%から39.2%となった。前回と比較すると、「かなりそう思う」「多少そういうところがある」と答えた人の割合は、0.9%増加した。

性別に見ると、「かなりそう思う」「多少そういうところがある」と答えた人の割合は、男性44.3%から37.1%、女性44.9%から49.6%で、男性では大きく変化した。

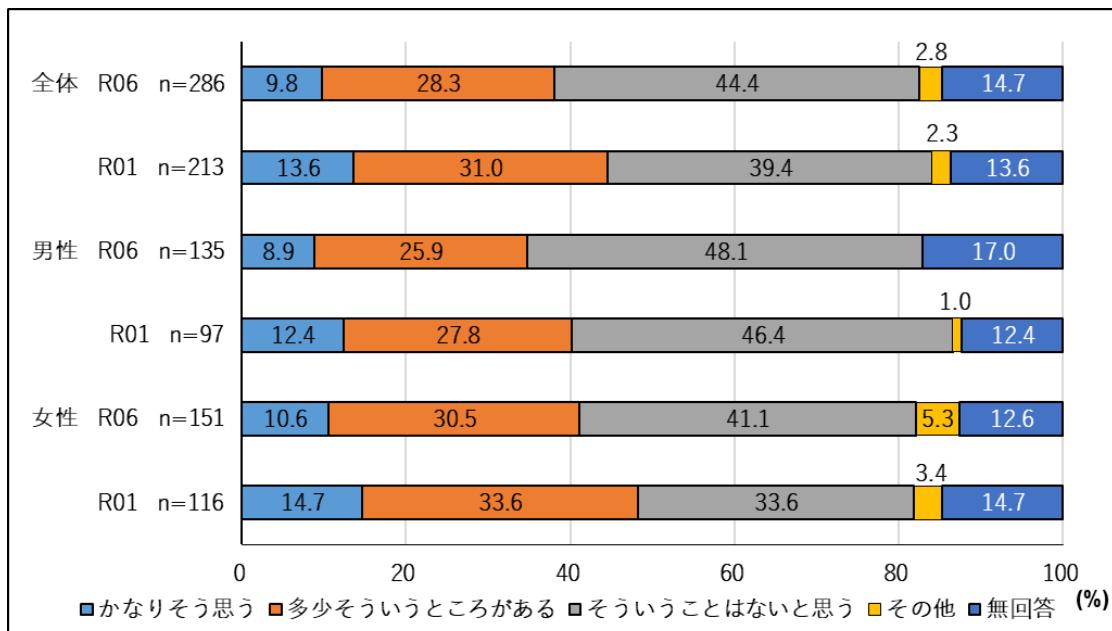
## ウ 能力を正当に評価されていない（指標13）



「かなりそう思う」「多少そういうところがある」と答えた人の割合は36.6%から38.5%、「そういうことはないと思う」と答えた人の割合は49.8%から45.5%となっている。前回と比較すると、「かなりそう思う」「多少そういうところがある」と答えた人の割合は、1.9%と増加した。

性別に見ると、「かなりそう思う」「多少そういうところがある」と答えた人の割合は、男性34.0%と変化がなかったが、女性は38.8%から42.4%と増加した。

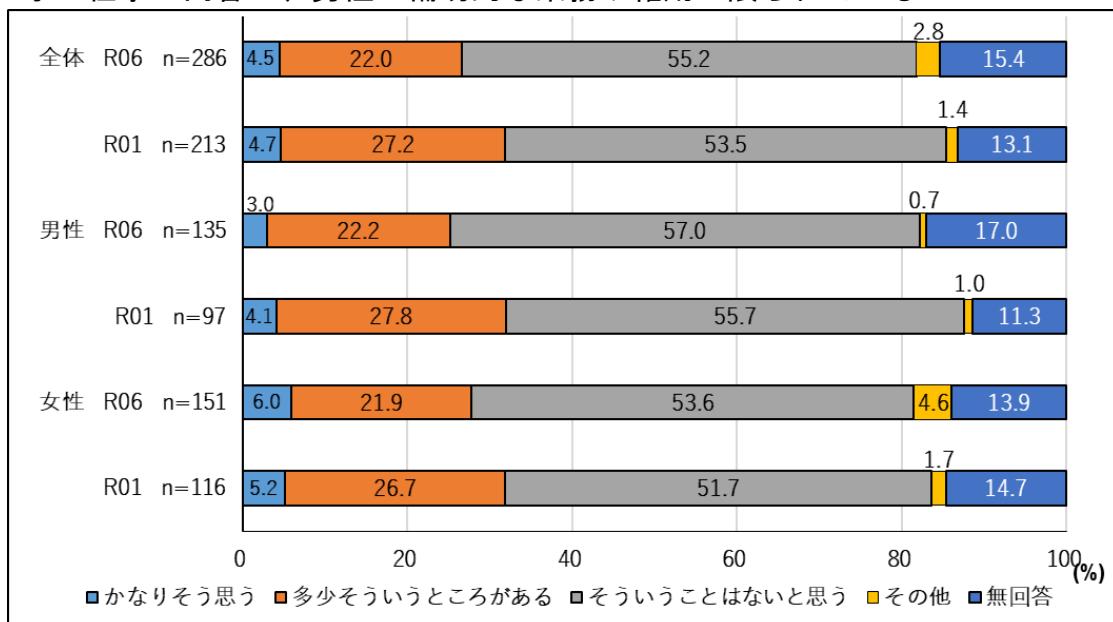
## エ 昇進、昇格の機会が男性よりも少ない



「かなりそう思う」「多少そういうところがある」と答えた人の割合は44.6%から38.1%、「そういうことはないと思う」と答えた人の割合は39.4%から44.4%となっている。前回と比較すると、「かなりそう思う」「多少そういうところがある」と答えた人の割合は6.5%低下した。

性別に見ると、「かなりそう思う」「多少そういうところがある」と答えた人の割合は、男性40.2%から34.8%、女性48.3%から41.1%で、男女ともに大きく減少した。

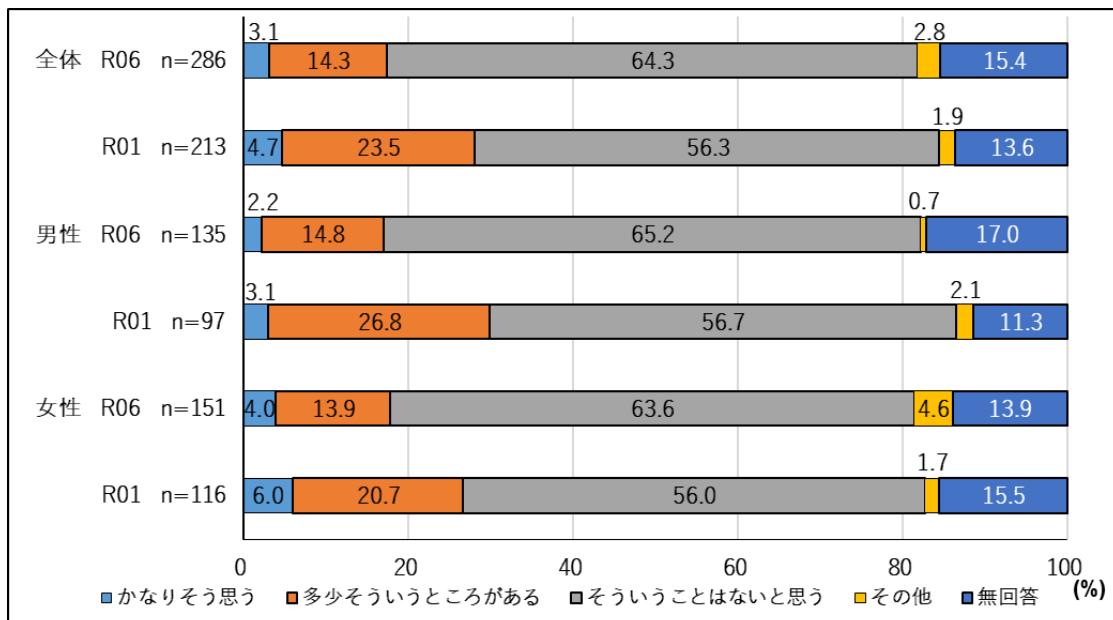
## 才 仕事の内容が、男性の補助的な業務や雑用に限られている



「かなりそう思う」「多少そういうところがある」と答えた人の割合は31.9%から26.5%、「そういうことはないと思う」と答えた人の割合は53.5%から55.2%となっている。前回と比較すると、「かなりそう思う」「多少そういうところがある」と答えた人は5.4%低下した。

性別に見ると、「かなりそう思う」「多少そういうところがある」と答えた人の割合は、男性31.9%から25.2%、女性31.9%から27.9%と男女ともに減少している。

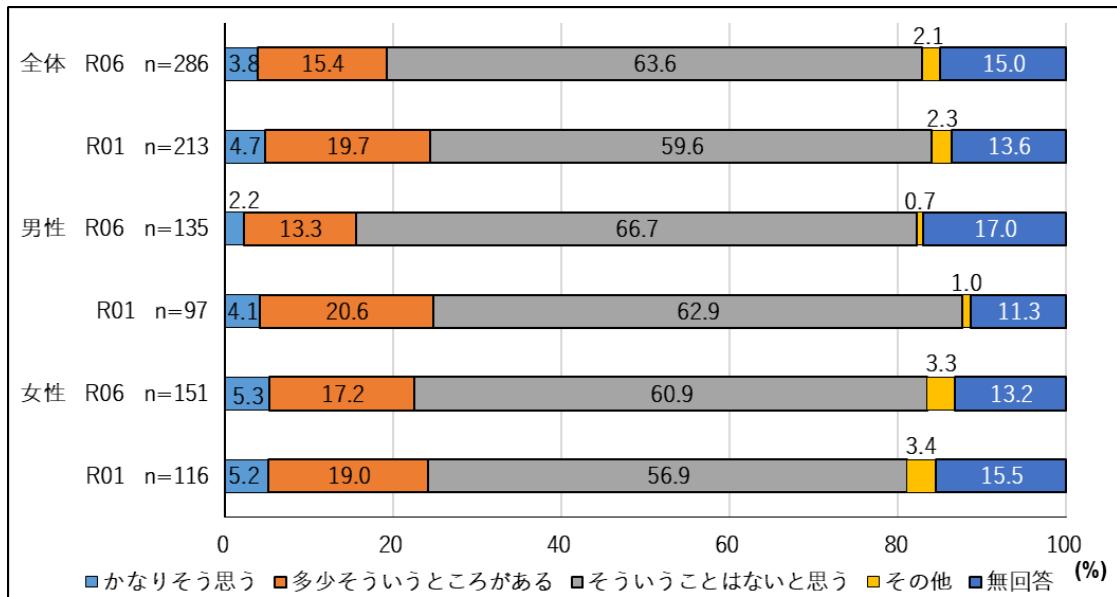
## 力 教育や研修の機会が男性よりも少ない



「かなりそう思う」「多少そういうところがある」と答えた人の割合は28.2%から17.4%、「そういうことはないと思う」と答えた人の割合は56.3%から64.3%となっている。前回と比較すると、「かなりそう思う」「多少そういうところがある」と答えた人の割合は10.8%と減少し、「そういうことはないと思う」と答えた人の割合は8.0%増加した。

性別に見ると、「かなりそう思う」「多少そういうところがある」と答えた人の割合は、男性29.9%から17.0%、女性26.7%から17.9%と減少した。

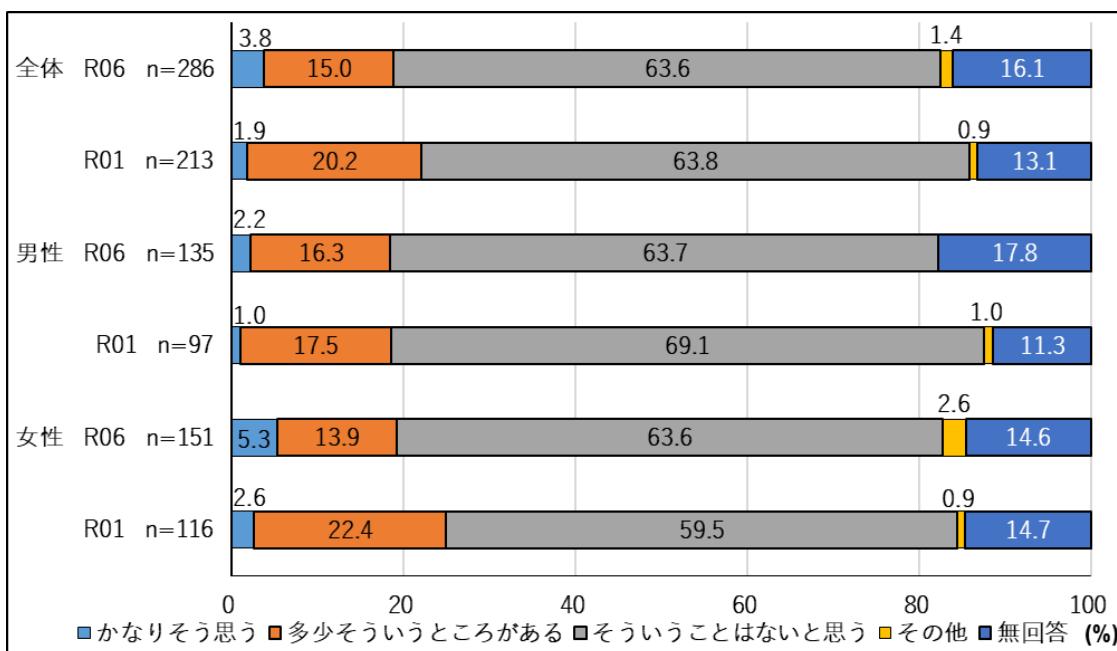
## キ 結婚や出産を理由に退職する慣習や圧力がある



「かなりそう思う」「多少そういうところがある」と答えた人の割合は24.4%から19.2%、「そういうことはないと思う」と答えた人の割合は59.6%から63.6%となっている。前回と比較すると、「かなりそう思う」「多少そういうところがある」と答えた人の割合は5.2%減少し、「そういうことはないと思う」と答えた人の割合は、4.0%増加した。

性別に見ると、「かなりそう思う」「多少そういうところがある」と答えた人の割合は、男性24.7%から15.5%と大きく減少し、女性は24.2%から22.5%に減少した。

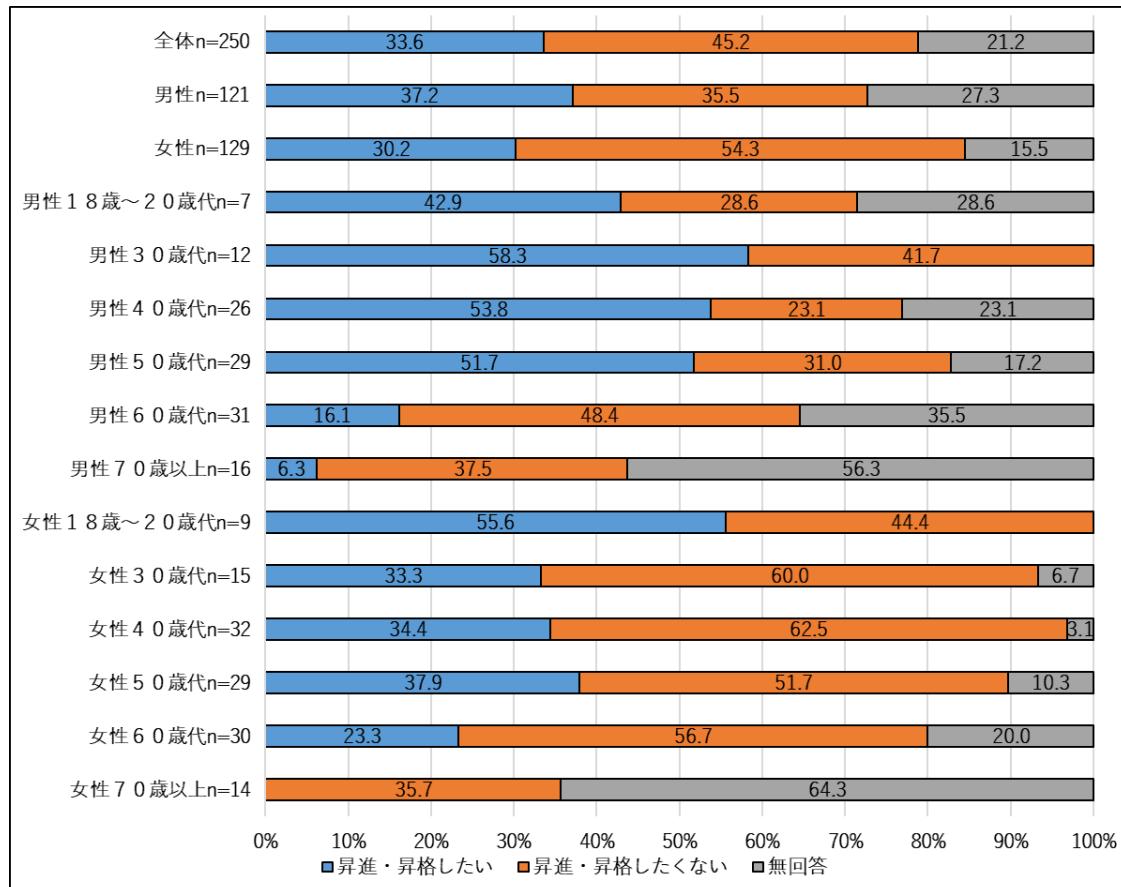
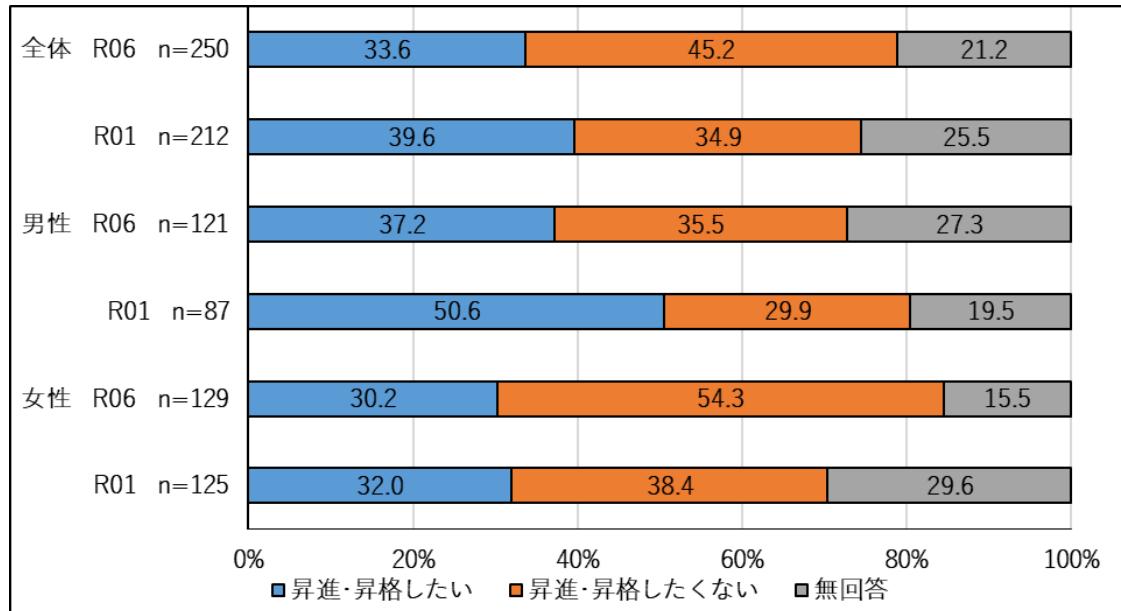
## ク セクシュアルハラスメントがあるように思う



「かなりそう思う」「多少そういうところがある」と答えた人の割合は18.8%に減少、「そういうことはないと思う」と答えた人の割合は63.6%で前回調査より若干減少した。

「そういうことはないと思う」男性は5.4%減少し、女性は4.1%増加した。

問14 あなたは、昇進・昇格についてどのようにお考えですか。あなたの気持ちに近い項目を1つだけ選んで、該当する番号に○をつけてください。



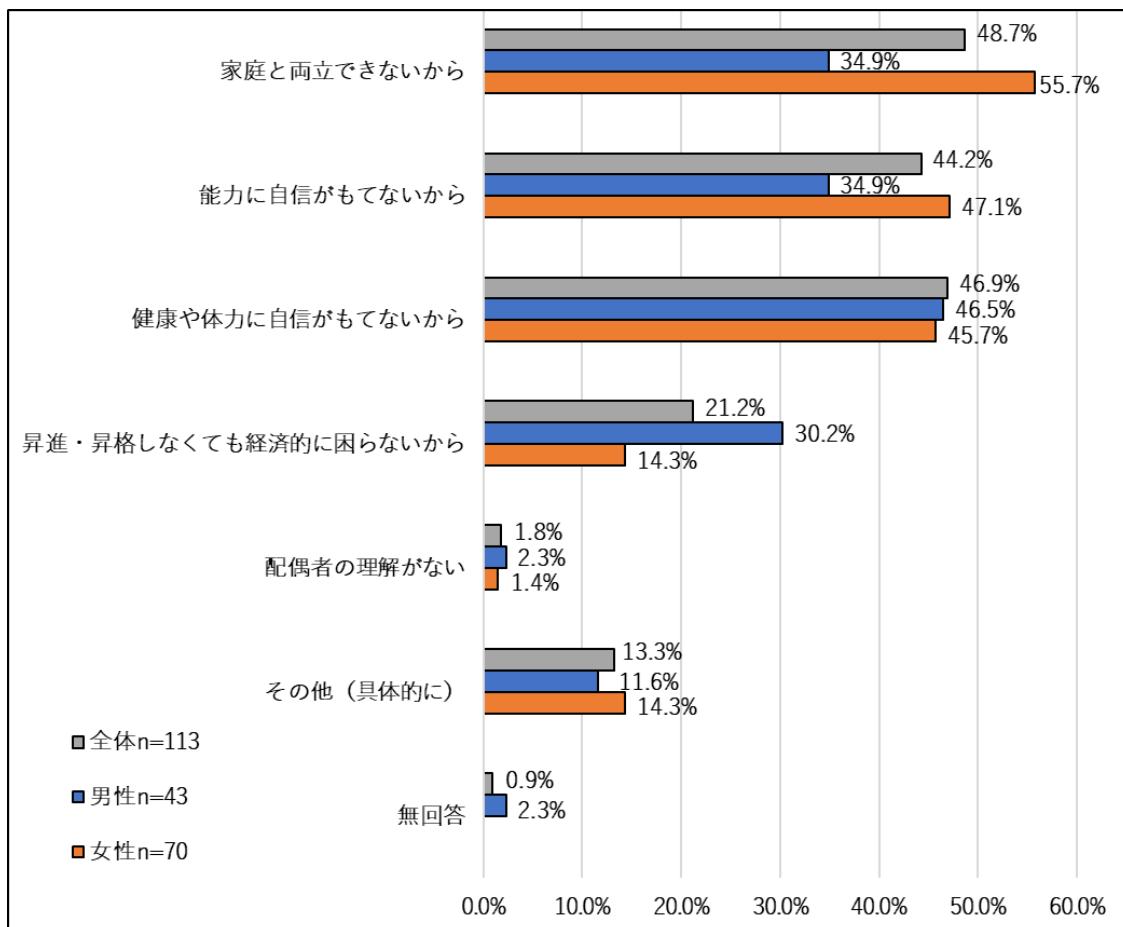
「昇進・昇格したい」と答えた人の割合は39.6%から33.6%、「昇進・昇格したくない」と答えた人の割合は34.9%から45.2%となっている。

前回と比較すると、「昇進・昇格したい」と答えた人の割合は、6.0%、男性では13.4%の減少に対し、女性では1.8%の減少にとどまっている。

年齢別に見ると、「昇進・昇格したい」と答えた人の割合は、男性では30歳代40歳代、女性では18歳から20歳代が高い結果となった。

問15 「昇進・昇格したくない」と答えた方にお尋ねします。

昇進・昇格したくないと思う理由について、次の中から2つまで選んで、該当する番号に○をつけてください。(複数回答)



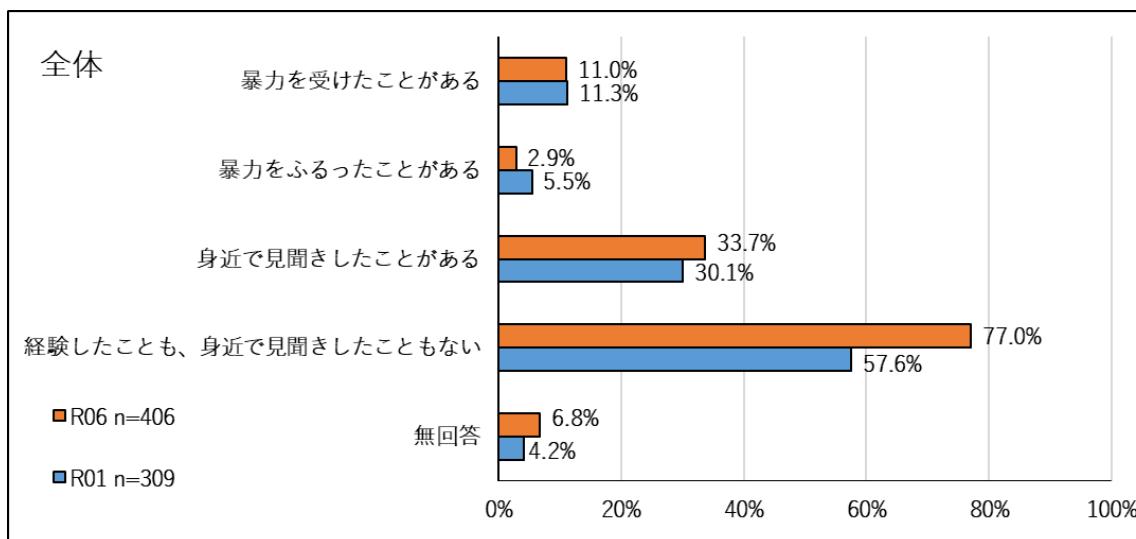
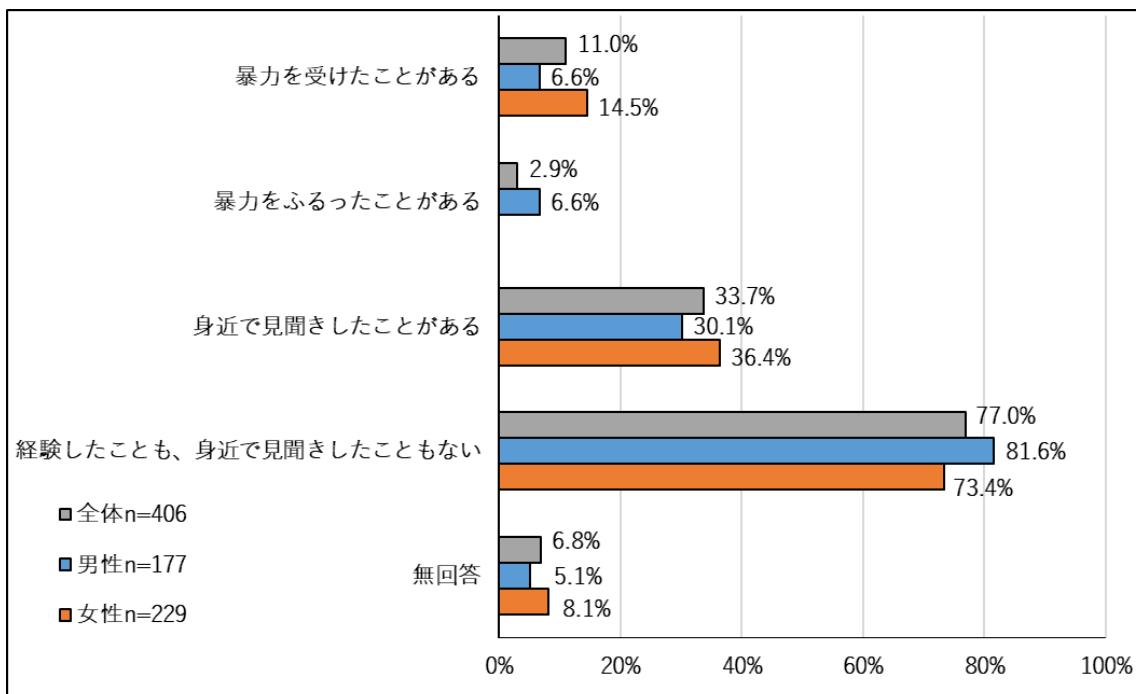
全体として、「家庭と両立できないから」と答えた人の割合48.7%（前回36.5%）が最も高く、次に次に「健康や体力に自信がもてないから」46.9%（前回45.9%）となっている。

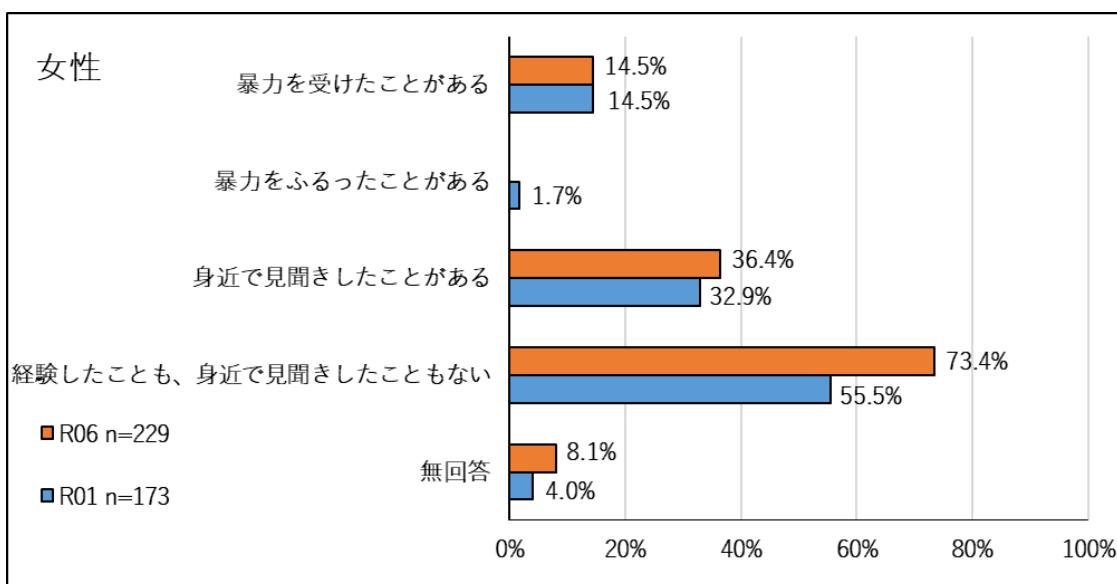
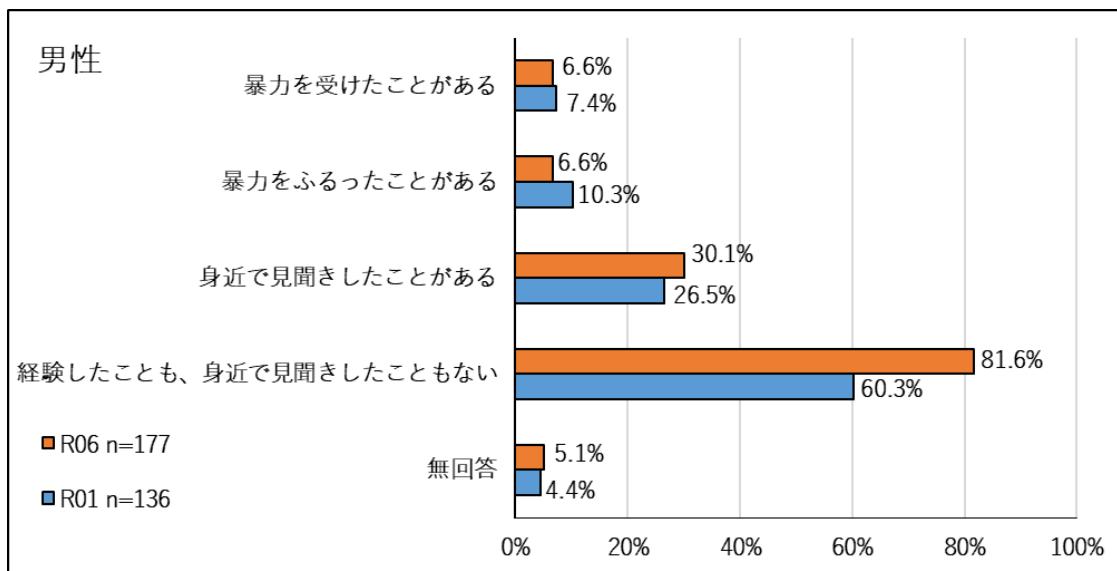
男性では、「健康や体力に自信がもてないから」46.5%（前回46.2%）が最も高く、次に「家庭と両立できないから」「能力に自信がもてないから」34.9%（前回19.2%、50.0%）となっている。女性では「家庭と両立できないから」と答えた人の割合55.7%（前回45.8%）、「能力に自信がもてないから」47.1%（前回45.8%）、「健康や体力に自信がもてないから」45.7%（前回45.8%）となっている。

男女間の差を見ると、「昇進・昇格しなくても経済的に困らないから」と答えた人の割合は、男性30.2%（前回46.2%）、女性14.3%（前回16.7%）で、15.9%（前回29.5%）男性が女性を上回り、「家庭と両立できないから」と答えた人の割合は、男性34.9%（前回19.2%）、女性55.7%（前回45.8%）で、20.8%（前回26.6%）女性が男性を上回っている。

#### 4. パートナーに対する暴力について

問 16 夫婦や恋人の一方が、もう一方から身体的・心理的な暴力を受けることについてお尋ねします。あなたはこのような暴力について、直接経験したり、または、身近で見聞きしたことがありますか。該当する番号をいくつでも○をつけてください。(複数回答)





「暴力を受けたことがある」と答えた人の割合は11.0%（前回11.3%）、「暴力をふるったことがある」と答えた人の割合は2.9%（前回5.5%）と減少し、「身近で見聞きしたことがある」と答えた人の割合は33.7%（前回30.1%）となり、前回調査より若干増加している。

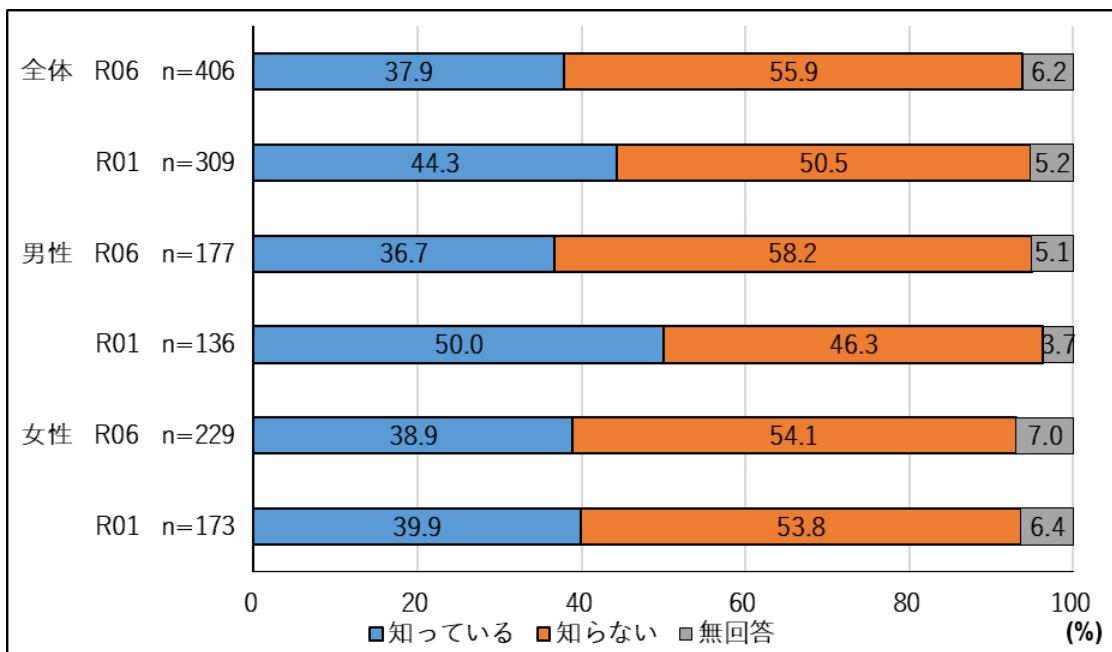
性別で見ると、「暴力を受けたことがある」と答えた人の割合は、男性6.6%（前回7.4%）、女性14.5%（前回14.5%）で、7.9%女性が男性を上回っている。「暴力をふるったことがある」と答えた人の割合は、男性6.6%（前回10.3%）、女性0%（前回1.7%）で、6.6%（前回8.6%）男性が女性を上回っている。

前回と比較すると、「暴力を受けたことがある」と答えた人の割合は、全体で0.3%減少し、男性が0.3%減少し、女性は変化ない。

「暴力をふるったことがある」と答えた人の割合は、男女ともに若干減少している。

「身近で見聞きしたことがある」と答えた人の割合は、男性では3.6%、女性では3.5%増加している。

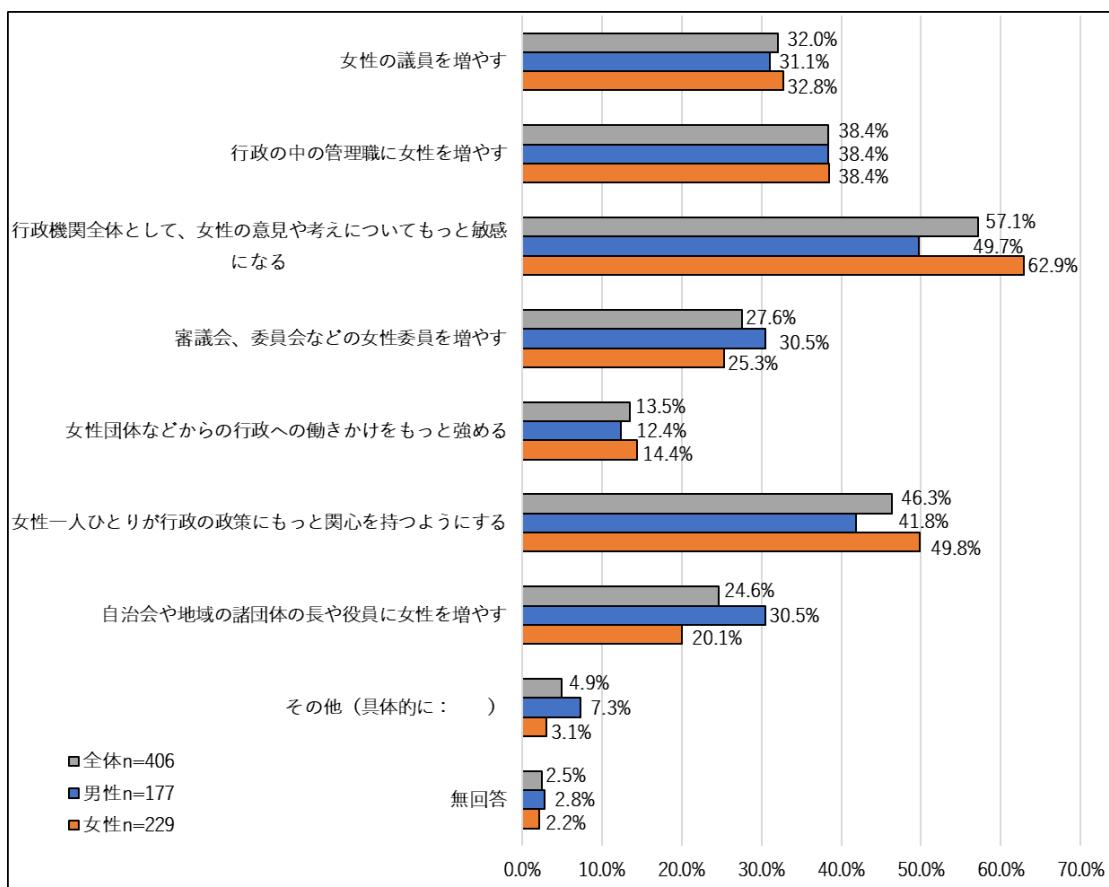
問 17 あなたは「問 10」のような暴力について、直接経験したり、または、身近で見聞きしたとき相談する所があることを知っていますか。該当する番号に○をつけてください。



相談機関があることを「知っている」と答えた人の割合は、今回 37.9%、前回 44.3% となっている。

## 5. 方針決定過程への参画について

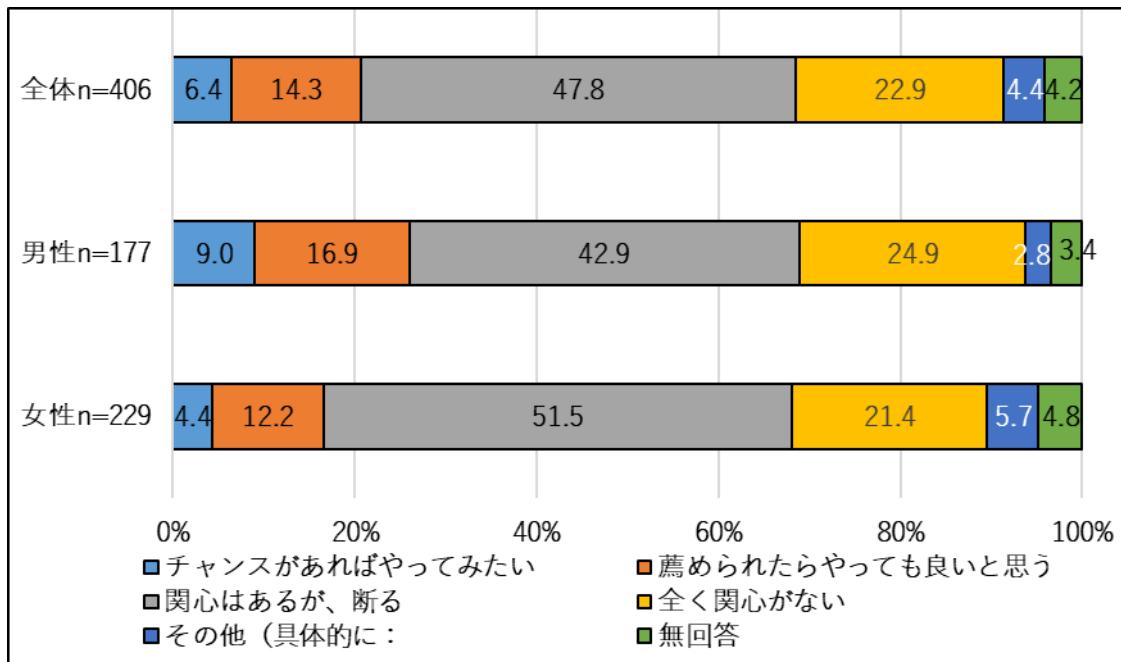
問18 現在、市の政策方針決定に男性、女性の意見を平等に反映させることが大きな課題になっています。あなたは、政策などの立案や決定に女性の意見をもっと反映させるためには、どのようなことが必要だと思いますか。次の中から3つまで選んで、該当する番号に○をつけてください。(複数回答)



「行政機関全体として、女性の意見や考えについてもっと敏感になる」と答えた人の割合 57.1% (前回 56.6%) が最も高く、次いで「女性一人ひとりが行政の政策にもっと関心を持つようとする」 46.3% (前回 43.4%)、「行政の中の管理職に女性を増やす」 38.4% (前回 34.0%) の順となっている。

性別に見ると、「自治会や地域の諸団体の長や役員に女性を増やす」と答えた人の割合は、男性 30.5% (前回 32.4%)、女性 20.1% (前回 17.3%) で、10.4% (前回 15.1%) 男性が女性を上回り、「行政機関全体として、女性の意見や考えについてもっと敏感になる」と答えた人は、女性が男性を 13.2% 上回っている。

問19 市では、開かれた行政を目指して、市民の皆さん 의견を行政に反映しようと委員会・審議会等の委員の公募制を採用しています。このことについて、あなたはどう思いますか。次の中から1つだけ選んで、該当する番号に○をつけてください。



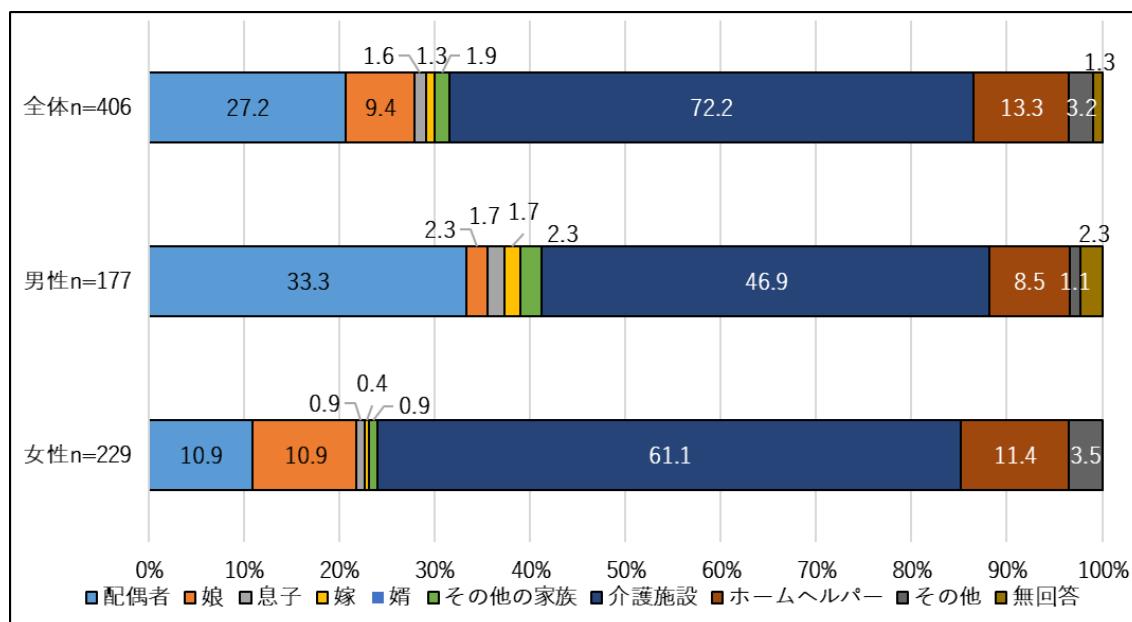
「チャンスがあればやってみたい」「薦められたらやっても良い」と答えた人の割合は20.7%（前回24.0%）、「関心はあるが、断る」は47.8%（前回50.8%）、「全く関心がない」は22.9%（前回18.8%）となっている。

性別で見ると、男女の差が大きく、「チャンスがあればやってみたい」「薦められたらやっても良い」と答えた人の割合は、男性25.9%（前回32.4%）、女性16.6%（前回17.3%）で、9.3%（前回15.1%）男性が女性を上回っている。

「関心はあるが、断る」は、男性42.9%（前回44.1%）、女性51.5%（前回56.1%）で8.6%（前回12%）で男性が女性を上回っているのに対し、「全く関心がない」は、男性24.9%（前回16.2%）、女性21.4%（前回20.8%）で3.5%（前回4.6%）、女性が男性を上回っている。

## 6. 介護について

問20 もしも老後、あなたが「ねたきり・認知症等」で介護が必要となった時、誰に介護をしてもらいたいと思いますか。次の中から1つだけ選んで、該当する番号に○をつけてください。



全体では、「介護施設」と答えた人の割合が72.2%（前回57.9%）で最も高く、次いで「配偶者」27.2%（前回24.6%）、3番目に多かったのが「ホームヘルパー」13.3%（前回4.5%）で順位が入れ替わり、「娘」が9.4%（前回7.1%）であった。

性別で見ると、男性では、「介護施設」46.9%（前回48.5%）で最も高く、次いで「配偶者」が33.3%（前回40.4%）、「ホームヘルパー」8.5%（前回4.4%）で前回調査と同じとなった。女性では、「介護施設」61.1%（前回65.3%）で最も高く、次いで「配偶者」「娘」10.9%（前回12.1%、11.0%）となった。

## 7. 男女の地位について

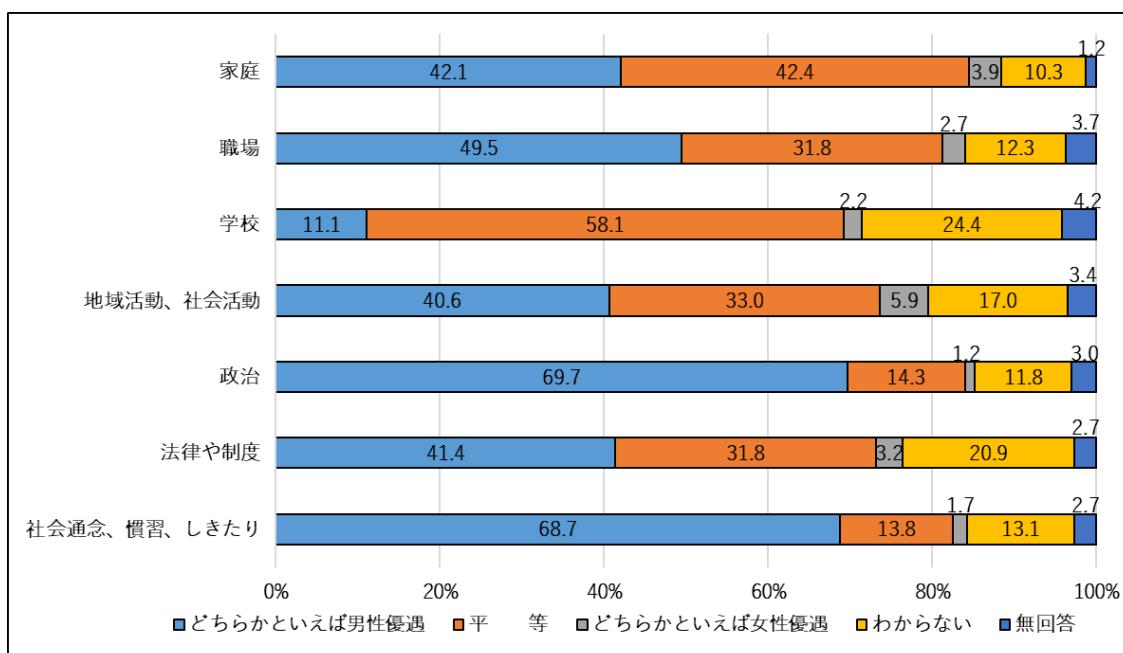
問 21 次のようなところにおいて、男女の地位は平等になっていると思いますか。項目ごとに1つずつ選び、該当する番号に○をつけてください。

「どちらかといえば男性優遇」と答えた人の割合は、「政治」が69.7%（前回75.4%）で前回調査でも最も高く、次いで「社会通念・慣習、しきたり」68.7%（前回70.9%）、「職場」49.5%（前回54.7%）、「家庭」42.1%（前回49.5%）、「法律や制度」41.4%（前回48.2%）、「地域活動・社会活動」40.6%（前回43.0%）であった。「学校」11.1%（前回15.5%）が前回と同様一番低かった。

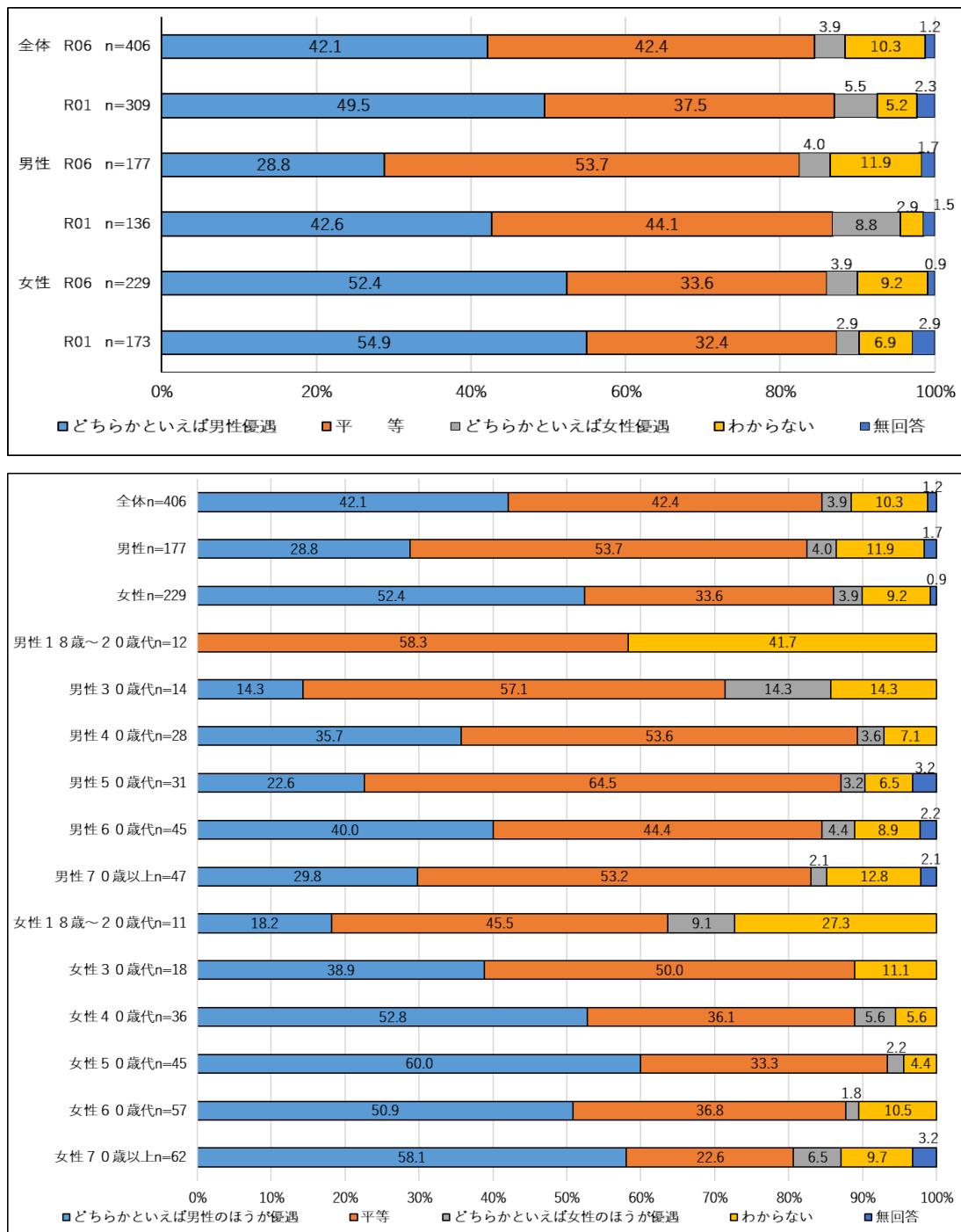
「平等」と答えた人の割合は、「学校」が58.1%（前回63.8%）で前回調査でも最も高く、次いで順位が入れ替わり「家庭」42.4%（前回37.5%）、「地域活動、社会活動」33.0%（前回42.4%）となった。

前回調査では「平等」と答えた人の割合は、「学校」のみ「どちらかといえば男性優遇」と答えた人の割合を上回っていたが、今回調査では「学校」「家庭」の2項目で「平等」と答えた人の割合が「どちらかといえば男性優遇」と答えた人の割合を上回った。

また、今回調査でも、すべての分野で、「どちらかといえば男性優遇」と答えた人の割合は、「どちらかといえば女性優遇」と答えた人の割合を大きく上回っている。



## ア 家庭

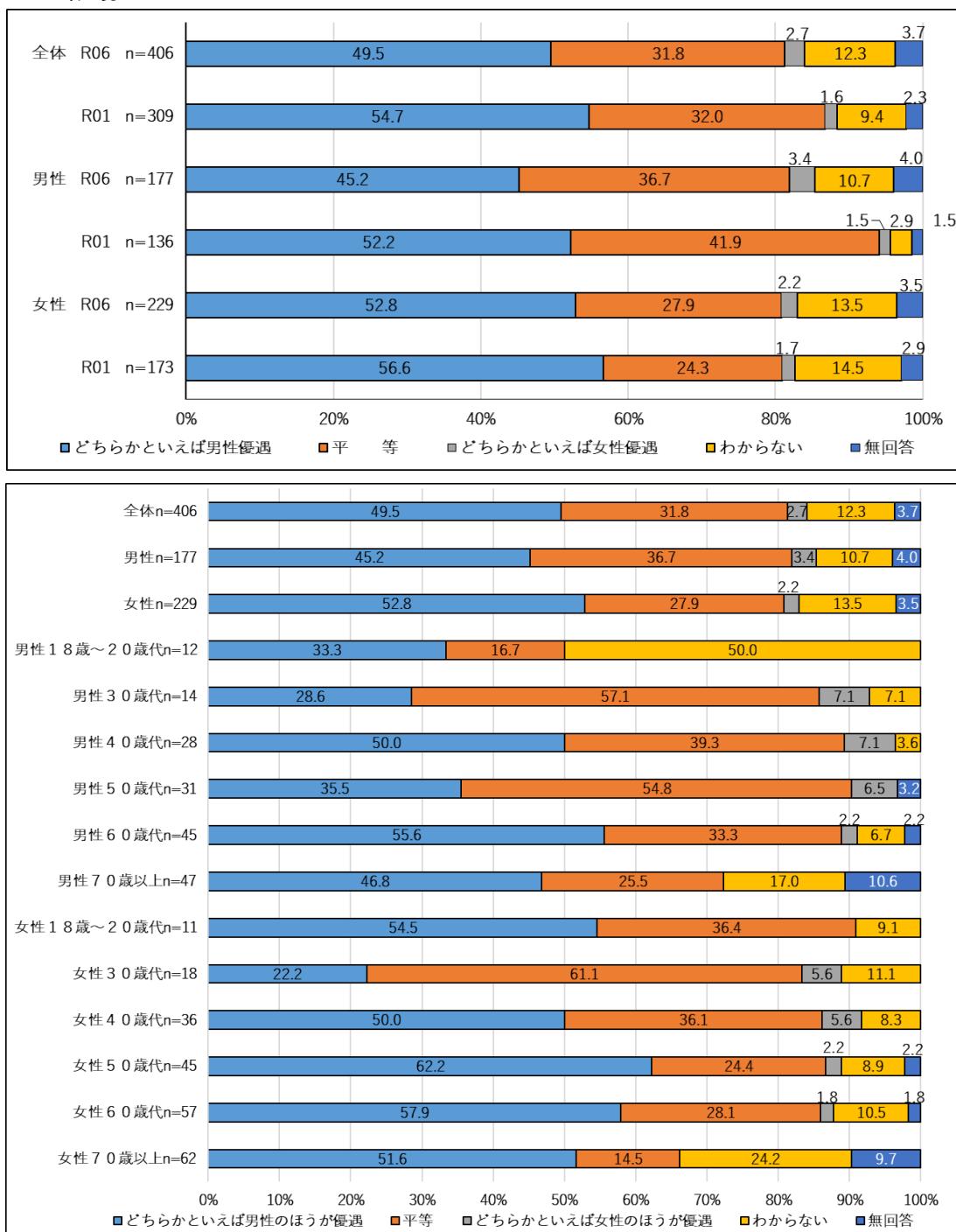


「どちらかといえば男性の方が優遇されている」と答えた人の割合は42.1%（前回49.5%）、「平等」は42.4%（前回37.5%）、「どちらかといえば女性の方が優遇されている」は3.9%（前回5.5%）となり、「平等」が「どちらかといえば男性の方が優遇されている」を上回っている。

前回と比較すると、男性では、「どちらかといえば男性の方が優遇されている」と答えた人の割合は7.4%減少し、「平等」と答えた人の割合は4.9%増加した。女性では「どちらかといえば男性の方が優遇されている」と答えた人の割合は2.5%減少し、「平等」と答えた人の割合は1.2%増加した。

年齢別に見ると、「平等」と答えた人の割合は、男性では全ての年代で「どちらかといえば男性の方が優遇されている」と答えた人の割合を上回っているが、女性では18歳～20歳代、30歳代のみ上回っており、男女間及び年代で差が見られる。

## イ 職場

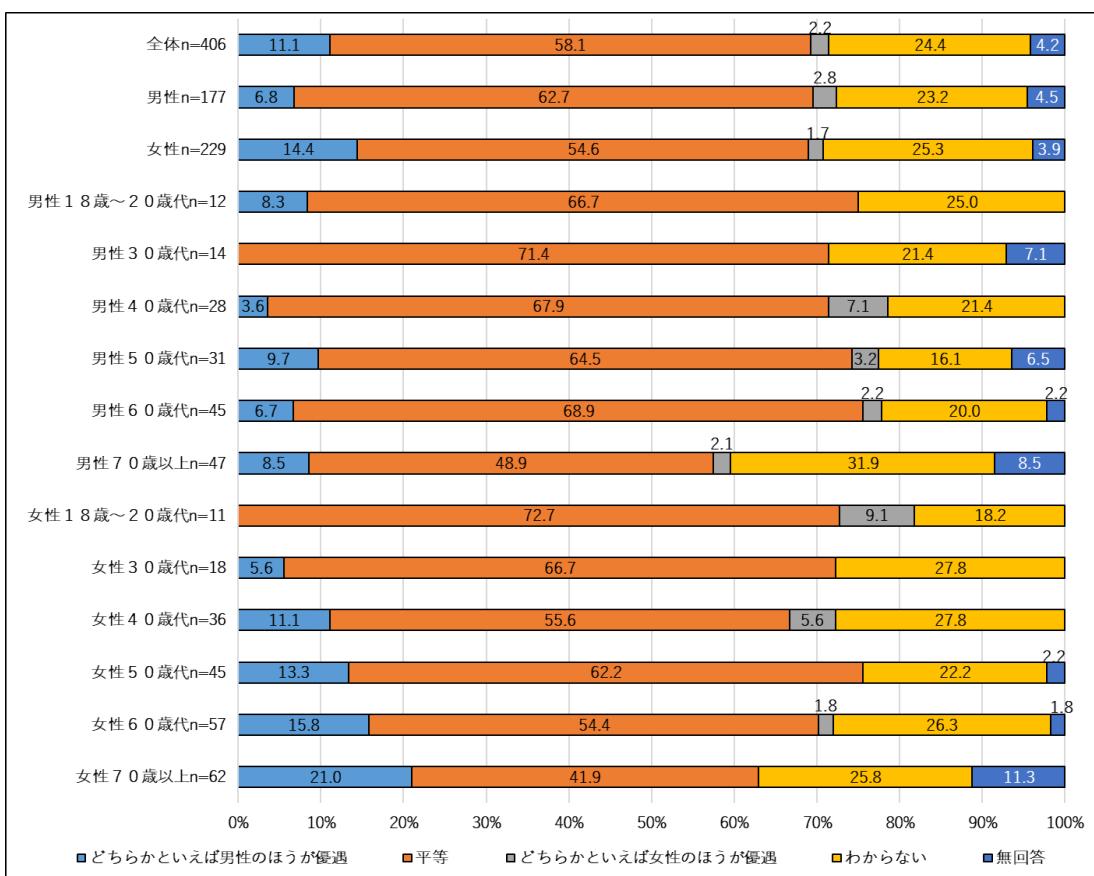
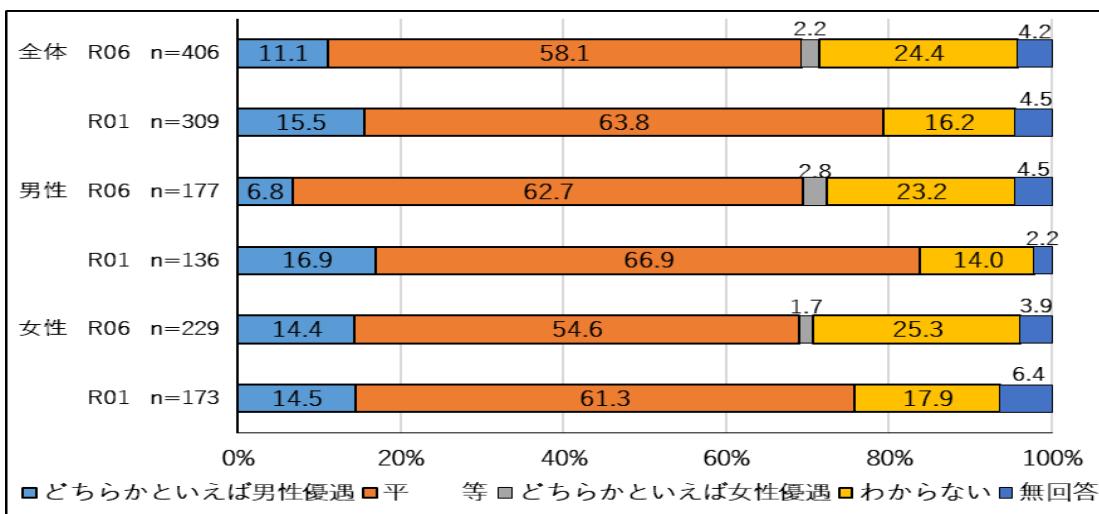


「どちらかといえば男性の方が優遇されている」と答えた人の割合は49.5%（前回54.7%）、「平等」は31.8%（前回32.0%）、「どちらかといえば女性の方が優遇されている」は2.7%（前回1.6%）となっている。

前回と比較すると、「どちらかといえば男性の方が優遇されている」と答えた人の割合は5.2%、「平等」と答えた人の割合は0.2%減少し、「どちらかといえば女性が優遇されている」と答えた人の割合は1.1%増加している。

性別に見ると、「平等」と答えた人の割合は男性36.7%（前回41.9%）、女性27.9%（前回24.3%）で、8.8%（前回17.6%）女性が男性を下回っている。年齢別に見ると、「どちらかといえば男性の方が優遇されている」と答えた人の割合は、男性では60歳代が55.6%（前回60歳代が60.0%）で最も高く、女性では、50歳代が62.2%（前回30歳代が62.5%）と最も高くなっている。

## ウ 学校

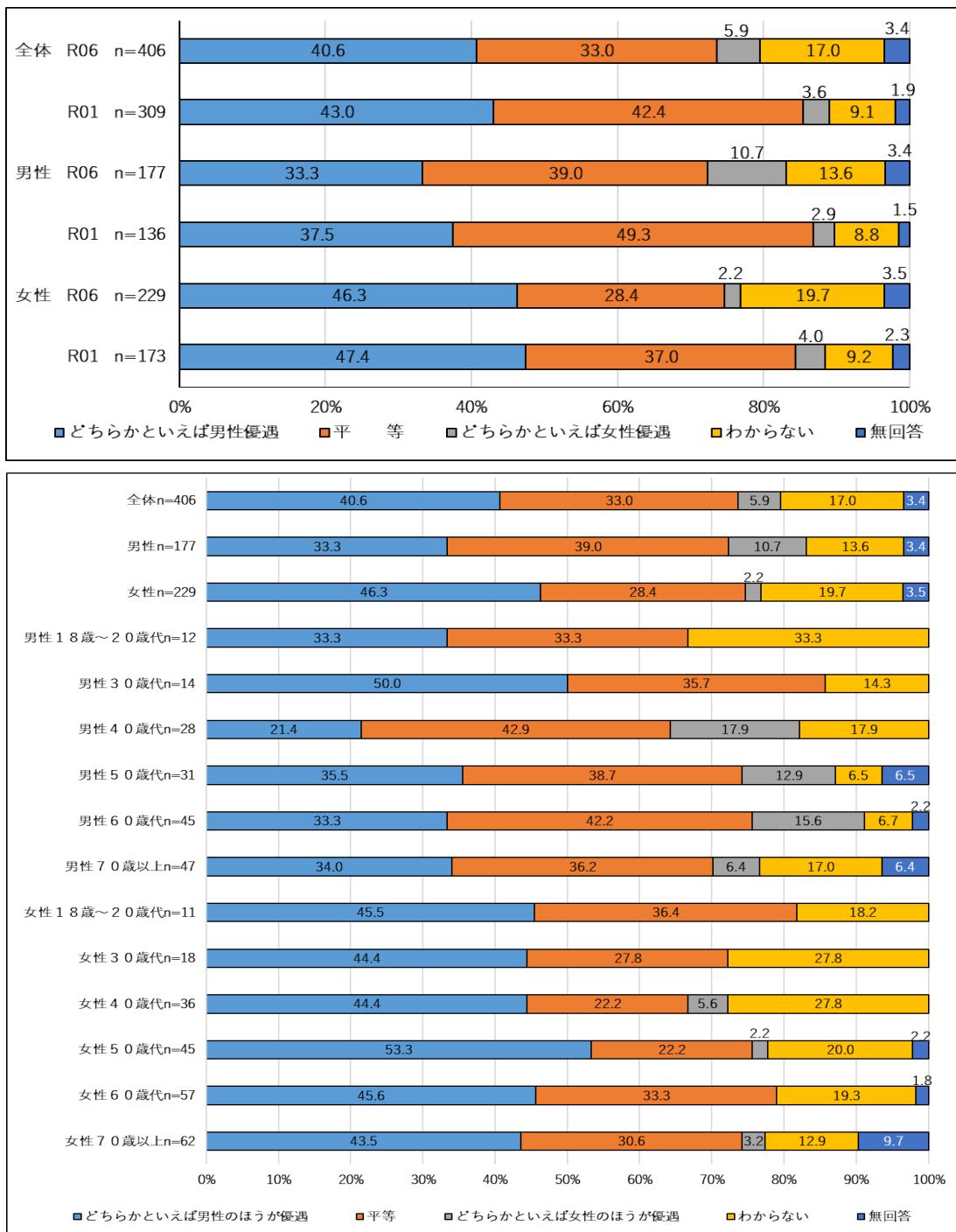


「どちらかといえば男性の方が優遇されている」と答えた人の割合は11.1%（前回15.5%）、「平等」は58.1%（前回63.8%）、「どちらかといえば女性の方が優遇されている」は2.2%（前回0.0%）とあまり変化はない。

前回と比較すると、「どちらかといえば男性の方が優遇されている」と答えた人の割合は男性女性ともに減少している。

年齢別に見ると、「どちらかといえば男性の方が優遇されている」と答えた人の割合は、70歳代では、男性8.5%、女性21.0%と差がある。「平等」と答えた人の割合は、男性では30歳代71.4%、女性では18歳～20歳代72.7%が最も高くなっている。

## 工 地域活動、社会活動



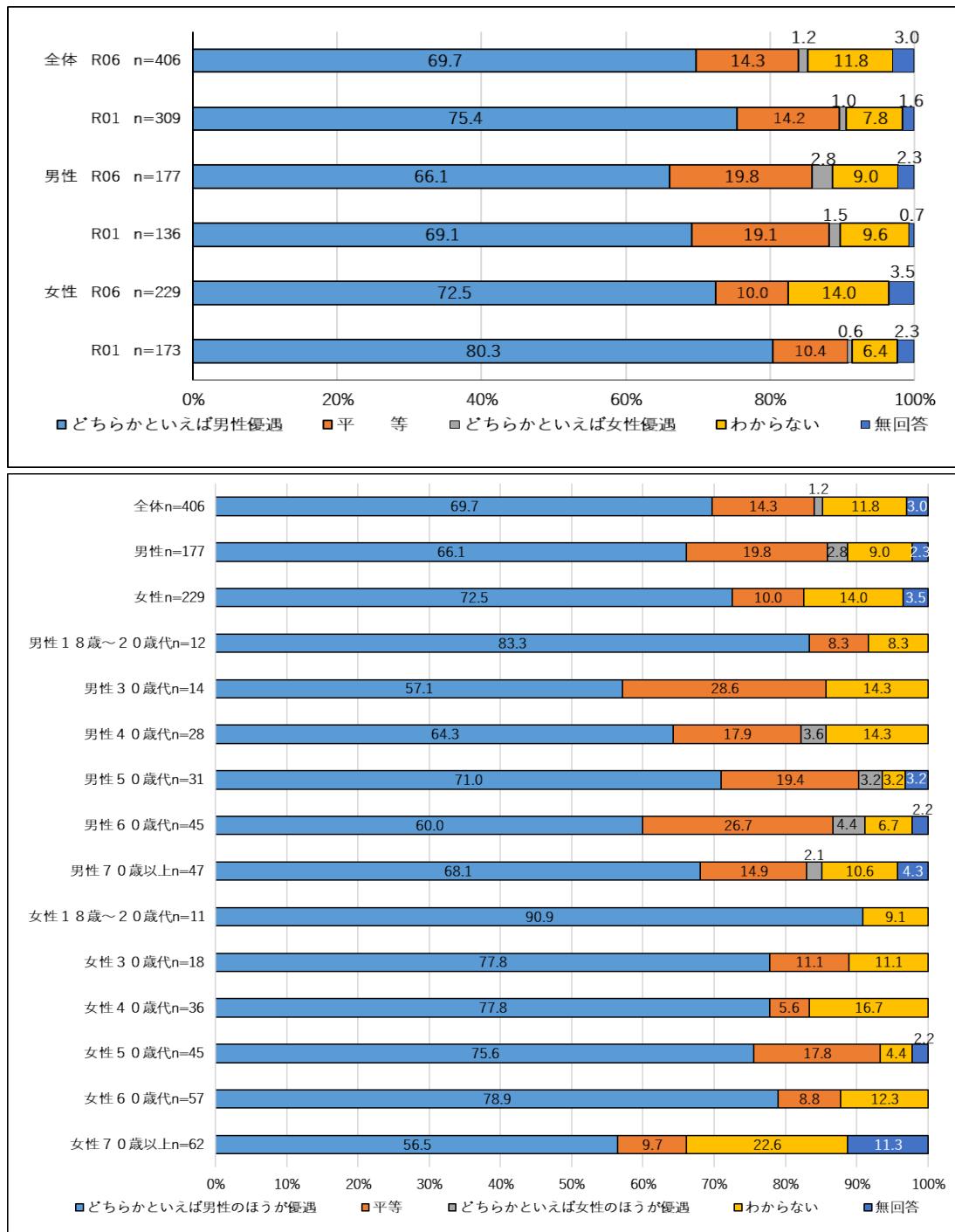
「どちらかといえば男性の方が優遇されている」と答えた人の割合は40.6%（前回43.0%）、「平等」は33.0%（前回42.4%）、「どちらかといえば女性の方が優遇されている」は5.9%（前回3.6%）となっている。

前回と比較すると、「どちらかといえば男性の方が優遇されている」と答えた人の割合は2.4%減少している。

性別に見ると、「どちらかといえば男性の方が優遇されている」と答えた人の割合は、13.0%女性が男性を上回り、「平等」と答えた人の割合は、10.6%男性が女性を上回っている。

年齢別に見ると、「平等」と答えた人の割合は、男性は40歳代、女性は18歳～20歳代が最も高くなっている。

## 才 政治

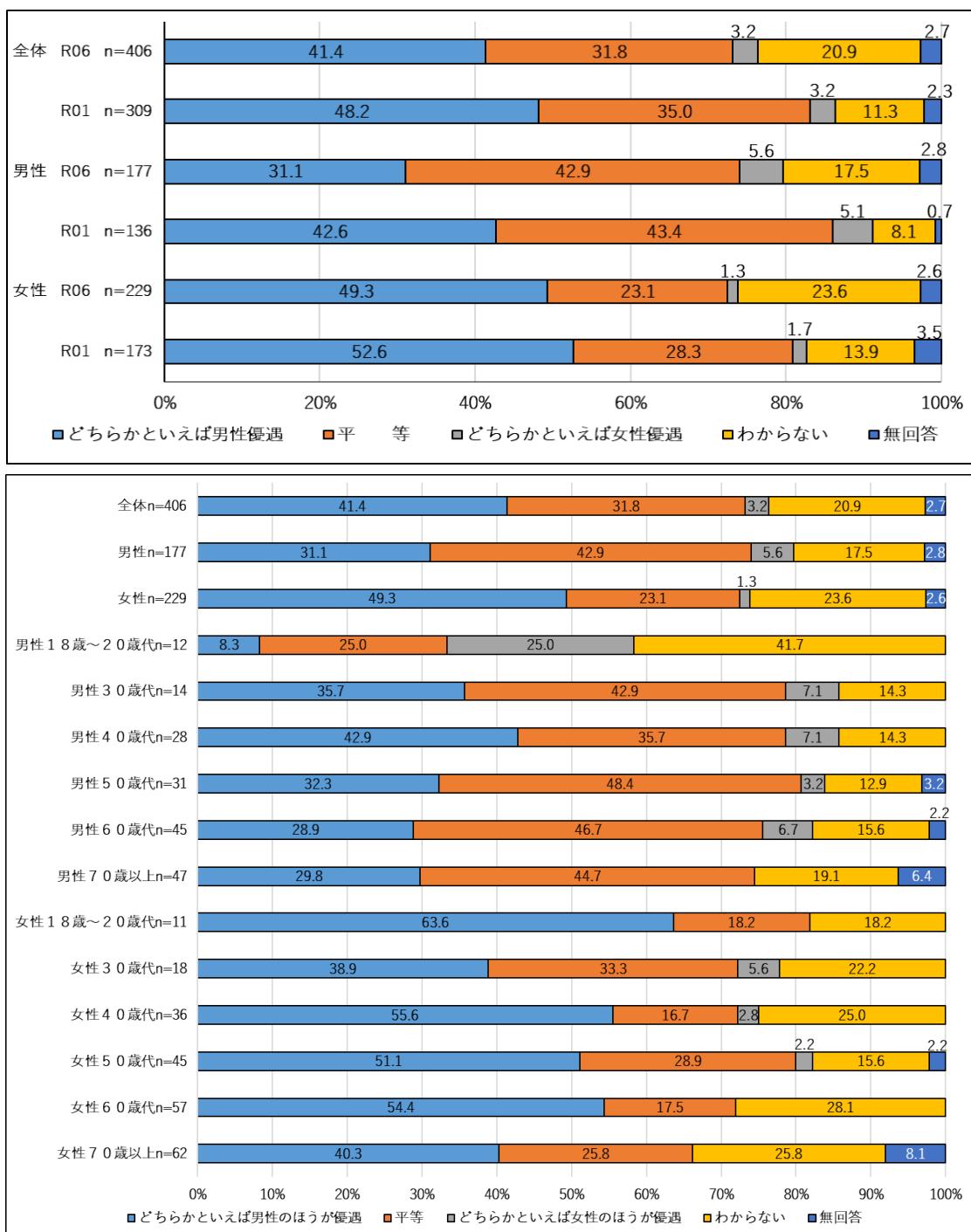


「どちらかといえば男性の方が優遇されている」と答えた人の割合は69.7%（前回75.4%）、「平等」は14.3%（前回14.2%）、「どちらかといえば女性の方が優遇されている」は1.2%（前回1.0%）となっている。

前回と比較すると、「どちらかといえば男性の方が優遇されている」と答えた人の割合は5.7%（前回は2.1%）減少している。「平等」と答えた人の割合は、全体で0.1%増加（前回3.7%増加）している。

性別に見ると、「平等」と答えた人の割合は男性19.8%（前回19.1%）、女性10.0%（前回10.4%）で、9.8%（前回8.7%）男性が女性を上回っている。年齢別に見ると、「どちらかといえば男性の方が優遇されている」と答えた人の割合は、30歳代で男女の差が最も大きく、男性57.1%、女性77.8%で20.7%の差となっている。

## 力 法律や制度

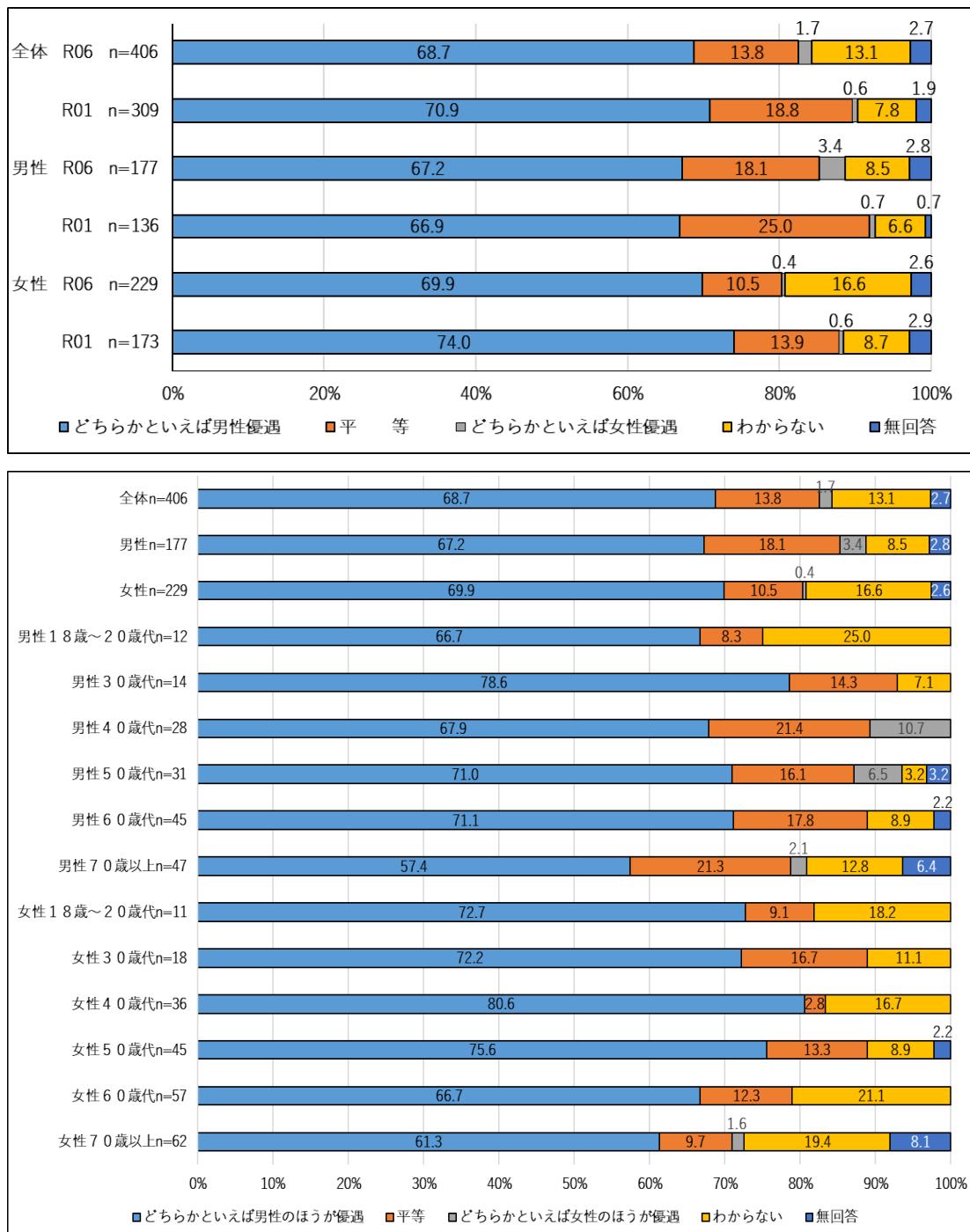


「どちらかといえば男性の方が優遇されている」と答えた人の割合は41.4%（前回48.2%）、「平等」は31.8%（35.0%）、「どちらかといえば女性の方が優遇されている」は3.2%（前回3.0%）となっている。

性別に見ると、「どちらかといえば男性の方が優遇されている」と答えた人の割合は、18.2%（前回10.0%）女性が男性を大きく上回り、「平等」と答えた人の割合は、逆に19.8%（前回15.1%）男性が女性を大きく上回っている。

年齢別に見ると、「平等」と答えた人の割合は、今回調査でも、すべての年齢で男性が女性を上回っている。

## キ 社会通念、慣習、しきたり



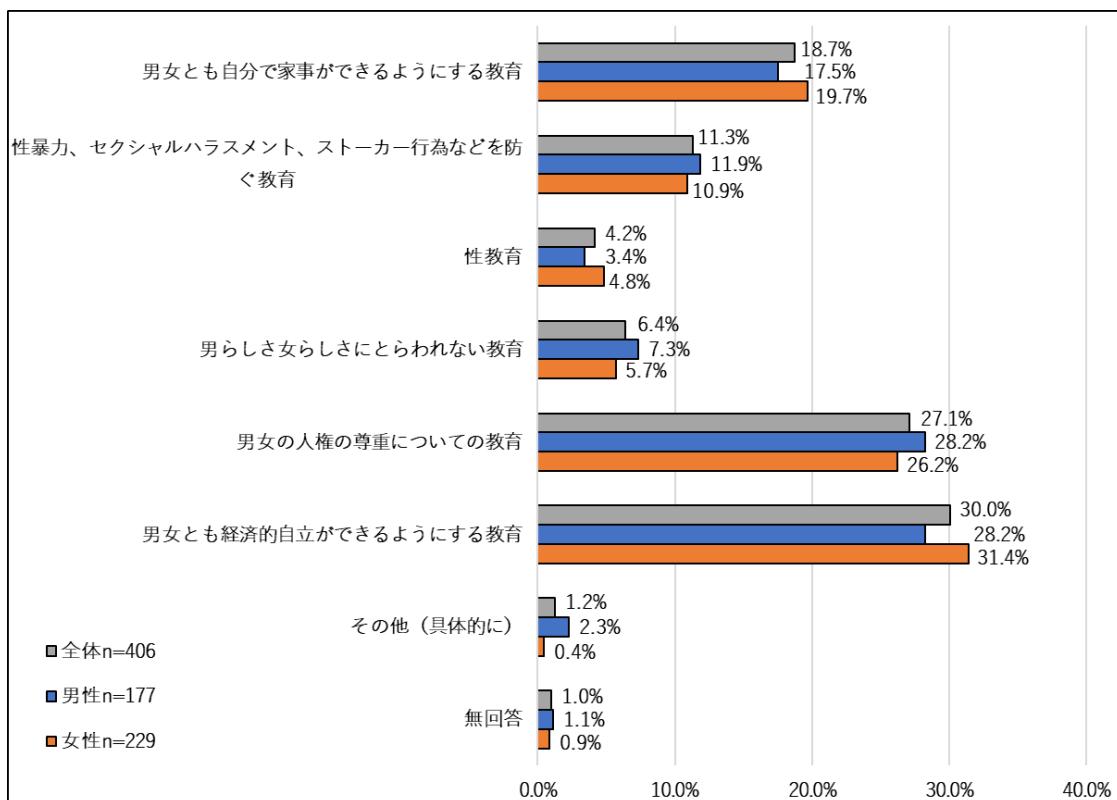
「どちらかといえば男性の方が優遇されている」と答えた人の割合は68.7%（前回70.9%）、「平等」は13.8%（前回18.8%）、「どちらかといえば女性の方が優遇されている」は1.7%（前回0.6%）となっている。

性別で見ると、「平等」と答えた人の割合は、7.6%男性が女性を上回った。前回調査では11.1%であった。

年齢別に見ると、「どちらかといえば男性の方が優遇されている」と答えた人の割合は、40歳代で男女の差が最も大きく、男性67.9%、女性80.6%で12.7%の差となっている。同じく40歳代で「平等」と答えた人の割合18.6%の差（男性21.4%、女性2.8%）となっている。

## 8. 学校教育について

問22 学校における男女平等教育で、今後特に力を入れると良いと思われるこ  
とを、次の中から1つだけ選んで、該当する番号に○をつけてください。

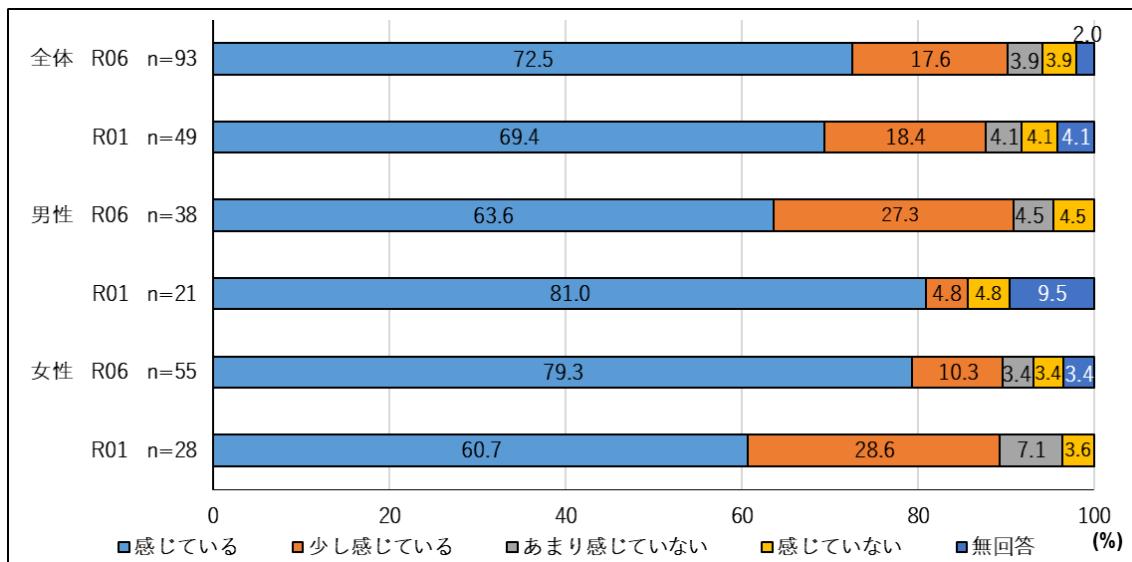


今回調査では男性が「男女の人権の尊重についての教育」「男女とも経済的自立ができるようにする教育」(それぞれ28.2%)、次いで「男女とも自分で家事ができるようにする教育」(17.5%)の順となっている。女性では、「男女とも経済的自立ができるようにする教育」(31.4%)、次いで「男女の人権の尊重についての教育」(26.2%)、「男女とも自分で家事ができるようにする教育」(19.7%)の順となっている。

性別に見ると、「男女の人権の尊重についての教育」と答えた人の割合は、2.0% 男性が女性を上回り、「男女とも経済的自立ができるようにする教育」と答えた人の割合は、3.2% 女性が男性を上回っている。

## 9. 子育てについて

問 23 子育てに家族や周囲から協力を得られていると感じますか。あなたのお気持ちに近いものを1つだけ選んで、該当する番号に○をつけてください。



一番下の子どもが小学生以下の人について回答をみると、「(協力を得られていると)感じている」と答えた人の割合は72.5%（前回69.4%）、「(協力を得られている)少し感じている」は17.6%（前回18.4%）、「(協力を得られていると)あまり感じていない」は3.9%（前回4.1%）、「(協力を得られていると)感じていない」は3.9%（前回4.1%）となっている。

前回と比較すると、「(協力を得られていると)感じている」「(協力を得られていると)少し感じている」と答えた人の割合は、男性では、5.1%、女性では、0.3%増加している。

性別に見ると、「(協力を得られていると)あまり感じていない」「(協力を得られていると)感じていない」と答えた人の割合は、男性9.0%、女性6.8%で、2.2%男性が女性を上回っている。

問24 「問17」の質問で「3または4」を選んだ方は、どんなとき家族や周囲から協力を得られていないと感じましたか。次の中からいくつでも選んで、該当する番号に○をつけてください。 (複数回答)

	男性（人）	女性（人）
・配偶者（パートナー）が子育てに参加してくれないとき	0	5
・保育所・学童保育などに保育施設の職員の対応や運営方法に不満を感じたとき	1	1
・同居の家族もしくは別居の家族にもっと協力してほしいと感じたとき	0	5
・経済的に苦しいとき	0	3
・子育てについて相談する人がいないとき	0	2
・職場で子どものための休暇が取りにくいとき	0	2
・社会から孤立を感じたとき	0	0
・その他	1	1

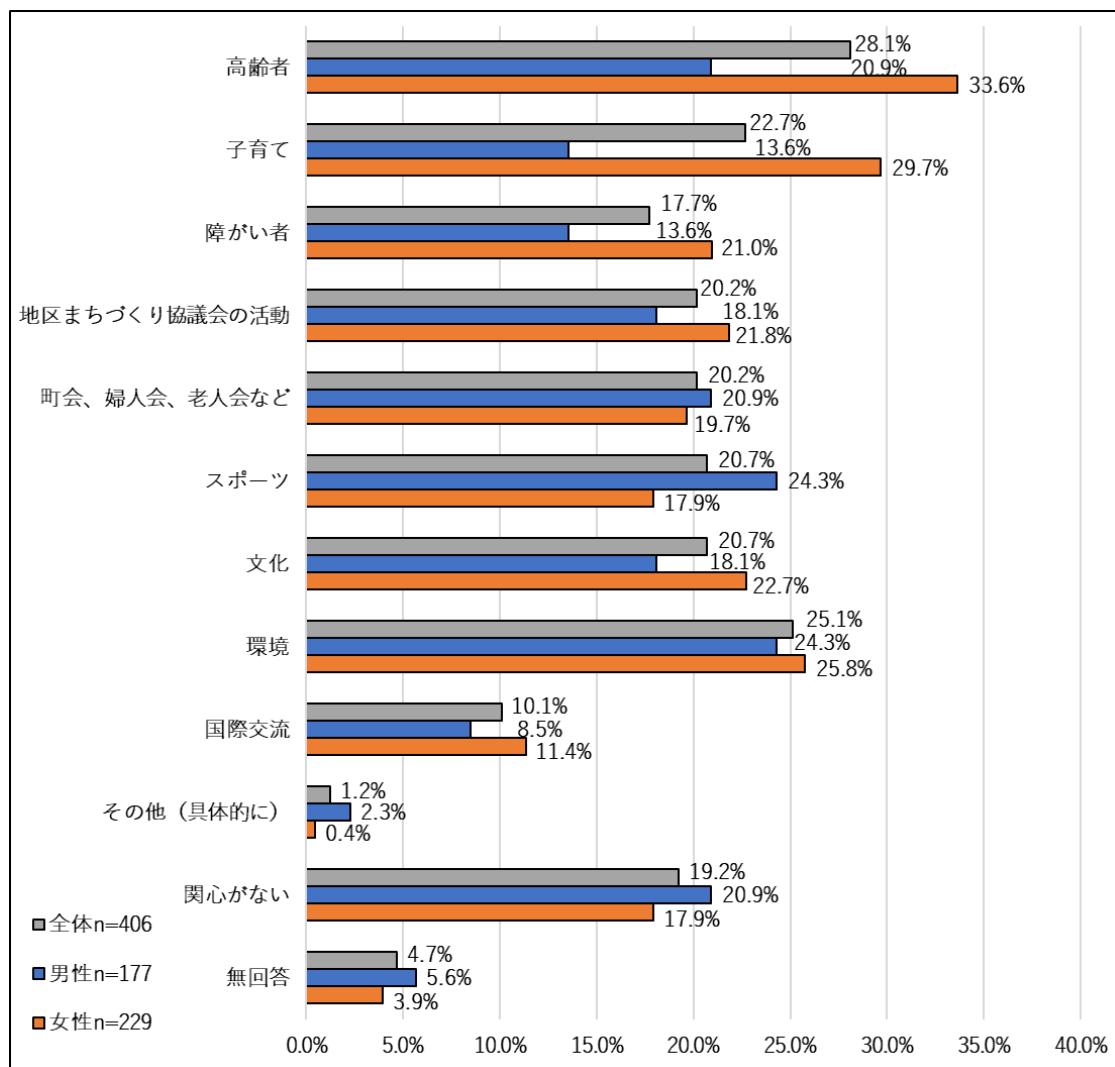
問23で「あまり感じていない」又は「感じていない」と答えた人に、「どんなときに協力を得られていないと感じたか」について選択肢をあげて聞いた。(複数回答。いくつでも)

今回調査で該当したのは、10人であり、男性では、それぞれの考え方があるが、女性では、「配偶者（パートナー）が子育てに参加してくれないとき」「同居の家族もしくは別居の家族にもっと協力してほしいと感じたとき」が多く回答されていた。

## 10. 社会活動について

問25 社会活動（ボランティア・NPO等）についてお伺いします。

ア あなたは、どんな分野に関心がありますか。次の中からいくつでも選んで、該当する番号に○をつけてください。（複数回答）



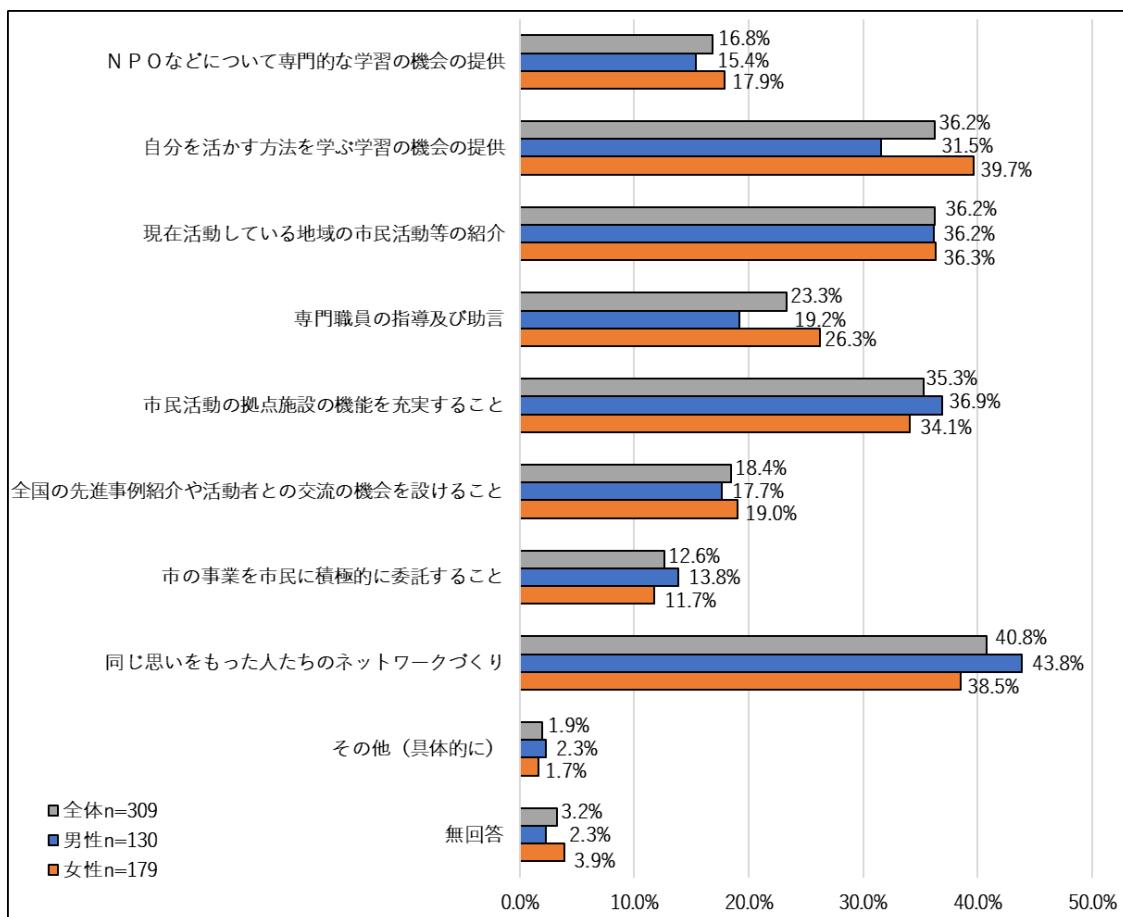
全体では、「高齢者」と答えた人の割合が28.1%で最も高く（前回調査は「子育て」31.4%）、次いで「環境」25.1%（前回調査は「高齢者」29.8%）、「子育て」22.7%（前回調査は「環境」27.5%）、「文化」「スポーツ」20.7%の順となっていた。

男性では、「環境」「スポーツ」と答えた人はそれぞれ24.3%で最も高く、次いで「町会、婦人会、老人会など」「高齢者」がそれぞれ20.9%となっている。

女性では、「高齢者」と答えた人の割合が33.6%で最も高く、次いで「子育て」29.7%、「環境」25.8%、「文化」22.7%となっている。

「関心がない」と答えた人の割合は、全体で19.2%（前回18.1%）で、3.0%男性が女性を上回っている。

イ あなたは、その分野の社会活動を盛んにするために何が必要だと思いますか。次の中から3つまで選んで、該当する番号に○をつけてください。(複数回答)



全体では、「同じ思いをもった人たちのネットワークづくり」と答えた人の割合が40.8%で最も高く、次いで「自分を生かす方法を学ぶ学習機会の提供」「現在活動している地域の市民活動等の紹介」がそれぞれ36.2%、市民活動の拠点施設の機能を充実すること」が35.3%となった。

男性では、「同じ思いをもった人たちのネットワークづくり」と答えた人の割合が43.8%で最も高く、次いで市民活動の拠点施設の機能を充実すること」が36.9%、「現在活動している地域の市民活動等の紹介」36.2%となっている。

女性では、「自分を生かす方法を学ぶ学習機会の提供」と答えた人の割合が39.7%で最も高く、次いで「同じ思いをもった人たちのネットワークづくり」38.5%、「現在活動している地域の市民活動等の紹介」36.3%となっている。

問26 あなたは、次のことについて知っていますか。また関心がありますか。  
項目ごとに、該当する欄に○をつけてください。

認知度では、「ボランティア」と答えた人の割合が90.6%で最も高く、次いで「ドメスティックバイオレンス(DV)」86.7%、「NPO」77.3%、「ジェンダー」72.4%、「性的マイノリティ(LGBTQ等)」70.7%、「男女共同参画」62.3%、「ワーク・ライフ・バランス」45.3%、「協働のまちづくり」44.3%の順となった。

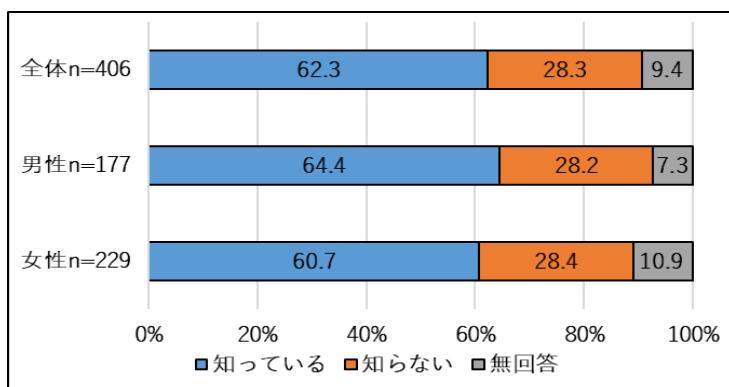
関心度では、「ボランティア」と答えた人の割合が47.0%で最も高く、次いで「ワーク・ライフ・バランス」43.1%、「男女共同参画」39.7%、「ドメスティックバイオレンス(DV)」35.2%、「協働のまちづくり」34.2%、「NPO」32.5%、「ジェンダー」27.3%、「性的マイノリティ(LGBTQ等)」22.9%となった。

認知度と関心度を対比すると、関心度は認知度より低くなっているが、「ワーク・ライフ・バランス」「協働のまちづくり」については、関心度、認知度に大差は見られない。

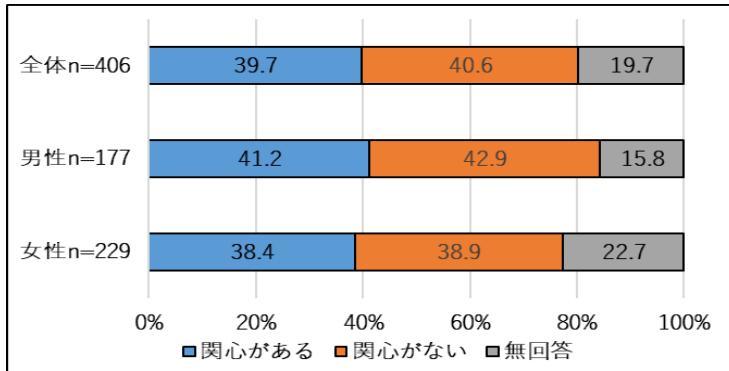
性別に見ると、認知度では、「ジェンダー」以外の項目については男性が女性を上回っており、関心度では、「ジェンダー」「DV」「ボランティア」「ワーク・ライフ・バランス」「性的マイノリティ(LGBTQ等)」が女性が男性を上回っている。

「性的マイノリティ(LGBTQ等)」は今回調査から追加した項目であり、認知度は70.7%、関心度22.9%となった。

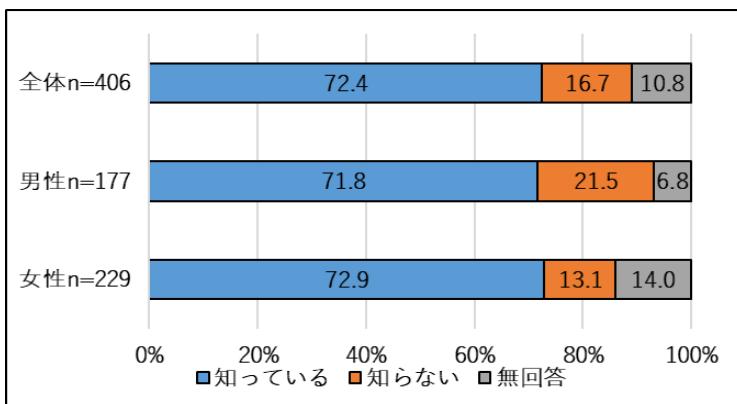
ア 男女共同参画について知っていますか。



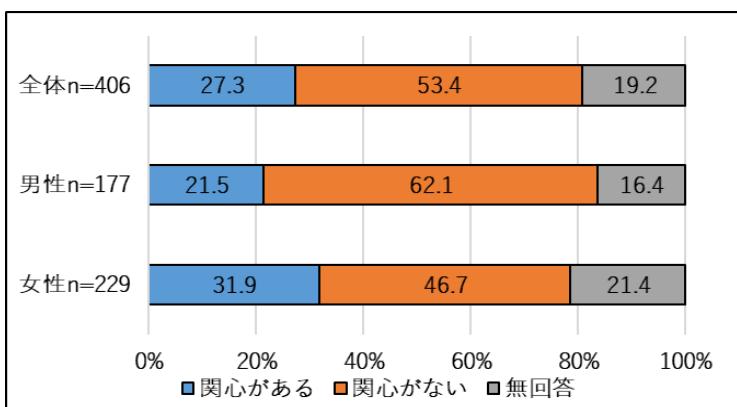
ア 男女共同参画について関心がありますか。



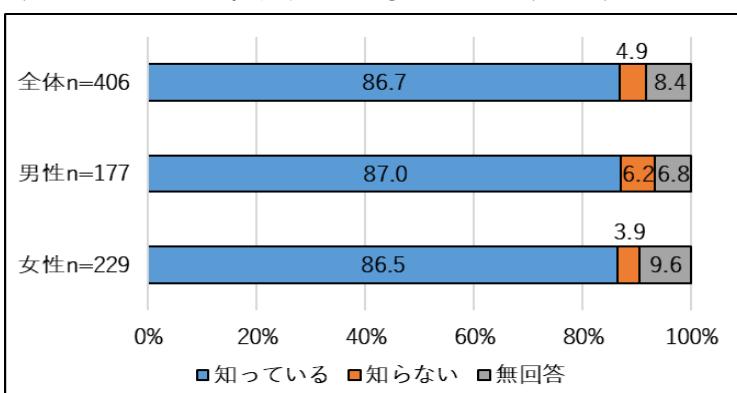
イ ジェンダーについて知っていますか。



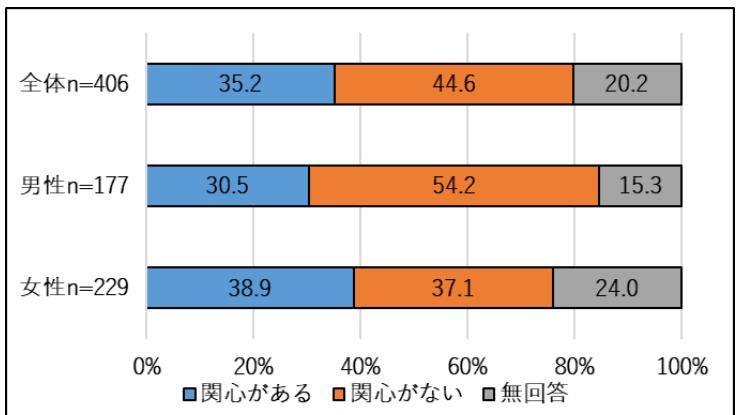
イ ジェンダーについて関心がありますか。



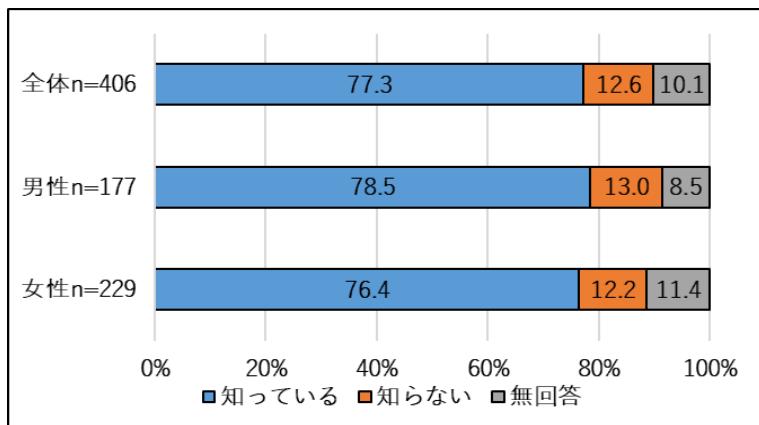
ウ ドメスティックバイオレンス（DV）について知っていますか。



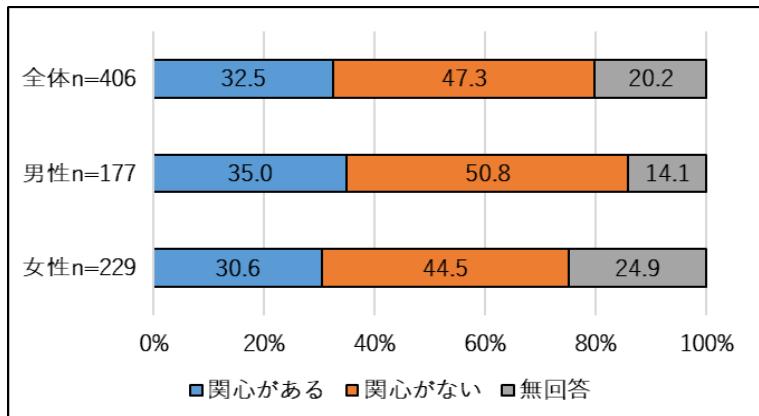
ウ ドメスティックバイオレンス（DV）について関心がありますか。



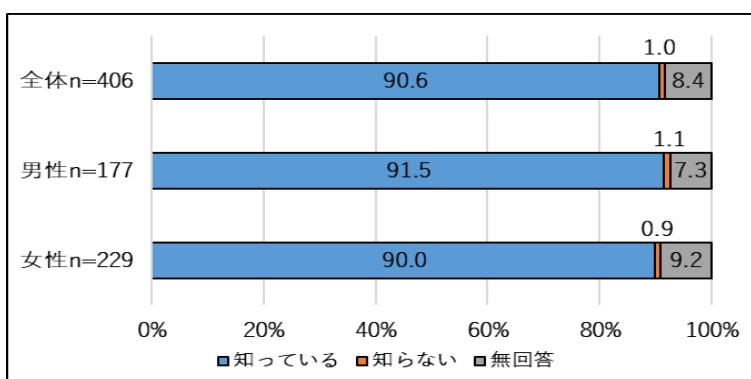
エ NPOについて知っていますか。



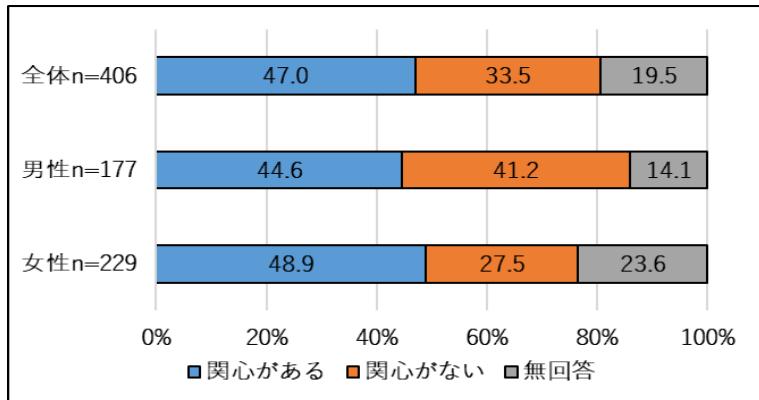
エ NPOについて関心がありますか。



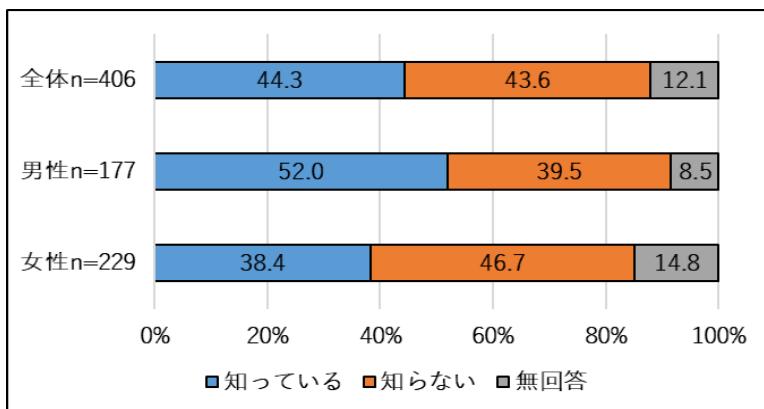
オ ボランティアについて知っていますか。



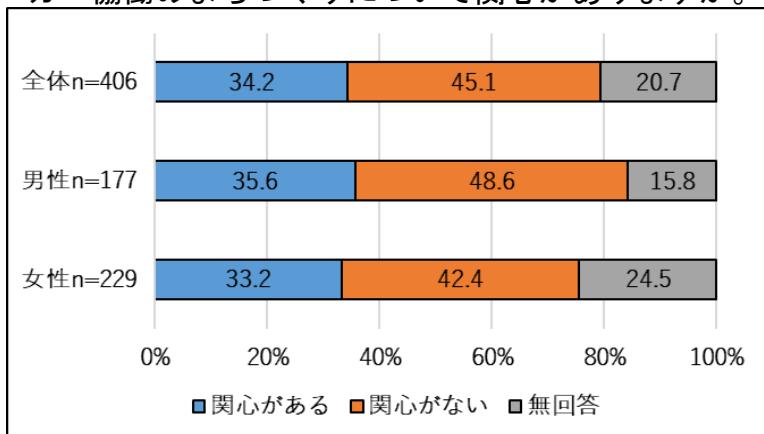
オ ボランティアについて関心がありますか。



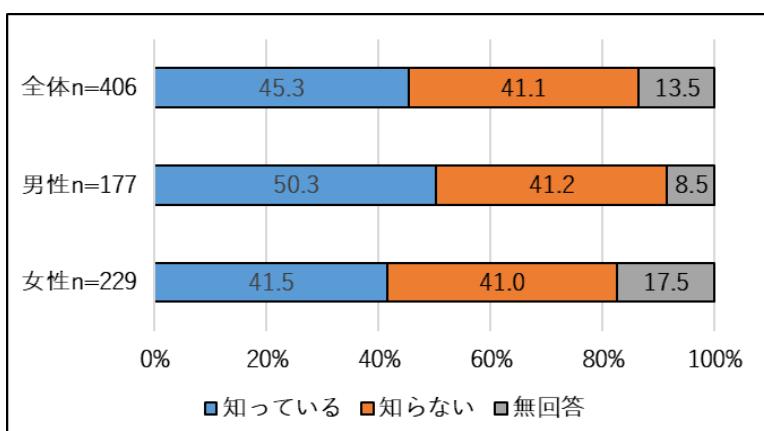
力 協働のまちづくりについて知っていますか。



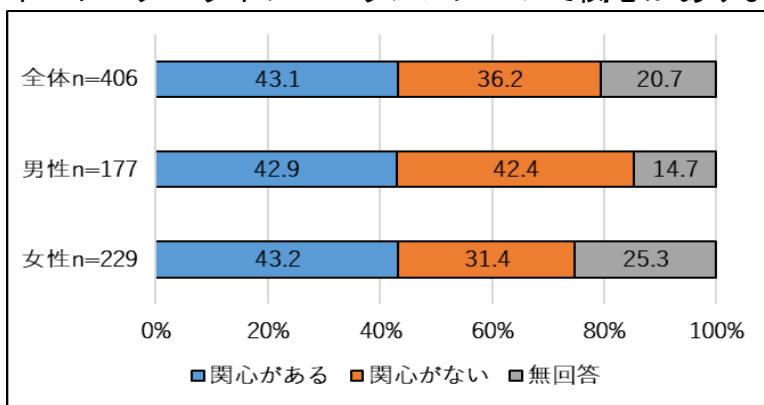
力 協働のまちづくりについて関心がありますか。



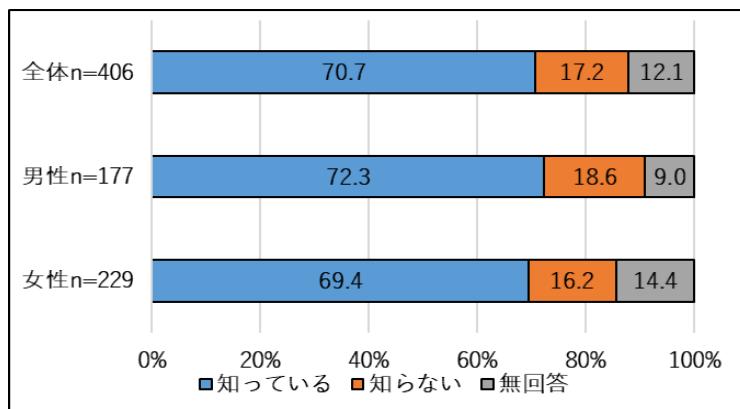
キ ワーク・ライフ・バランスについて知っていますか。



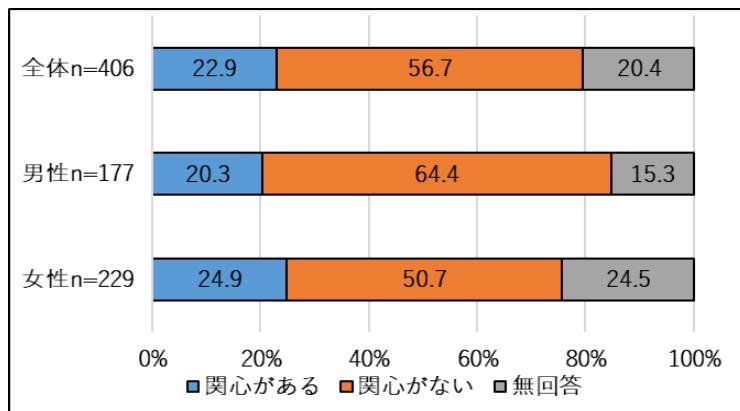
キ ワーク・ライフ・バランスについて関心がありますか。



ク 性的マイノリティ（LGBTQ 等）について知っていますか。

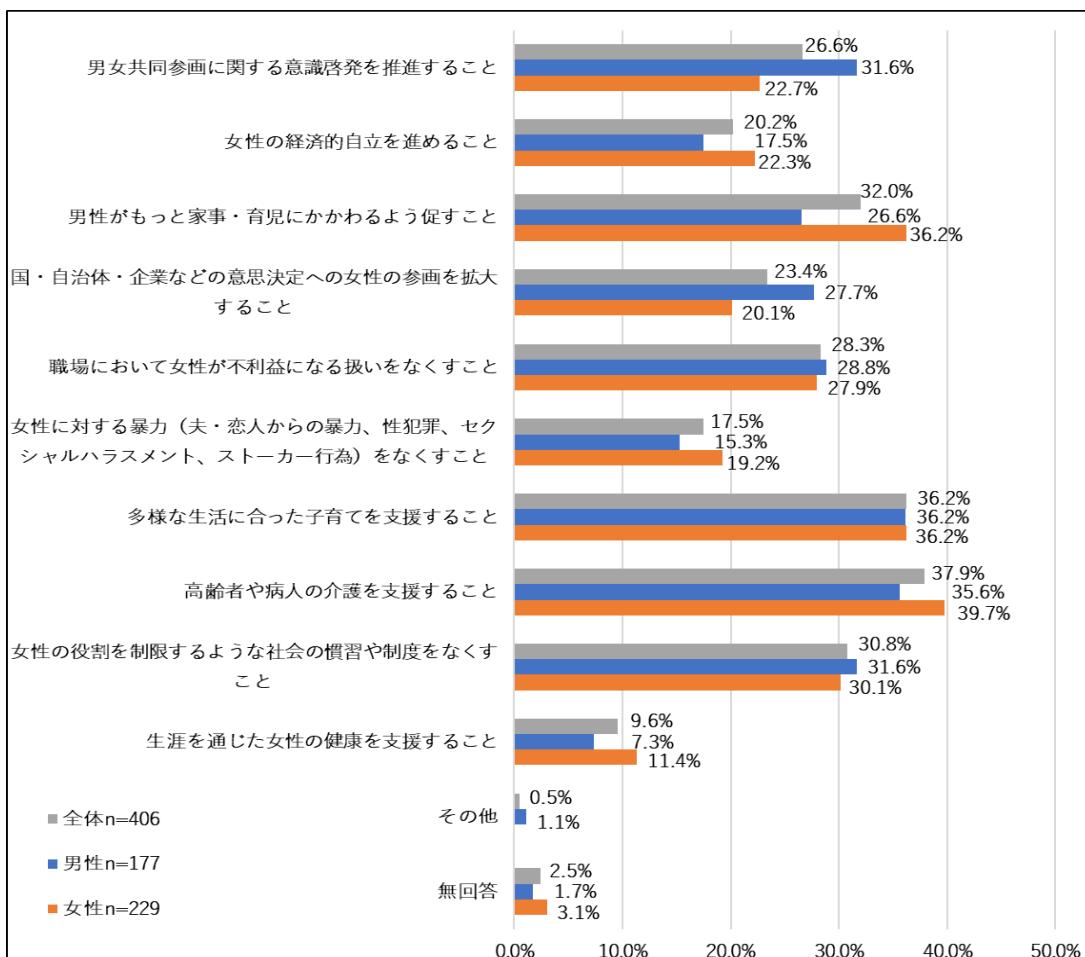


ク 性的マイノリティ（LGBTQ 等）について関心がありますか。



## 1.1. 行政について

問27 これからの「男女共同参画社会」づくりの取り組みについて、「行政が特に力を入れるべき」と思うものを、次の中から3つまで選んで、該当する番号に○をつけてください。(複数回答)



全体では、「高齢者や病人の介護を支援すること」37.9%（前回40.5%）で最も多く、次いで「多様な生活に合った子育てを支援すること」と答えた人の割合が36.2%（前回46.6%）、「男性がもっと家事・育児にかかわるよう促すこと」32.0%（前回27.5%）、「女性の役割を制限するような社会の慣習や制度をなくすこと」30.8%（前回22.0%）となっている。

前回調査では男性は、「多様な生活に合った子育てを支援すること」と答えた人の割合が47.1%で最も多かったが、今回も36.2%と最も多かった。次いで前回は「高齢者や病人の介護を支援すること」が38.2%であったが、今回も「高齢者や病人の介護を支援すること」が35.6%となった。

女性では、「高齢者や病人の介護を支援すること」39.7%（前回42.2%）で最も多く、次いで「男性がもっと家事・育児にかかわるように促すこと」「多様な生活に合った子育てを支援すること」と答えた人の割合が36.2%（前回27.5%、46.2%）となった。

男女間の差を見ると、「男性がもっと家事・育児にかかわるよう促すこと」（男性26.6%、女性36.2%）、「男女共同参画に関する意識啓発推進すること」（男性31.6%、女性22.7%）、「国・自治体・企業などの意思決定への女性の参画を拡大すること」（男性27.7%、女性20.1%）に差がある。